

加 越 沿 岸

海岸保全基本計画

(案)

令和8年4月

福 井 県

目 次

1. 海岸保全基本計画の策定について	1
1.1 海岸保全の基本理念	1
1.2 計画対象範囲	2
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	4
2.1 加越沿岸の海岸の現況	4
2.1.1 防護面から見た海岸の現況	4
2.1.2 環境面から見た海岸の現況	7
2.1.3 利用面から見た海岸の現況	10
2.1.4 ゾーン区分と各ゾーンの問題点・課題	13
2.1.5 沿岸の問題点・課題のまとめ	18
2.2 海岸保全の方向および施策	19
2.2.1 海岸保全の方向	19
2.2.2 加越沿岸の海岸防護の目標	20
2.2.3 防護・環境・利用に関する施策	22
3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	34
3.1 海岸保全施設の整備の考え方	34
3.1.1 海岸保全施設を整備しようとする区域	34
3.1.2 海岸保全施設の種類・規模・配置	35
3.1.3 海岸保全施設による受益の地域とその状況	35
3.2 海岸保全施設の整備内容	36
3.2.1 気候変動の影響度が高い地区海岸	36
3.2.2 芦原・三国海岸ゾーン	38
3.2.3 越前松島・東尋坊ゾーン	41
3.2.4 テクノポート・三里浜ゾーン	44
3.2.5 越前海岸ゾーン	48
3.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	54
3.3.1 海岸保全施設の維持又は修繕の考え方	54
3.3.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	54
4. 海岸の環境保全など管理に関する事項	55
4.1 日常的な管理に関する事項	56
4.2 環境問題への対応	57
4.3 啓発活動	57

5. 海岸保全基本計画の実施に当たって	58
5.1 計画実施時に配慮すべき事項	58
5.2 計画実施における組織体制および事務分掌	61

□ 参考資料

1. 加越沿岸海岸保全基本計画改定履歴	参考 - 1
2. 改定フロー及び委員構成（令和8年7月）	参考 - 2
3. 策定フロー及び委員構成（平成14年6月）	参考 - 4
4. 用語の説明	参考 - 6
5. 福井県のすぐれた自然情報図1999	参考 - 14
6. 計画外力に関する事項	参考 - 15
7. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	参考 - 17

1. 海岸保全基本計画の策定について

1.1 海岸保全の基本理念

平成 11 年 5 月 28 日に公布された「改正海岸法」では、これまでの“被害からの海岸の防護”に加えて、“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が法目的に追加され、防災・環境・利用の 3 つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指すこととされた。

さらに、平成 26 年 6 月 11 日に公布された「海岸法の一部改正」では、減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置づけや水門・陸閘等の操作規則等の策定、海岸保全施設の維持・修繕などが追加され、平成 26 年 12 月に施行された改正海岸法施行令において「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化された。

今回、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和 2 年 7 月）を踏まえ、国が令和 2 年 11 月に「海岸保全基本方針」を変更、令和 3 年 7 月 30 日に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令の一部が改正されたことにより、気候変動がもたらす影響への対応方針が示され、本計画を改定することとなった。

福井県では、国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、石川県境から越前岬に至る延長約 75 km の加越沿岸について、広域的な視点でとらえて「海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた防護のための海岸保全施設の整備などはもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を推進していくものである。

加越沿岸は、ほぼ全域が越前加賀海岸国定公園に指定され、東尋坊や越前岬に代表される断崖や岬、弁慶の洗濯岩などの岩礁海岸、背後に福井平野をひかえる三里浜、岩礁にはさまれた小規模な砂浜などから形成されており、海岸域には、スイセンやトベラなどの断崖植生や砂丘植生、浅海域には藻場が広がり、多様な生物の生息・生育がみられるなど、優れた自然環境が残る海岸である。

また、良好な海岸景観は全国的な観光資源であり、歴史ある港利用があるなど、加越沿岸の海岸は地域の誇りとなっている。また、漁業が盛んであるとともに、海岸の自然を活かした公園・遊歩道などもあり、生活あるいは憩いの場となっており、海岸は地域の財産といえる。

このように、人々は海辺から多大な恩恵をうけてきたが、その一方で、毎年、高波を発生させる冬季風浪は、沿岸に住む人々の生活を脅かしている。これまで、それらに対応すべく堤防・護岸などの海岸保全施設を整備してきており、場所によっては消波施設や沖合施設の導入も図られている。

また、近年では、以前のような海とともにあった人々の豊かな生活環境が変貌してきたことや、様々な沿岸域利用の影響を受け、砂浜の侵食、海岸に漂着するゴミや流木、ニーズの多様化による海岸利用の錯綜など、様々な課題に対する対応が求められている。

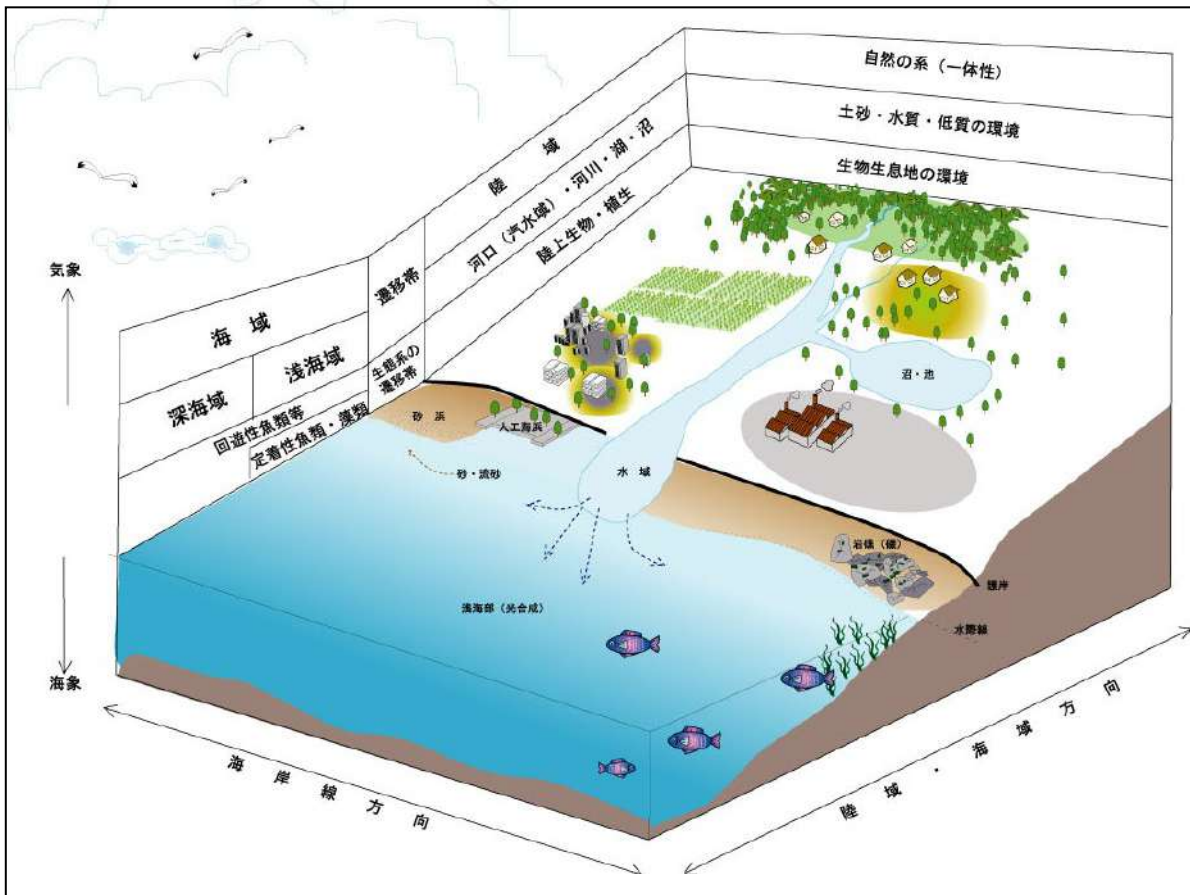
このような背景から、福井県は、安全で自然豊かな、人々に親しまれる海岸を次世代に継承することを目指して、今後の海岸保全においては、「残された福井の豊かな自然環境を守る」とともに「防護の必要な海岸は、地域の利用を踏まえ、自然環境と調和した海岸の保全に努める」ことを基本的な理念とする。

1.2 計画対象範囲

国が定めた「海岸保全基本方針」では、地形・海象面の類似性および沿岸漂砂の連続性に着目して、海岸保全基本計画を作成すべき「一体の海岸の区分(沿岸)」として、日本全国の海岸を 71 の沿岸に区分している(次頁参照)。

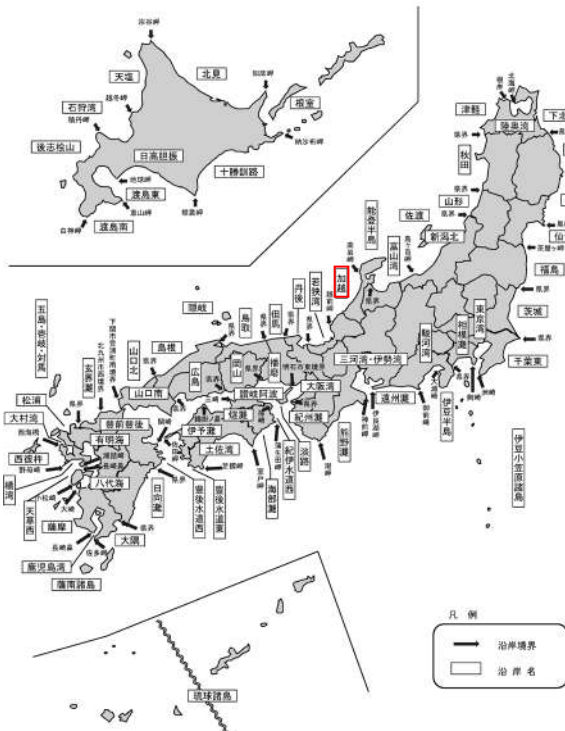
本計画の沿岸方向の対象範囲は、この沿岸区分に基づき、あわら市の石川県境から越前町の越前岬に至る延長約 75kmの海岸線とする。なお、加越沿岸全体としては、石川県の延長約 149kmと合わせて、石川県高岩岬～越前岬までの約 224kmとなる。

また、岸沖方向の海岸の範囲としては、海岸事業を実施する「満潮線から内陸に 50m, 干潮線から沖合に 50mを原則とする海岸保全区域」が最小範囲となるが、河口から海岸に供給される土砂は河川流域における山地等から運ばれ、沿岸の生態系は河川流域の森林と深いつながりを持っていることが近年指摘されており、その影響範囲は広く、海岸線付近に生息・生育している動植物はその生態によって分布範囲が異なっていることから、海岸保全基本計画の策定に当たっては、防護・環境・利用の取組み(施策)の目的、内容、関連性等によって適切な範囲を設定、想定して検討を行うものとする。



海岸環境の関連する範囲のイメージ

日本沿岸区分図

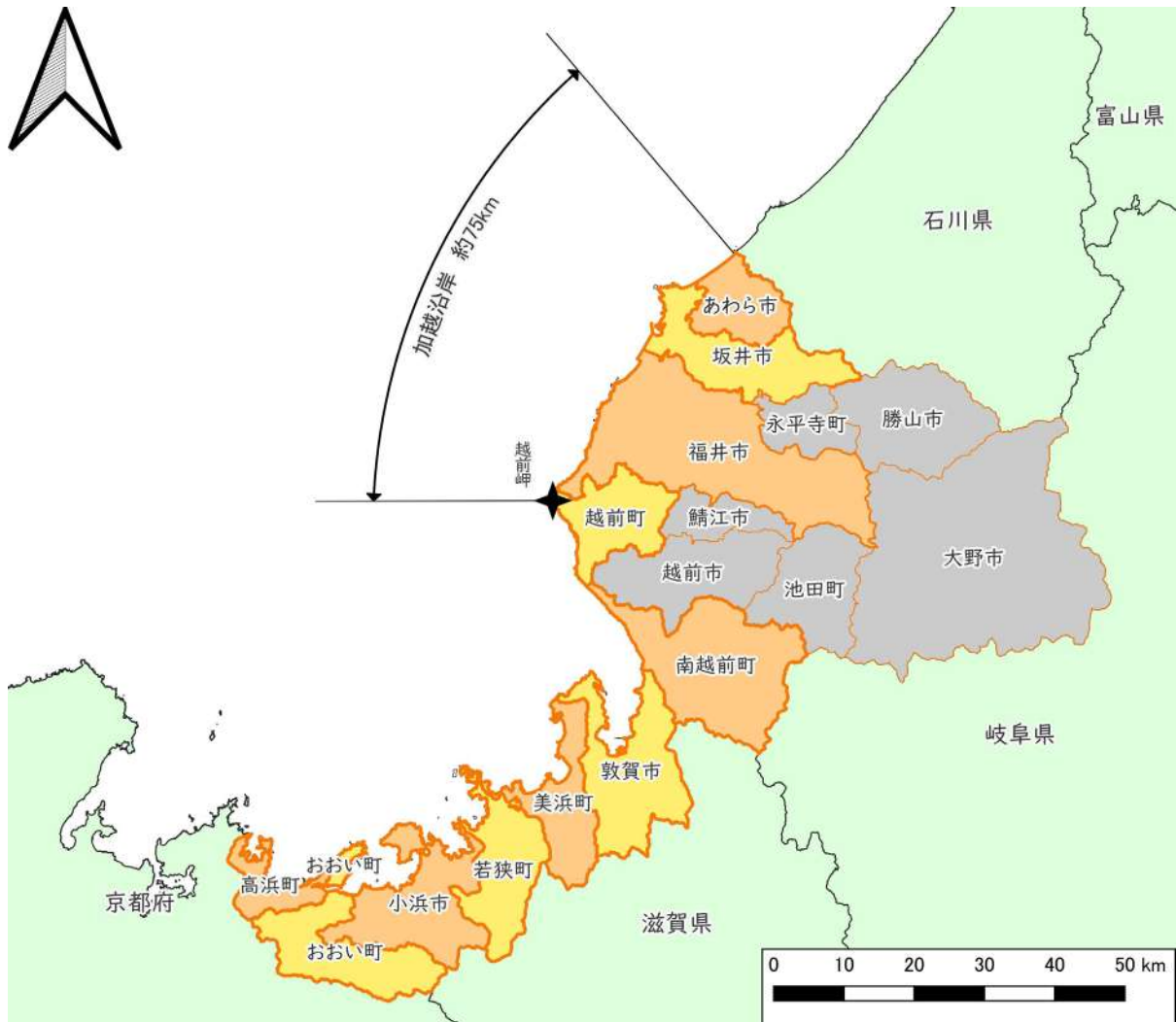


出典:国土交通省 令和6年度版海岸統計

加越沿岸海岸保全基本計画
計画対象範囲

沿岸名	加越沿岸
加越沿岸 福井県範囲	石川県境~越前岬
沿岸市町 (3市1町)	あわら市 (6,975m)
	坂井市 (17,424m)
	福井市 (50,071m)
	越前町 (790m)
福井県延長	75,260m
石川県延長	148,685m
加越沿岸(総延長)	223,945m

(海岸線延長は令和6年度版(令和6年3月現在)
の海岸統計値を参照)



2. 海岸の保全に関する基本的な事項

2.1 加越沿岸の海岸の現況

2.1.1 防護面から見た海岸の現況

(1) 海岸線の現状

福井県の加越沿岸は、石川県の能登半島から連続する長大な砂浜が、越前海岸に代表される海食崖と奇岩から成る岩礁海岸へと変化していく区間に位置している。石川県境から坂井市の浜地までは砂浜海岸であるが、それ以西は越前松島や東尋坊が含まれる岩礁海岸となり、九頭竜川河口のサンセットビーチから浜住海岸までは再び砂浜海岸となる。また、砂浜の一部が埋立てられ、テクノポート福井として利用されている。さらに鷹巣港より加越沿岸の南端である越前岬までは、岩礁海岸が続いている。

(2) 侵食(海岸線の変化)の現状

① 海浜の生成過程

波松～浜地の砂浜は主に大聖寺川からの流出土砂と、背後の海食崖の侵食土砂によって形成されたものと考えられる。また、三里浜の砂丘は、九頭竜川からの流出土砂を供給源としているものとされている。

② 砂浜海岸における海岸線の変化

海岸侵食の顕著な海岸では、離岸堤、人工リーフ等の海岸保全施設によって砂浜の維持・回復が図られている。なお、砂浜海岸のうち、侵食傾向にある箇所と堆積傾向にある箇所があり、サンドバイパスやサンドリサイクルが行われ海岸線が維持されている。

(3) 高潮・高波浪等への対応

① 沿岸の風、波、流れ

加越沿岸では福井港において海象、三国において気象の観測が実施されている。

[風] 年間を通じて SSE 方向が卓越しており、頻度は 20% である。また、風速 10m/s 以上の強風は、SSE 方向が卓越している。

[波] 波向は、夏季の比較的穏やかな期間は SW～NNE が卓越し、冬季の高波浪時には NNW の頻度が最も高い。

[流れ] 加越沿岸は対馬海流の影響を強く受けるため、一般的に北東方向への流れが生じている。夏季は対馬海流の勢力が発達した際に 1 ノット以上の強い流れが生じることがある。冬季は対馬海流の勢力が弱いため、沿岸の流れは複雑である。

② 背後地の状況

九頭竜川河口から北側の台地は集落が密集しており、河口周辺は、三国漁港を中心とした港町として発展している。河口から南側の、福井平野の低地には、テクノポート福井を中心とする臨海工業地帯が整備されている。鷹巣港より南では、背後に山地が迫っており、概して海岸部の地盤は高くなっているが、点在する低地に位置する漁港背後では集落が密集しており、幹線道路や水田・水仙畑等の、生活基盤もほとんど海岸沿いに集中している。

③ 高潮・高波浪等による被害

加越沿岸は、日本海に面しており、冬季の北西の季節風による風浪や台風時の風浪・高潮によって護岸や離岸堤等の施設被害や越波による通行規制が発生している。

なお、過去において津波による大規模な被害は発生していない。

④ 海岸保全施設の整備状況

高波による被害が生じた海岸では、離岸堤、堤防・護岸および消波工などが設置されており、越波被害の軽減が図られている。また人工リーフによる越波対策を実施している海岸も増加している。

護岸・消波工・離岸堤に防護された集落と漁港



大丹生漁港

防護面から見た現況



2.1.2 環境面から見た海岸の現況

(1) 生物の生育・生息環境

① 植物

福井県の加越沿岸は、福井港を除く全域が越前加賀海岸国定公園に指定されており、沿岸部の生育環境として重要な地域としては、雄島（原生林に近い状態の照葉樹林）、東尋坊（海岸断崖地の植物群落）、三里浜（砂丘・砂浜特有の群落帯）、越前海岸（海岸段丘のスイセン）などがある。

② 動物

貴重な種として、鳥類ではクロツラヘラサギ、コクガン、アカツクシガモなど、昆虫類では希少種とされるキアシハナダカバチモドキ、ニッポンハナダカバチ等が確認されている。東尋坊には鳥獣保護区（400 ha）の指定がある。

③ 藻場

「第4回自然環境保全基礎調査」（1989年～1992年）によれば、加越沿岸では東尋坊周辺の浜地から九頭竜川河口にかけての一带、浜住海岸南端から越前岬にかけての岩礁海岸の大半に藻場が存在している。種類としては、アオノリ等の緑藻類、緑藻類よりも深い海底に着底するワカメ・ヒジキ（加越沿岸は分布の日本海北限）などの褐藻類、アマノリなどの紅藻類である。

(2) 多様な海岸地形、優れた海岸景観

① 多様な海岸地形

沿岸の貴重な自然景観資源として、多数の甲殻類の化石が岩に貼りついていて古生物学的に重要な鮎川海岸や小丹生海岸、貝殻化石を多く含む火山灰層の露頭が見られる浜地海岸、茶崎海岸、和布（鷹巣）等には海水準付近にあった地盤が隆起し、波食によって崖となり、塔状になっている海成段丘など地形形成史を物語る典型的な地形がある。

② 優れた海岸景観

三里浜を起点とした北側の海岸では、海岸線の延長が長い砂浜景観がみられる。岩礁海岸では、東尋坊の断崖、越前岬、および雄島、亀島、鉾島、夫婦岩等の海上に浮かぶ小さな島々や、弁慶の洗濯岩などの変化に富んだ岩礁景観が特徴的である。

(3) 自然環境に対する人為的な影響

① 沿岸海域の水質

加越沿岸はAA類型に指定されており、環境基準を達成し良好な水質環境を維持している。

② ごみの散乱

砂浜海岸の多くで、外国からの漂着物、利用者が残していくごみ、河川から流出してくるごみ、故意のごみ投棄等によるごみの散乱が問題となっている。

<p data-bbox="395 398 504 427">砂丘植生</p>  <p data-bbox="612 797 687 826">三里浜</p>	<p data-bbox="916 398 1129 427">マサキトベラ植生</p>  <p data-bbox="1177 797 1299 826">東尋坊付近</p>
<p data-bbox="363 857 536 887">スイセン畑景観</p>  <p data-bbox="405 1223 647 1252">越前水仙の里公園周辺</p>	<p data-bbox="970 857 1078 887">島嶼景観</p>  <p data-bbox="1187 1223 1235 1252">亀島</p>

環境面から見た現況



2.1.3 利用面から見た海岸の現況

(1) 海岸整備と背後の土地利用

① 周遊観光が進む海岸線

福井港を除く全海岸が国定公園に指定されており、越前松島から東尋坊、越前海岸の奇岩などは全国的に著名な景勝地であり、重要な観光資源となっている。海岸沿いには国道 305 号が走り、海の景観を楽しめる周遊観光のドライブウェイとしてとして絶好の道路となっている。国道沿いには、近隣の漁港で水揚げされる越前ガニをはじめとする海産物と窓からの海岸景観が自慢である民宿等が点在する。

福井市や越前町の海岸段丘には水仙畑が一面に広がっており、水仙祭りや水仙をテーマにした施設等の観光も図られている。

② 海水浴利用

浜地海岸、三国サンセットビーチ、浜住海岸や鮎川海岸、蒲生海岸等には、大規模な海水浴場があり、駐車場や便利施設が整備されている。毎年夏場にはそれぞれ 1.5 万人ほどの利用者がいる。

③ 産業基盤としての利用

九頭竜川河口部左岸の海岸は、埋立てにより福井港、火力発電所、石油備蓄基地を中心とする臨海工業地帯として、わが国の重要な産業・流通基盤としての機能を担っている。

④ 漁業

加越沿岸の岩礁海岸の殆どは藻場が存在しており、浅海・沿岸漁業の好漁場となっている。また岩礁海岸が形作る天然の入江は、古くから漁港として利用されている。特に坂井市の岩礁海岸および、福井市の鷹巣漁港から加越沿岸最南端の越前岬まで続いている岩礁海岸には漁港が点在し、その背後には漁村として発達した集落が位置している。

(2) 海浜周辺へのアクセス

① 車両による海岸へのアクセス

海沿いに幹線道路の国道 305 号および県道が走るため、全般的に海岸周辺へのアクセスは良好であるが、あわら市の海岸では幹線道路からのアクセス道路が少なく、狭隘である。福井港海岸は産業に特化した海岸として位置付けられており、安全面への配慮から関係者以外の利用はされていない。

② 水際線や前浜への歩行によるアクセス

海水浴場として利用されている砂浜海岸では、階段護岸などの水際線へのアクセスに配慮した整備もみられる。岩礁海岸は、地形的に全般的に水際に近づくのは困難な形状であるが、一部の岩礁海岸では水際に下りるための階段工などが設置されているところもあり、坂井市、福井市、越前町には磯づたいに遊歩道が整備されている区間がある。

(3) 海岸利用および整備の現状

① 多様な海岸利用

港湾や漁港、観光地としての利用のほかに、海水浴、釣り、磯遊び、サーフィン等の利用がされている。またキャンプ場や海浜公園などが整備されている。

② 海岸における利便施設

サンセットビーチ、浜住、蒲生等の各海水浴場では、公共の駐車場、シャワーがあり、浜茶屋が利用できる。この他の海水浴場としては、浜地はトイレと駐車場、鮎川の海水浴場には、現在駐車場がある。いずれも背後には民宿が多い。海岸付近で見晴らし台などがある岩礁海岸においても、加越沿岸では休憩園地や駐車場、トイレが整備されている箇所が多い。

階段	海岸の利便施設
 <p data-bbox="635 1659 794 1688">糸崎長橋海岸</p>	 <p data-bbox="1257 1666 1362 1695">浜住海岸</p>

利用面から見た現況



2.1.4 ゾーン区分と各ゾーンの問題点・課題

加越沿岸は、北部の砂浜海岸、東尋坊を中心とする岩礁海岸、福井港の埋立地と南に連なる砂浜海岸、鷹巣港から越前岬へと続く岩礁海岸からなっており、それぞれの海岸には自然環境や背後の土地利用等に応じた対策が必要である。

ゾーン区分に当たっては、前述の地形条件に主眼を置き、さらに自然公園指定区域の分布、背後の土地利用等の以下に示す項目を基に検討した。

ゾーン区分における検討項目

- ☆自然条件 : 海岸地形、自然公園区域、流入河川の位置
- ☆社会経済条件 : 背後の土地利用、港湾・埋立地、漁港等の位置

芦原・三国海浜ゾーン (森と浜辺のサンセットゾーン)

長大な直線状の砂浜であり、砂浜は直背後の台地斜面と連続した地形断面となっている。このゾーンの砂浜は大聖寺川からの供給土砂および、主として背後台地からの砂の供給により形成されたものと考えられている。

越前海岸ゾーン (岬と水仙の丘陵ゾーン)

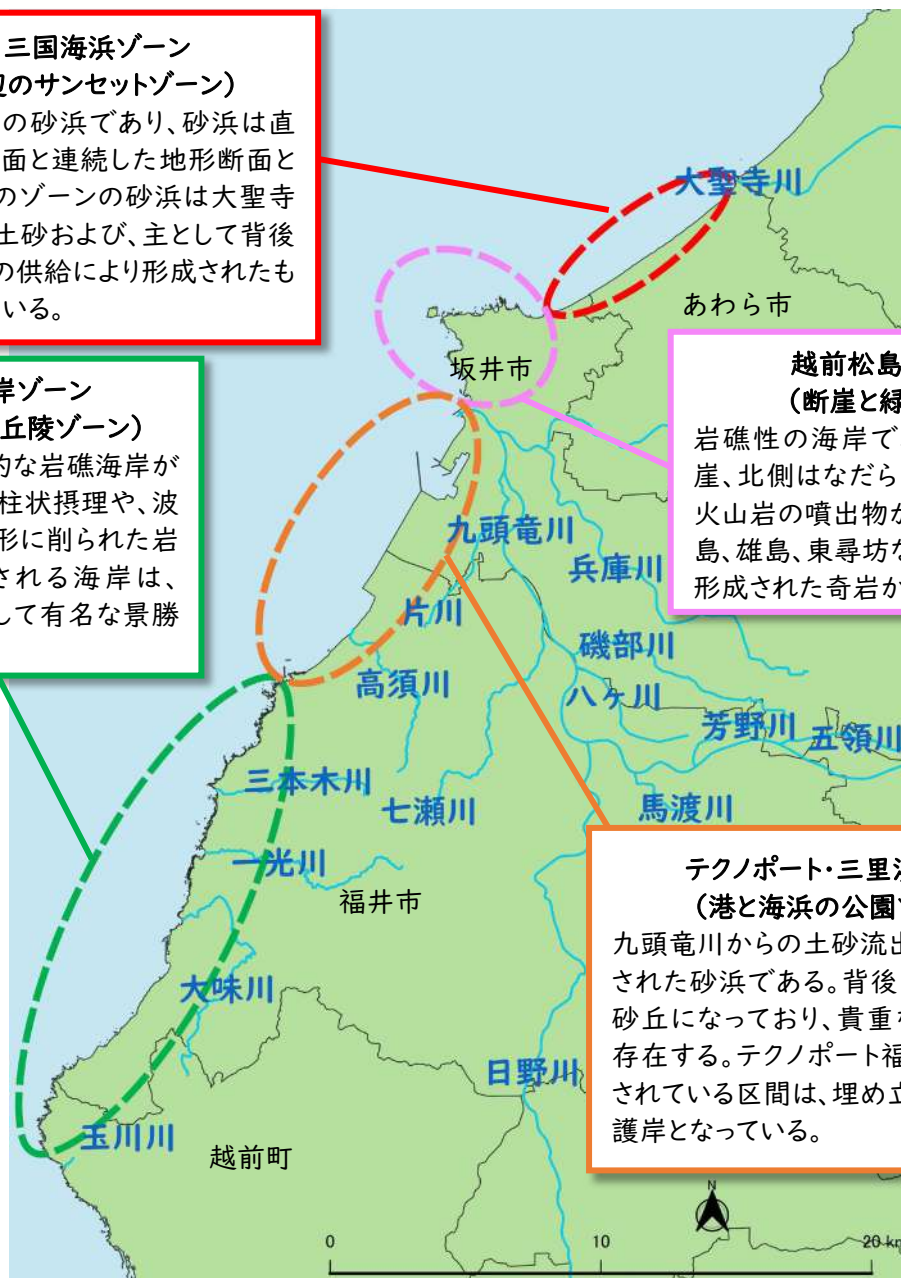
隆起性の直線的な岩礁海岸が続き、火山岩の柱状摂理や、波によって様々な形に削られた岩によって構成される海岸は、「越前海岸」として有名な景勝地となっている。

越前松島・東尋坊ゾーン (断崖と緑の景勝ゾーン)

岩礁性の海岸で、地形的には南西側は崖、北側はなだらかな地形となっている。火山岩の噴出物が固まってできた越前松島、雄島、東尋坊などの柱状摂理によって形成された奇岩が多い。

テクノポート・三里浜ゾーン (港と海浜の公園ゾーン)

九頭竜川からの土砂流出によって形成された砂浜である。背後は二層三列の砂丘になっており、貴重な砂丘植生が存在する。テクノポート福井として利用されている区間は、埋め立てによる人工護岸となっている。



ゾーン毎の沿岸域の特性

ゾーン名	沿岸域の特性								
	市町	海岸地形	主な流入河川	主な港湾・漁港	主な土地利用	自然公園	特徴		
芦原・三国海浜ゾーン (モリト浜辺のサンセットゾーン)	あわらし市 (6,975m)	砂浜海岸	大聖寺川			保安林	越前加賀	一連の長い砂浜であり、背後は大規模な保安林となっている。侵食性の海岸では、突堤が整備されている。	
									海水浴場
越前松島・東尋坊ゾーン (断崖と緑の景勝ゾーン)	坂井市 (17,424m)	岩礁海岸		梶漁港 崎漁港	県道三国東尋坊芦原線	林地	海岸国定公園	岩礁性の海岸で、海岸背後には崖が迫っている所が多い。越前加賀海岸国定公園の中でも、越前松島、雄島、東尋坊等景勝地が多く、観光スポットとしてにぎわいを見せている。	
		東尋坊							
		岩礁海岸							
テクノポート・三里浜ゾーン (港と海浜の公園ゾーン)		砂浜海岸			えちぜん鉄道	海水浴場	公園	一連の長い砂浜区間であったが、福井港を中心とした臨海工業地帯の建設に伴う大規模な埋め立てにより、砂浜はほぼ3分の1の長さになった。沿岸で最も海水浴客の多い、鷹巣海水浴場(浜住地区)やサンセットビーチがある。	
		埋立地	九頭竜川	臨海福井工業地帯	国道305号線	港湾・工業地帯			
		砂浜海岸	高須川			海水浴場			
越前海岸ゾーン (岬と水仙の丘陵ゾーン)	福井市 (50,071m)	岩礁海岸			国道305号		越前加賀海岸国定公園	岩礁海岸が続き、背後地は国道305号が海岸沿いを走り、その背後には、急傾斜地が迫っている。	
									鷹巣港
									長橋菅生漁港
				三本木川					鮎川漁港
									白浜(国見)漁港
				一光川					大丹生漁港
									大味漁港
				大味川					茱崎漁港
									居倉漁港
越前町 (790m)	越前岬								

■ゾーンごとの海岸の防護に関する課題

ゾーン		芦原・三国海浜ゾーン	越前松島・東尋坊ゾーン	テクノポート・三里浜ゾーン	越前海岸ゾーン
ゾーンの 地形的特徴		石川県境である大聖寺川河口から坂井市浜地に至る延長約8kmの直線的な砂浜海岸である。 背後は砂地盤の台地となっており、平地はほとんどない。	岩礁海岸であり、越前松島、雄島、東尋坊などの柱状摂理の露頭が特徴的な海岸が連続する。 海岸付近の海底勾配は比較的緩く、遠浅の岩礁海岸となっている。	九頭竜川からの流出土砂で形成された延長約12kmの直線的な砂浜であった。左岸側の三里浜海岸の背後には、三里浜の海岸砂丘が発達している。	福井市鷹巣港から越前岬に至る直線的な岩礁海岸である。背後には山地が迫り、漁港を中心とする集落が低地に点在する。
現況および 問題点	海岸線 および その変化	南西端の浜地では、海岸保全施設により砂浜が維持されている。一方、石川県境から浜地海岸の北側では、侵食により著しい砂浜幅の減少がみられる区間が多い。	—	ゾーンの3分の2は、埋立てによって造成された臨海工業地帯の人工海岸であり、砂浜は、サンセットビーチ、浜住海岸にある。 これらの砂浜は侵食傾向にあると考えられ、浜住海岸等では、海岸保全施設によって砂浜が維持されている。	—
	流入河川 および 海岸の漂砂機構	主として大聖寺川からの流出土砂および背後の砂質台地の侵食土砂が供給源と考えられており、これらの供給土砂の減少が生じているものと考えられる。 南向きの沿岸漂砂が卓越していることが、波松に設置された突堤の堆積状況から推定される。	—	サンセットビーチと浜住海岸、九頭竜川導流堤左岸の砂浜はともに北側の浜幅が薄くなる傾向にあること、南側の砂の粒径が小さいことから、南向きの沿岸漂砂または飛砂による砂の移動が卓越していると考えられている。	—
	海岸保全施設 による 現状の保全状況	管理用道路と道路護岸は、ほとんどの区間に設置されており、その前面には消波工が設置されている。 波松の砂浜には突堤が14基（うち、県管理11基、国管理3基）設置されており、突堤周辺の海岸侵食を防止している。また、浜地海岸では離岸堤によって汀線の維持が図られている。	—	サンセットビーチは九頭竜川河口右岸側の導流堤によって、浜住海岸は離岸堤によって汀線が維持されている。 一方、坂井市のゆあぼ〜と背後および浜住では、飛砂による堆砂が特に激しい。 浜住では、飛砂および飛沫による車・家屋の被害が顕著であるため、防潮・飛砂防風林の植栽による災害の抑止が図られている。	—
	越波状況	—	集落等は、高台もしくは堤防・護岸や離岸堤によって防護された地域にある。 海底地形は比較的緩勾配であり、高波浪が来襲しても越波による災害が発生しにくい特性がある。	—	越前町付近では、海底地形が急勾配となっており、日本海に直接面している海岸では、冬季風浪による越波が発生しやすくなっている。このため、越前町の国道305号は、通行規制になることが多い。
	海岸保全施設 による 現状の防護状況	護岸工や消波工、突堤工が整備されている。	離岸堤、防波堤、堤防・護岸などが整備されている。	福井港海岸では直立護岸前面に消波工が設置されている。またその沖側に離岸堤が設置されている。	漁港集落は、防波堤・離岸堤・消波工で防護されている。 国道305号の海沿いの区間（菅生、鮎川、塩ヶ浜など）では、道路護岸の前面に消波工が設置されている。
ゾーンにおける 防護面の課題		・砂浜の保全・回復	・冬季の高波浪による背後低地への越波被害防止	・砂浜の保全・回復	・冬季の高波浪による背後低地への越波被害防止

■ゾーンごとの海岸環境の保全に関する課題

ゾーン		芦原・三国海浜ゾーン	越前松島・東尋坊ゾーン	テクノポート・三里浜ゾーン	越前海岸ゾーン	
現況および問題点	生物の生息・生育環境	貴重な動物の生息	[鳥類]トモエガモ、ミサゴ等 [昆虫類]砂浜を生息域とするニッポンハナダカバチ、アカオビカトラリ等	[鳥類]ミゾゴイ、クロツラヘラサギ、コクガン(雄島を中心) [昆虫類]オシマヒメテントウ、オガサワラチャイロカミキリ等	[鳥類]クロサギ、イワツバメの集団営巣地、福井港海岸背後の湛水区域は渡り鳥の休憩地となっている。 [昆虫類]砂浜を生息域とするヤマトバツタ、キアシハナダカバチモドキ等	[鳥類]クマタカ、ウミスズメ等 [昆虫]砂浜を生息域とするフタイロカミキリモドキ等
		貴重な植物群落の分布	特になし	[福井県すぐれた自然]雄島の照葉樹林、東尋坊付近の海岸植生(重要な自然) [特定植物群落]雄島の照葉樹林、東尋坊付近の海岸植生	[福井県すぐれた自然]三里浜の砂丘植生(重要な植生) [特定植物群落]三里浜の砂丘植生	[福井県すぐれた自然]御嶽山のスタジイ林、越前海岸のスイセン(重要な植物群落)
		海浜植生の分布	海浜植生が部分的に分布	崖海岸の上部には照葉樹林が分布。	三里浜の砂浜海岸には部分的に海浜植生が分布。自然の砂丘植生は徐々に消失しつつある。	部分的にある砂浜海岸では、海浜植生が見られる。
		藻場の分布	砂浜海岸であるため藻場は存在しない。	ほぼ全域に藻場が分布し、緑藻類、褐藻類、紅藻類等の海藻が見られる。	藻場は存在しない。	ほぼ全域に藻場が分布し、緑藻類、褐藻類、紅藻類等の海藻が見られる。
		法規制区域の指定	・越前加賀海岸国定公園(全域) ・保安林(海岸背後の森林)	・越前加賀海岸国定公園(全域) ・特別保護地区(雄島・東尋坊一帯) ・保安林、鳥獣保護区(海岸背後の森林) ・国指定の史跡・名勝・天然記念物(丸岡藩砲台跡、東尋坊)	・越前加賀海岸国定公園(福井港海岸を除く全域) ・保安林(海岸背後の森林)	・越前加賀海岸国定公園(全域) ・保安林(海岸背後の森林、部分的)
	人為的な影響	ごみの発生状況	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。	漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。
		海岸愛護活動の状況	海岸清掃が定期的に行われている。	海岸清掃が定期的に行われている。	海岸清掃が定期的に行われている。	海岸清掃が定期的に行われている。
	海岸地形・海岸景観	優れた景観の指定分布	[福井県すぐれた自然]弁天岬、浜地海岸(地形・地質) [福井県のすぐれた景観]波松海岸	[ふるさと福井の自然100選]越前松島、雄島、東尋坊 [福井県のすぐれた景観]東尋坊・雄島・越前松島 [環境省・自然景観資源]越前松島、雄島、東尋坊 [国指定の史跡・名勝・天然記念物]丸岡藩砲台跡、東尋坊	[福井県すぐれた自然]浜住海岸(地形・地質)、福井新港とその周辺(鳥獣) [福井県のすぐれた景観]三里浜 [環境省・自然景観資源]浜住海岸 [ふるさと福井の自然100選]浜住海岸	[福井県すぐれた自然]白浜～鮎川海岸、小丹生海岸、茶崎海岸等(地形・地質) [福井県のすぐれた景観]鷹巣海岸・亀島・鉾島、小丹生海岸、弁慶の洗濯岩、越前海岸・越前岬・呼鳥門 [環境省・自然景観資源]弁慶の洗濯板、足見滝等 [ふるさと福井の自然100選]亀島、鉾島、小丹生海岸・弁慶の洗濯板、越前夫婦岩一帯、水仙群生地等
		海岸景観の状況	細かい砂と直線的な海岸線形状が特徴的な、優れた景観を有する砂浜海岸である。背後にマツを主体とする保安林が続き、治山施設が海岸線に築設されている。	優れた景観の岩礁海岸が連続している区間であり、海岸線沿いに遊歩道も整備されており、観光資源にもなっている。	砂浜海岸はでは春から夏にかけて一面に草花が咲く、海岸砂丘の景観が貴重なものになっている。	小さな島や奇岩が特徴的な岩礁海岸は、優れた景観を呈しており、観光資源としても海岸景観の価値は非常に高い。しかし、海岸保全施設の消波ブロックが景観を阻害している箇所も少なくない。
	ゾーンにおける環境面の課題		[生活環境]漂着ごみへの対応 [景観]優れた砂浜景観の保全と維持	[生物環境]背後地の生物生息環境の保全 [生活環境]漂着ごみへの対応、漁港などの入江の水質確保 [景観]岩礁海岸の優れた景観の保全	[生物環境]三里浜砂丘の植生とその生息条件の保全、福井港背後の野鳥休憩地の保全 [生活環境]うるおいのある住環境の創出、沿岸の水質の保全、漂着ごみへの対応 [景観]優れた海岸砂丘景観や砂浜景観の保全	[生物環境]浅海生物環境の維持保全、生物生息環境の保全 [生活環境]うるおいのある住環境の創出、沿岸の水質の保全、漂着ごみへの対応 [景観]越前海岸等の優れた岩礁海岸景観の保全

■ゾーンごとの適正な利用に関する課題

ゾーン名		芦原・三国海浜ゾーン	越前松島・東尋坊ゾーン	テクノポート・三里浜ゾーン	越前海岸ゾーン	
現況および問題点	海岸整備と背後の土地利用	土地利用状況と施設の配置	浜地海岸を除き、背後に平地がほとんどなく、台地の上部はゴルフ場、集落、テーマパーク、農地などに利用されている。 海に面した砂質の台地斜面は保安林に植栽され、斜面の崩壊を食いとめる努力がなされている。海岸沿いには保安林管理用道路がある。 浜地海岸は海水浴場になっており、背後には宿泊施設等が散在する。	越前松島、東尋坊一帯、雄島一帯は、海浜自然公園・海浜遊歩道が整備されている。幹線道路は、半島のためとを横断しており、分岐した車道によって半島内の崖と木立の中の道路を周遊できる。ロードサイドには宿泊施設やレストラン等が散在する。ただし南西側は崖のため海岸へ下りることは大部分で難しくなっている。半島の北側は緩やかな斜面であり、海岸遊歩道によって水際線に容易に近づくことができる。東尋坊・越前松島、雄島等を擁し、周遊観光の拠点地区ともなっている。 〔施設〕海岸遊歩道、海浜自然公園、休暇村、越前松島水族館(坂井市)	九頭竜川河口部右岸側は、海運基地として栄えた歴史を持ち、現在でも人口密度は非常に高い。前面には三国サンセットビーチがひろがり、海水浴客でにぎわう。左岸側は、福井港・石油備蓄基地として利用されている。この海岸付近には一般人は立ち入りができなくなっている。浜住海岸は、加越沿岸では最も入込み客数の多い海水浴場となっている。 〔施設〕三国温泉ゆあば〜と、みくに文化未来館、坂井市龍翔博物館、テクノポート福井総合公園、臨海中央公園(坂井市)	集落は、そのほとんどが山と海の間の狭い平野部に存在する。このあたりは、越前海岸と呼ばれる海岸が一連の景勝地になっている地域であり、海岸付近には公共・民間の観光施設も多い。 国道が生活環境である海と集落の間を貫いており、従前の生活空間を分断している。 〔施設〕鷹巣遊歩道、国民宿舎鷹巣荘(福井市)江津浦海浜公園、ハツ俣自然歩道、水仙ミュージアム(水仙資料館(福井市)、越前岬水仙ランド(越前町)
		関連計画の有無	特になし	特になし	福井港湾計画 福井港湾振興ビジョン	特になし
	海浜へのアクセス	立地条件	波松海岸へは国道305号から波松集落経由で海岸に出られるが、狭隘でわかりにくい。浜地海岸には、主要地方道三国東尋坊芦原線で容易にアクセスできる。	主要地方道三国東尋坊芦原線が、ゾーンの海岸周囲を走り、容易にアクセスできる。	サンセットビーチへは主要地方道三国・東尋坊・芦原線で容易にアクセスできる。浜住海岸へは国道305号からバイパス道路で容易にアクセスできる。	各海岸へは直背後を通る国道305号によって容易にアクセスできる。
		海岸へのアクセス	浜地海水浴場を除き、侵入路がほとんどないこと、および海岸沿いの保安林管理用道路は、管理者以外通行禁止となっている。	南西側は崖海岸であり、海へのアクセスはできない。一方北側は、標高が低く、歩道も整備されており、海へのアクセスは一般的に容易。	浜住海岸、サンセットビーチへのアクセスは特に問題はない。北側の福井港海岸の背後は、安全面から一般の利用は制限されている。	国道で海沿いを快適に移動できるが、駐車場がある場所以外に車を止めることは危険であるため、自由にアクセスできる海辺は限られている。
		駐車場の設置	浜地海岸を除き、駐車場等はない。	周遊観光地として有名なゾーンであり、駐車場は整備されている。	サンセットビーチ、浜住海岸に駐車場が整備されている。	海岸沿いの主な観光スポットに整備されている。
	海岸における快適性・利便性	多様な海浜・海域の利用	海水浴(浜地海岸の海水浴客数:約1.3万人[令和6年度])、釣り、サーフィンなどが行われている。	周遊観光の他には、海水浴(三国サンセットビーチの海水浴客数:約1.7万人[令和6年度])、釣りの利用がある。海岸利用者がごみ等を残していくことに対して住民の間で不満がある。	海水浴(鷹巣海水浴場の海水浴客数:2.5万人[令和6年度])、釣り、マリンスポーツの利用がある。九頭竜川河口にはマリーナがある。	海水浴(鮎川海岸、越廼海水浴場、銭ヶ浜海岸の海岸利用者数約1.4万人、[令和6年度])、釣り、マリンスポーツの利用がある。 漁村は、家屋が密集していて地域住民のための公共利用の場が少ない。
		観光資源	波松海岸には砂浜の他に観光資源はない。浜地海岸には、レストラン、宿泊施設等がある。	周遊道路である主要地方道三国・東尋坊・芦原線沿線には、レストラン、宿泊施設等が散在する。	サンセットビーチおよび浜住海岸背後には宿泊施設等が散在する。	ゾーン内のほぼ全線にわたり海岸沿いを走る国道305号は周遊観光道路になっており、沿線にはレストラン、宿泊施設等が散在する。
		利便施設その他の設置状況	汀線方向の移動路はなく、浜地海岸を除き、トイレなどはない。	海浜遊歩道、展望台、オブジェ、海浜自然公園、歌碑、駐車場、トイレ等が整備されており、周遊目的の利用者にとって利便施設に不足はない。	海水浴場には、トイレ等が設置されている。夏場には海の家が設置されるため、海水浴客の利便施設は用意されている。	海水浴場や観光スポット付近にはトイレ等利便施設が整備されている。
		海岸利用の基盤	波松海岸は砂浜の勾配が急なため、海水浴はできない。浜地海岸は海水浴場として整備されている。	岩礁の景勝地が、周遊観光ルートとして定着しており、施設も充実している。海岸沿いの遊歩道からの海岸景観が観光の基盤となっている。	サンセットビーチおよび浜住海岸の砂浜が海水浴場として利用可能であり、浜住海水浴場に隣接する岩礁海岸の景観が観光の基盤となっている。	亀島、鉾島、弁慶の洗濯岩、呼鳥門、越前岬などが連続した岩礁景観および鮎川海岸、蒲生海岸の砂浜における海水浴場が観光の基盤となっている。
	ゾーンにおける利用面の課題		・ごみの放置対応策として利用マナーの向上に向けた啓発活動の推進が必要。	・観光地の海岸として、利用マナーの向上や、景観の悪化防止を図る啓発活動の推進が必要。	・健全で快適な海岸利用の推進に向け、利用マナーの向上を図る啓発活動の推進が必要。	・海と密接な関係にある人々の生活空間・憩いの場所としての海岸空間の保全・創造に配慮する。 ・多様な利用の自主的な調整、および利用マナーの向上を図るための啓発活動の推進が必要。

2.2 海岸保全の方向および施策

“美しく、安全で、いきいきした福井県の海岸を次世代へ継承していくために”

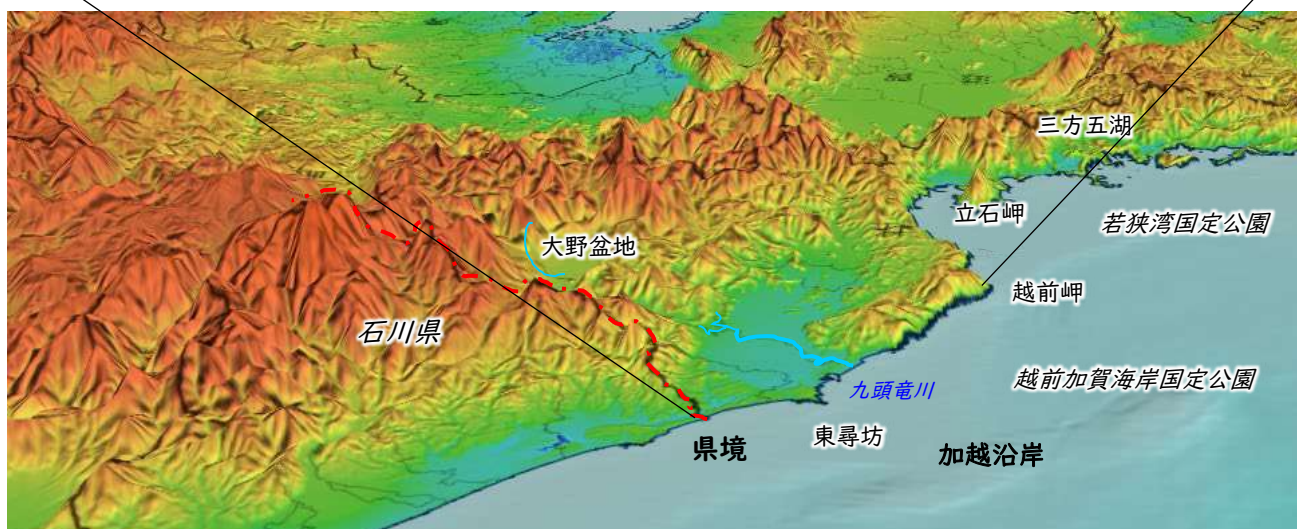
国が示した海岸保全基本方針は、都道府県知事が基本計画を策定する際に踏まえるべき方針であるが、その冒頭の海岸の保全に関する基本的な理念の項に、**安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている**とある。

この方針を踏まえ、将来の気候変動を考慮しつつ、加越沿岸の特性を踏まえた、長期的な海岸の在り方を、海岸保全の方向として以下に提案する。さらに、この長期的な在り方として描かれる加越沿岸の将来像を実現するために当面実施していく防護・環境・利用の施策、および海岸保全の方向の実現において設定される防護の目標を示す。

2.2.1 海岸保全の方向

個性ある景観と多様な生態系を育む加越沿岸の保全・再生と 地域の文化を継承し新たな交流と活力を培う海岸づくり

- ・加越沿岸においては、美しく自然豊かな日本海が創り出した勇壮な景勝を誇る岩礁海岸の保全や、天然の防災機能を有し多様な生態系の重要な生息・生育環境となっている砂浜の保全・回復によって安全で豊かな海岸づくりを図ります。
- ・また、海岸は、地域の環境と郷土を形づくり、さらに地域内外の交流の場ともなっていることから、加越沿岸が有する貴重な自然や景観、地域で育まれる文化を財産として、その保全に取り組みます。
- ・さらに、防災機能や環境保全との調整を図りながら、新たな文化と活力の醸成に向けて人々の交流を育む生き生きとした海岸を目指し、古来から親しまれてきた原風景ともいえる美しい海岸景観や自然環境の基盤となる海辺を次世代に継承します。



出典：国土地理院 3D 地図を基に加筆

2.2.2 加越沿岸の海岸防護の目標

(1) 防護すべき地域

加越沿岸海岸保全基本計画の対象区間である石川県境から越前岬に至る区間の内、侵食、越波、浸水等の危険性のある海岸を防護の対象区域とする。

(2) 防護水準

冬季風浪は、広範囲にわたり長時間吹き続ける特性を有しており、近年においても加越沿岸においては、様々な被害が発生している。また、冬季のみではなく、過去には台風の来襲や低気圧の通過による被害も福井県の海岸一帯で発生している。このため、冬季風浪や台風、低気圧等により想定される越波や浸水の被害に対して、集落や農地、道路等の背後地利用や、漁港、港湾、石油備蓄基地等の海岸利用など、海岸部の土地利用等の状況に応じて背後地を適切に防護する。

砂浜の侵食が進行している海岸においては、現状の砂浜を保全することを基本的な目標とするが、砂浜は、越波や浸水の被害を防止する効果を有していることから、必要に応じて砂浜の回復を図る。

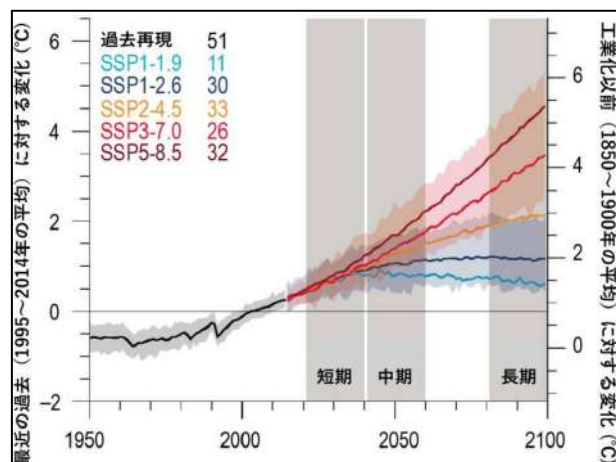
比較的発生頻度の高い津波(数十年～百数十年の頻度)に対しては、地形・地域特性等を勘案して、一連のまとまりのある海岸線に分割した地域海岸ごとに設計津波水位の設定を行い、背後地の状況に応じて適切に防護する。

なお、海岸保全施設については、侵食、越波、浸水等による被害状況および海岸域の整備計画の熟度に応じて適切に整備を進めていくものとする。

(3) 気候変動を踏まえた防護水準

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書では、21世紀末ごろには産業革命以前と比べてSSP1-2.6シナリオでは2℃程度、SSP5-8.5シナリオでは4℃程度平均気温が上昇する予測となっている。

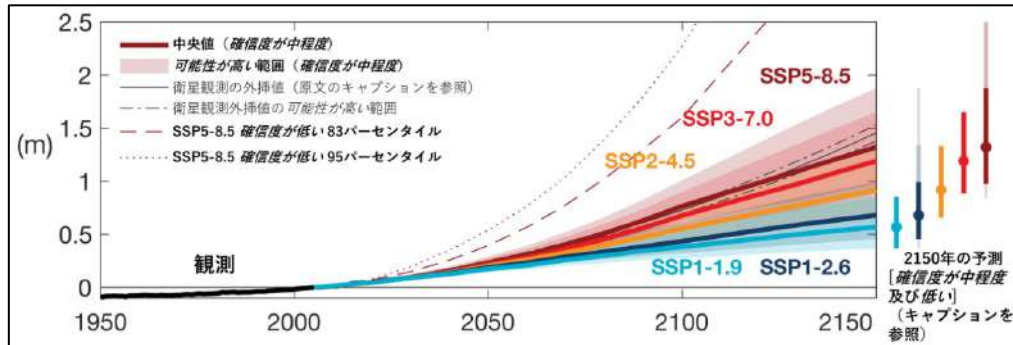
そのため、今後の海岸保全が手遅れにならないよう、予測される将来の気候変動への影響を考慮した海岸保全へ転換する必要があり、ハード・ソフト対策を組み合わせ、気候変動への適応策を進めるものとする。



出典：日本の気候変動 2025(詳細編) p.61

気候モデルによる世界平均地表気温の変化予測

なお、平均海面水位の変動は、平均気温の変化に対して応答が遅いことが報告されている。そのため、平均気温を 2℃上昇 (SSP1-2.6) に抑えられたとしても、平均海面水位は 2050 年以降も引き続き上昇し続けると予測されている。



出典：日本の気候変動 2025 (詳細編) p.204

異なる SSP シナリオの下での世界平均海面水位予測

将来の気候変動シナリオについて、気候変動に関する国際的枠組みであるパリ協定 (2015 年採択) では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2℃未満に抑え、1.5℃までに抑える努力をする」としている。これを受けて、2020 年 (令和 2 年) 7 月の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言」では、「現時点において海岸保全に反映させる外力の基準とするシナリオは、RCP2.6 (2℃上昇相当) における予測の平均的な値を基本とすることが妥当」としている。また、2021 年 (令和 3 年) 8 月に国から通知された「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」では、設計高潮位、設計波及び設計津波水位は、2℃上昇の平均的な値を基本とし、4℃上昇も参考として活用するよう努めることとしている。

これらを踏まえ、本計画では、2100 年時点の 2℃上昇シナリオを基本とし、今後、気候変動シナリオに関する新たな知見が得られた場合等には、必要に応じて想定シナリオの見直しを検討する。

2.2.3 防護・環境・利用に関する施策

(1) 海岸の防護に関する施策

～低地における越波・越流対策～

- ① 海岸保全施設による越波・越流に対する防護効果の向上
局地的な低地においては、高波浪による越波・越流に対し、沖合施設との組み合わせや砂浜を含めた面的防護方式等、より効果的な工法の採用を図り、越波・越流被害を防止する。
- ② 自然の防災機能の活用
砂浜海岸において、砂浜の持つ「自然の消波機能」をより活用した効果的な海岸保全の検討を行う。
- ③ 防災・避難体制の整備
高波浪や津波に対して、安全で迅速な避難ができる体制を整備するため、ソフト対策の充実を図る。
- ④ ハード・ソフト対策を組み合わせた気候変動への対応策
気候変動には不確実性があることから、段階的な防護水準を設定し、ハード対策を実施していく。その際、ハード対策のみで防御できるレベルには限界があること、ハード対策の完了までには時間を要すること等を踏まえ、ハード対策だけでなくソフト対策についても適切に組み合わせ、背後地の資産を守ることにする。
ハード・ソフト対策の検討にあたっては、社会経済状況や背後地の人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況等の将来変化について考慮する。また、組み合わせの検討にあたっては、外力の規模だけでなくその発生確率と発生する人的・経済的被害をかけあわせた地域の災害リスクを定量化し、ハード・ソフト対策のそれぞれの特性について考慮する。そのうえで、避難や土地利用規制といったソフト対策と関連させ、堤防等のハード対策の防護水準を決定する。
ハード・ソフト対策について、今後の新たな知見や観測データの蓄積等も踏まえ点検し、適宜見直しを行っていく。
なお、気候変動による将来予測については、不明確な部分が多く、平均海面水位や波高の上昇に加え、波向の変化による影響も想定されるため、今後の新たな知見や気象・海象のモニタリング等も踏まえ、継続的に検討を行っていくこととし、現時点では、平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を対象に、段階的な対策の検討を進めていくものとする。

ハード対策

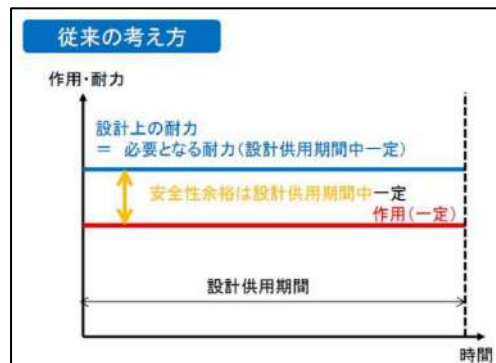
- ・ 将来の施設改良等を考慮した手戻りのない構造、粘り強い堤防整備等を検討。
- ・ 整備時期や防護水準（沖合施設、養浜なども含む）、実施箇所の優先順位を検討。
- ・ 予防保全の観点から長寿命化計画等に基づく適切な施設の維持管理を実施。
- ・ 高さの確保だけでなく、順応的砂浜管理や総合土砂管理等も含めた面的防護を推進。

ソフト対策

- ・ 施設のみで防御できるレベルには限界がありハードとソフト対策を適切に組み合わせ。
- ・ 国と県と市がそれぞれの役割のもと密接に連携し、高潮浸水想定区域の見直し、津波災害警戒区域の見直し、ハザードマップや避難計画の作成、土地利用規制も踏まえた防災まちづくり等の都市計画との調整等、総合的な対策を実施。

気候変動を踏まえた施設整備の考え方

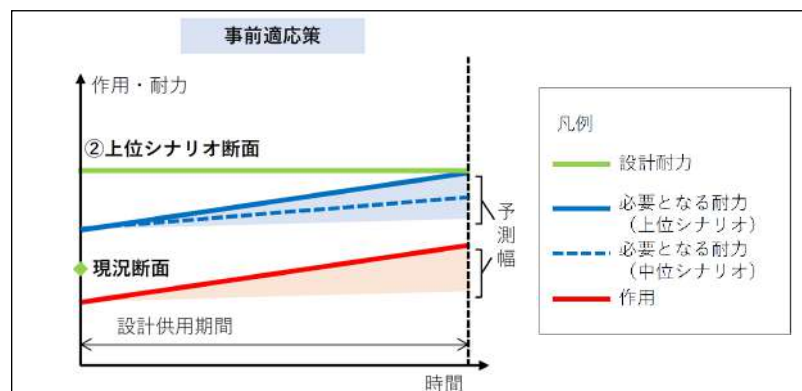
従来の施設設計は、施設設計時点における最新の外力に基づき実施されてきたが、「港湾における気候変動適応策の実装方針（R6.3.14）」においては、設計供用期間中に想定される変化に対して、施設の要求性能を確保するものとされている。施設の要求性能を確保する方策としては、事前適応策または順応的適応策が示されている。なお、事前適応策と順応的適応策は、どちらか一方またはその組み合わせの適用が考えられ、各施設の利用状況や構造的な特性等に応じて判断する。



出典：港湾における気候変動適応策の実装方針（R6.3.14）

○事前適応策

- ・ 設計供用期間中における気候変動による作用の時間変化を勘案した上で、初期段階で必要な断面諸元を設定する。
- ・ 中位シナリオから上位シナリオに移行させるための追加施工のうち、追加施工が困難な工種や高コストな工種は、上振れ分に対応させ、事前に整備する。その結果、将来の追加施工コストを抑え、手戻りのない対策が可能となる。



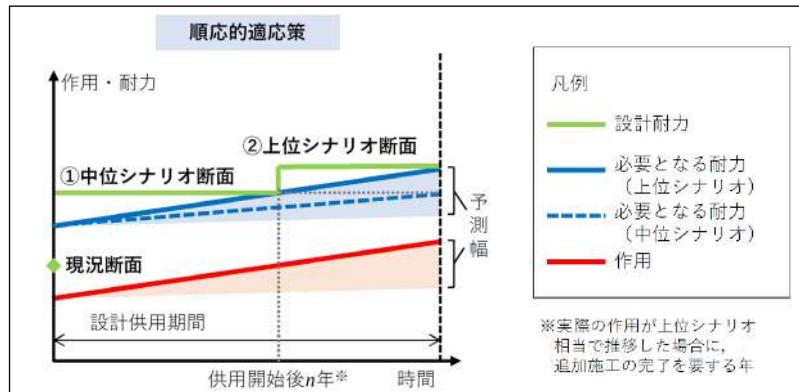
中位シナリオ：2℃上昇シナリオの平均的な作用

上位シナリオ：2℃上昇シナリオの平均的な作用に対する上振れ分

出典：気候変動適応策を踏まえた防波堤の設計手法に関する検討（国総研資料 第1281号）

○順応的適応策

- ・ 設計供用期間中において要求性能を確保（例えば、必要天端高を確保）するが、供用開始時点で対応するのではなく、供用期間中の適切な時期に段階的に対応を実施する。



中位シナリオ: 2°C上昇シナリオの平均的な作用

上位シナリオ: 2°C上昇シナリオの平均的な作用に対する上振れ分

出典: 気候変動適応策を踏まえた防波堤の設計手法に関する検討 (国総研資料 第1281号)

～津波への対策～

⑤ 設計津波水位 (レベル1津波) に対する対策

海岸堤防等の天端高は、2100年までの平均海面水位の上昇量を考慮した設計津波水位を前提として、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、河川整備計画等を総合的に考慮して適切に決定する。

⑥ 設計津波水位を上回る津波に対する対策

設計津波水位を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くし、人命を守るための避難時間を稼ぐため、海岸堤防等の施設を粘り強い構造とする。

～海岸侵食への対応～

⑦ 砂浜の保全・回復

砂浜海岸では、高波浪による侵食や沿岸漂砂による汀線形状の変化によって砂浜幅が狭くなっている海岸については、現状の砂浜の保全を図るとともに、必要に応じて養浜、サンドバイパス、サンドリサイクル等により、砂浜の回復を図る。

また、平均海面水位の上昇に伴い、砂浜の水没及び土砂移動による汀線後退が進むと想定される。そのため、海岸保全基本方針に示されている「予測を重視した順応的砂浜管理」の考え方に沿って、継続的なモニタリングにより海浜地形の変化や越波の状況を適切に把握しつつ、海浜地形の将来変化の予測に基づき必要に応じた対策を検討する。

⑧ 総合的な土砂管理への取組み

海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、山から海までを含めた河川流域を一貫した流砂系ととらえて、関係機関と連携を図りつつ土砂を総合的に管理する方策への取組みを行う。

⑨ 沿岸域漂砂の連続性と動向を勘案

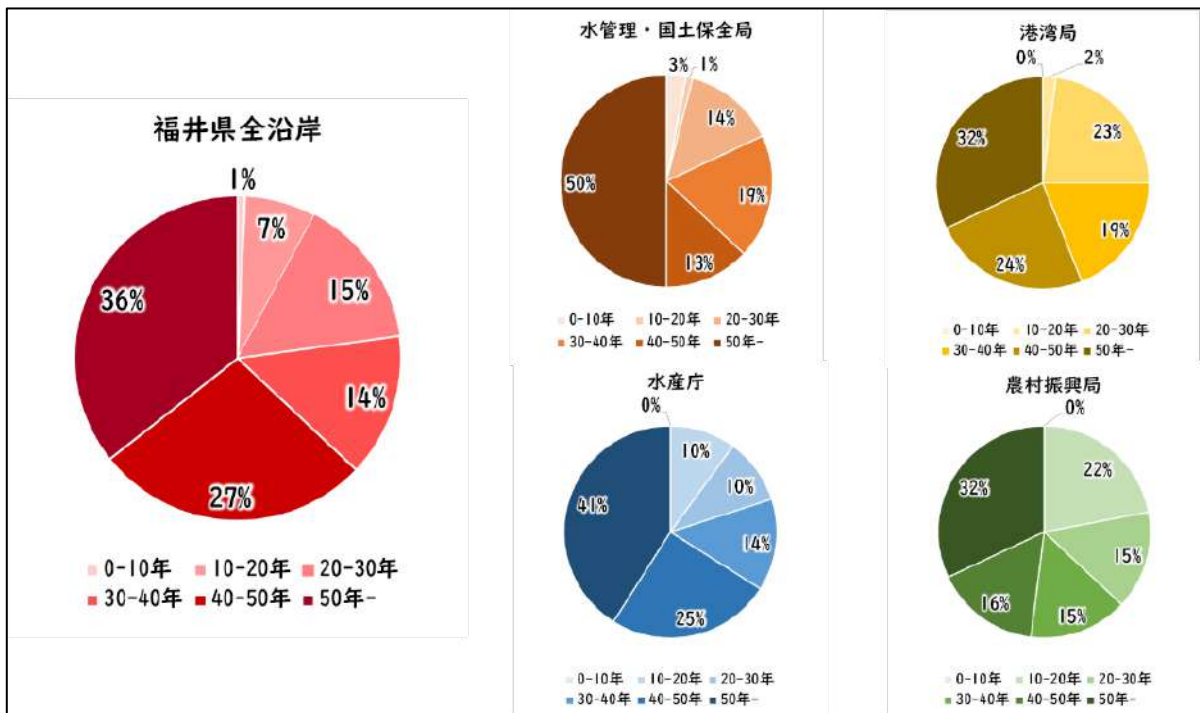
砂の移動する範囲全体において、土砂収支の現況を踏まえ、沿岸域漂砂の連続的な移動に配慮し、広域的な視点に立った対応を適切に行う。また、各砂浜海岸特有の砂の動向や隣接する地域への影響を勘案して適切な施設配置を行う。

～海岸保全施設の機能維持～

⑩ 海岸保全施設の機能維持

海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な維持・修繕等の措置を講じる。

福井県全沿岸における現況の海岸保全施設において、整備後50年以上を経過している割合は36%（令和7年3月現在）である。さらに10年後には、この割合が63%となる。今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、海岸保全施設の背後地を侵食、越波、浸水等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保するため、予防保全の考えのもと、施設の長寿命化計画を策定し、良好な状態に保つよう、維持及び修繕を計画的に実施していく。



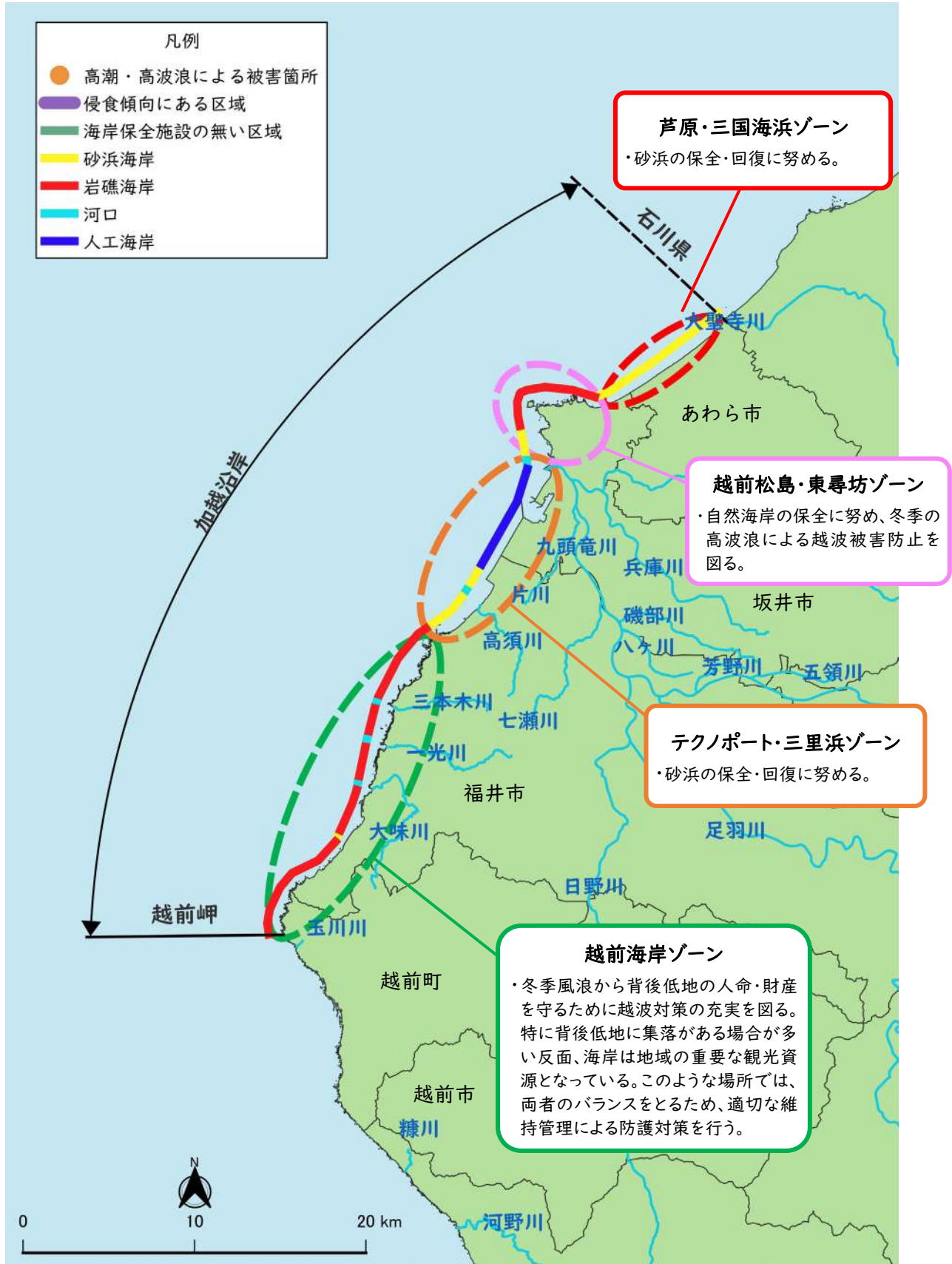
※公共施設等総合管理計画(令和7年3月現在:若狭湾沿岸も含む)の数値を用いて作成

～侵食や越波・越流状況の把握～

⑪ 侵食や越波・越流状況の把握

侵食や越波・越流がある海岸については、海岸保全対策の基礎資料となるデータ収集に努める。

防護施策図



(2) 海岸環境の保全に関する施策

～生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全～

① 海岸域における貴重種を含む植物群落等の生育環境

海岸保全施設の整備に当たっては、砂浜、砂丘を有する汀線近くのハマヒルガオ、コウボウムギーハマニガナ群落やケカモノハシオニシバ群落などの貴重な海岸植生およびその生育・繁殖環境と調和した整備方針とする。

② 海岸域における貴重種を含む動物の生息環境

岩礁海岸ではイソヒヨドリ、ウミネコ、カモメ、ウミウ等の鳥類やオガサワラチャイロカミキリを始めとする昆虫類等多様性に富んでいる。三里浜等の砂浜ではコチドリ、ハマシギ等の鳥類やキアシハナダカバチモドキをはじめとする昆虫類等の多様性に富む生物が生息していることから、海岸保全施設の整備に当たっては、これらの生息・繁殖環境と調和した整備方針とする。

③ 海岸域における藻場の保全と藻の育成環境

砂浜部を除く加越沿岸のほぼ全域で藻場の分布が確認されている。藻場は魚介類等の産卵・生育空間でもあることから、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成・繁殖環境と調和した整備方針とする。

～良好な海岸景観の保全～

④ 岩礁・断崖等の良好な自然景観

東尋坊一帯をはじめ白浜～鮎川海岸、小丹生海岸等に見られる地形・地質的に貴重な柱状節理、海食岩等の自然景観は名勝として知られ、また、雄島の西海岸に発達する板状節理などの景観は越前加賀海岸国定公園の特別保護地区に指定されている。海岸保全施設の整備に当たっては、これら良好な自然景観と一体となった整備方針とする。

⑤ 砂浜と海岸林が一体となった自然景観

海岸保全施設の整備に当たっては、浜地、浜住等の砂浜や海岸林のそれぞれの景観、さらにそれらが創り出す一体的な自然の海岸景観とする。

～自然環境に対する人為的影響の緩和～

⑥ 自然環境に対する人為的な影響の緩和

豊かな海岸環境の適切な保全のため、砂浜への車両の乗入れやごみの散乱、不法投棄等による人為的な影響の抑制方法を検討する。

⑦ 油流出事故などへの適切な対応

油流出事故など、突発的に生じる環境への影響に適切に対応する。

⑧ 環境教育への活用

多様な生物が生息し、豊かな自然環境を形成している海岸を、生物の多様性や生態系等をテーマとして、自然と触れあうことができる環境教育の場として利用し、海岸環境と人間のより良い関わり方の啓発に努める。

～海域の水質・底質環境の保全～





⑨ 海域の良好な水質・底質環境の保全

加越沿岸の良好な水質・底質環境の保全を図るため、悪化した海域では、底質改善などの積極的な浄化対策を推進する。

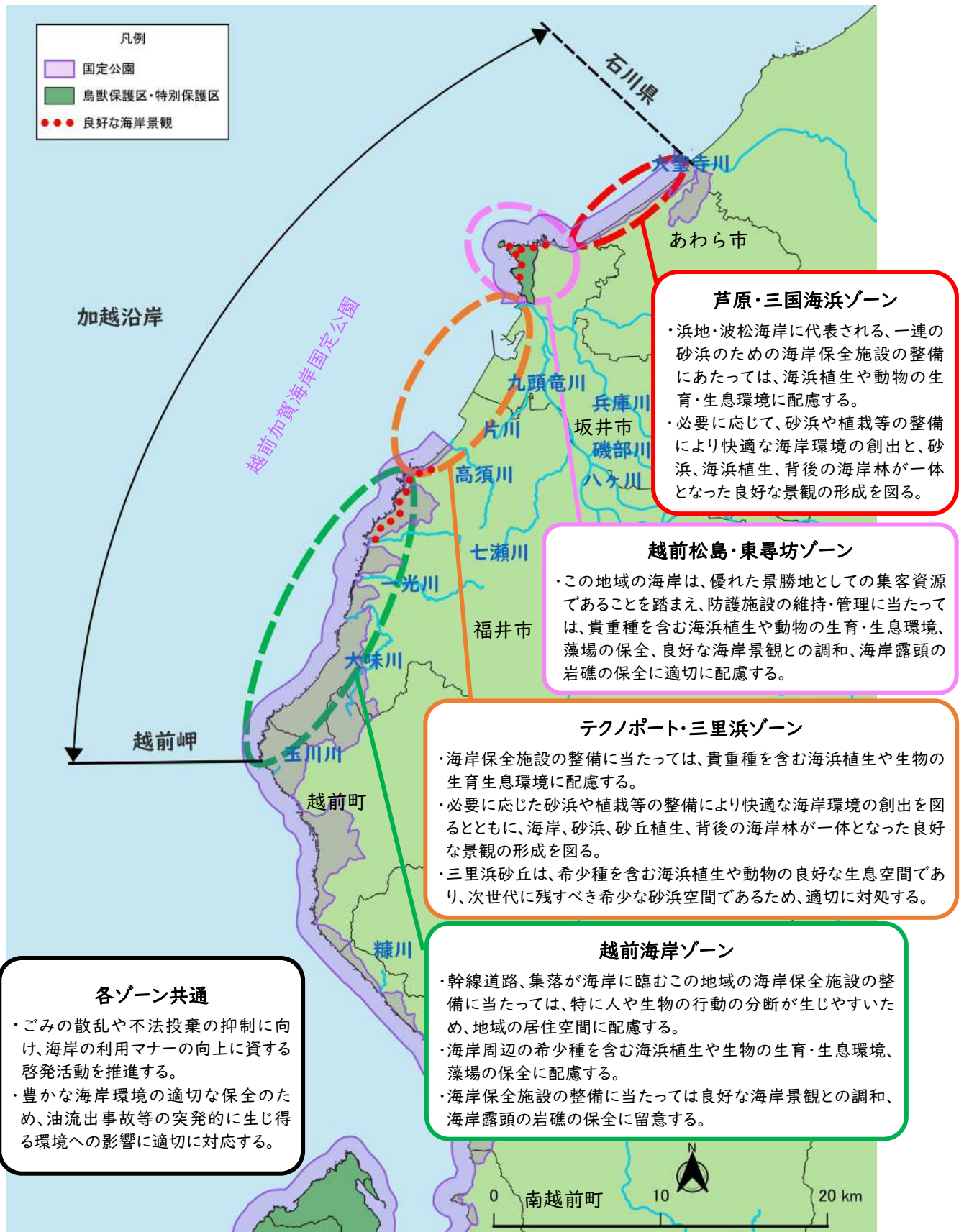
～砂浜の持つ多様な機能の保全・回復～

⑩ 砂浜の持つ多様な機能の保全・回復への対応

砂浜は微生物や曝気効果による海水浄化効果を持つとともに、多様な生物の生息環境でもある。そのため、海岸保全施設の整備に当たっては、砂浜の持つ多様な機能に配慮し、砂浜の保全・回復を図る。

三里浜	
ハマヒルガオ	ハマハタザオ
	
ハマシギ	海岸に散乱するごみ
	

環境施策図



(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

～周囲と調和した海岸の整備～

① まちづくりとの連携

海岸保全施設の整備に当たっては、海岸背後の集落、農地等の土地利用、漁業活動状況、観光レクリエーション利用状況、道路網の整備状況、市町の地域整備計画など、まちづくりの動向を踏まえ、それらとの連携により相乗効果が期待される整備を図る。またその際には、地域住民の意見に十分配慮する。

～海辺における快適性・利便性の向上～

② 水際線や前浜へのアクセスの確保

誰もが利用しやすく、海と触れあえる海岸を目指し、必要性に応じて、階段やスロープ等の設置を推進し、アクセスの向上を図る。

③ 多様な海岸利用への配慮

海岸保全施設の整備に当たっては、海岸域一帯における漁業活動や釣り、海水浴やマリンスポーツ、また海岸で行われる祭りなどの各種行事等の多様な利用に配慮する。

④ 快適な海岸利用に資する施設整備

快適な海岸利用に資するため、関係機関と連携し海岸利用者、地域住民の意見に配慮する。

⑤ 多様化した海岸利用の調整と利用マナーの向上への対応

海岸利用の多様化に伴い、海岸環境や地域利用の調整が必要な場合には、市町、地域住民、利用者による海岸利用のルールづくりを支援する。また、海水浴、釣り、マリンスポーツなどの、海岸利用に対してマナーの向上の啓発活動を行い、海岸愛護思想の普及に努める。

⑥ 高齢者、障害者等への配慮

高齢者、障害者等のハンディキャップを持った人々が安全に海辺に近づき、身近に自然に触れることができるように、海岸利便施設の整備に当たっては、バリアフリー化など、地域住民の意見に配慮する。

⑦ 海岸に関する情報の発信

多様な海岸利用に対応するために、報道機関などの協力やインターネット、ポスターなど様々な手段を用いて、海岸に関する情報（海岸利便施設の状況、海岸へのアクセス、海岸でのイベント等）の発信を積極的に推進する。

～海岸愛護思想の普及～

⑧ 海岸の利用や地域活動を通じた海岸愛護思想の普及

海岸利用のマナー向上のために、関係機関と協力し、ボランティア活動としての海岸清掃や環境教育の充実によって、海岸愛護思想の普及を図る。

海岸沿いの施設



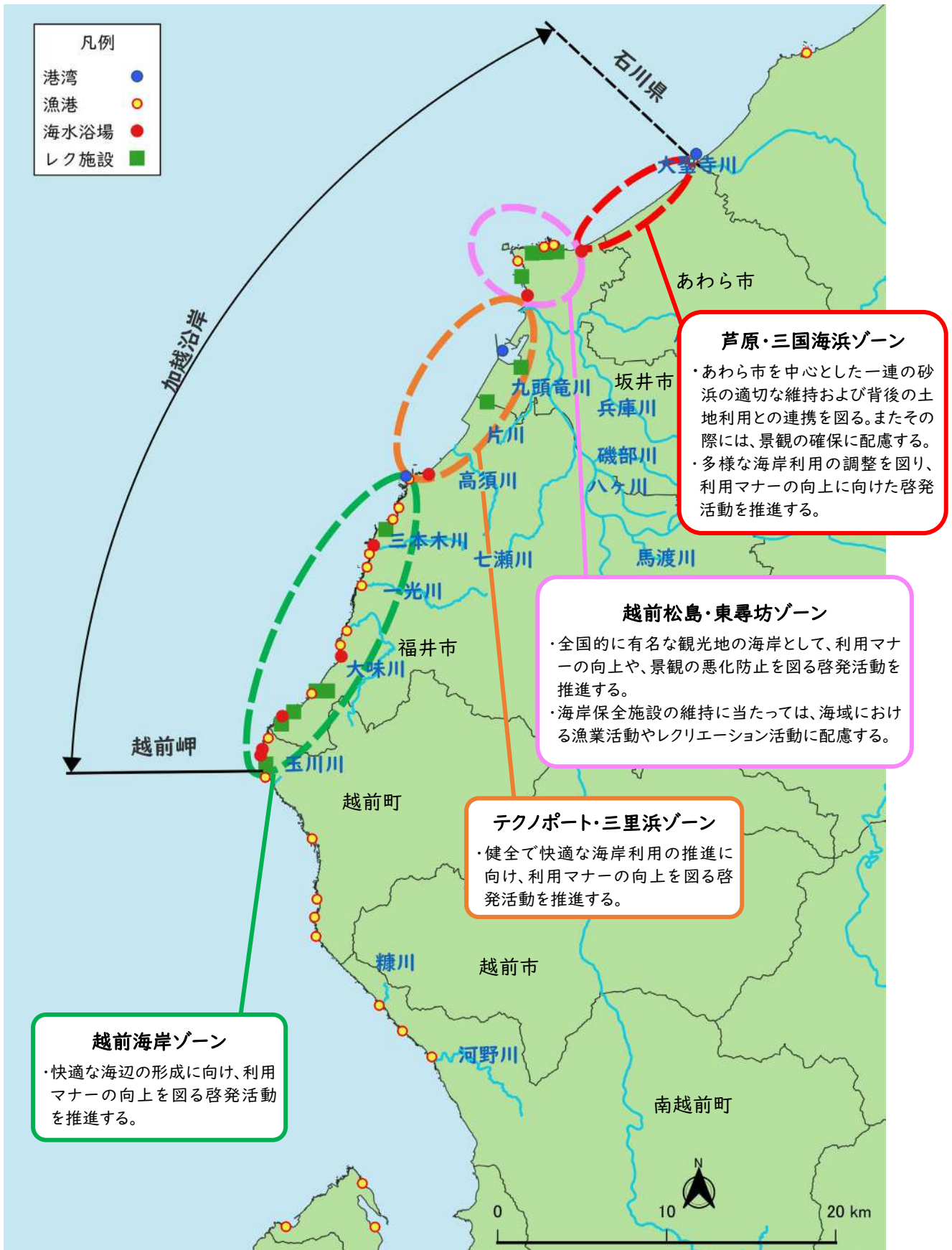
越前水仙の里公園(福井市)

アクセス路の整備



東尋坊

利用施策図



3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

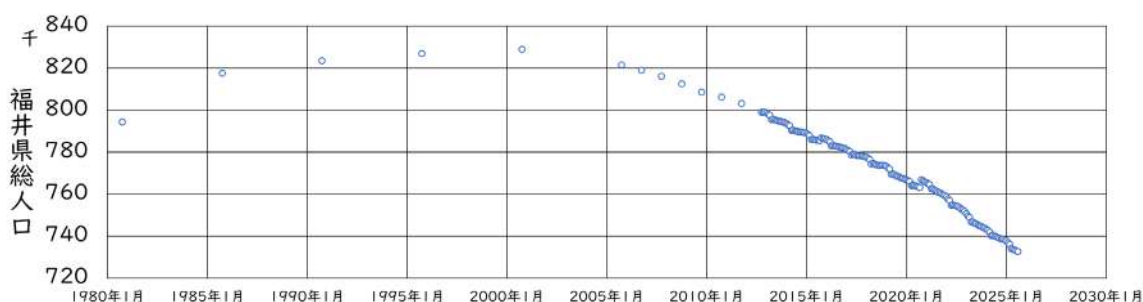
3.1 海岸保全施設の整備の考え方

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項として、今後の海岸保全施設の整備を進めていく区域について、ハード面における対応を以下に示す。整備を進めていく区域における海岸保全施設の整備の方向性については、各ゾーンで設定された「防護」、「環境」、「利用」の各施策を踏まえて決定する。なお、気候変動に伴う平均海面水位の上昇や台風の強大化等による、沿岸域での被災が懸念されており、想定される気候変動への影響を踏まえた新たな海岸保全への転換を検討していく。

また、将来において現施設と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準（必要天端高）が上がるのが想定される。施設整備にあたっては、現在の施設整備状況、施設の耐用年数（50年程度）、長寿命化計画等のハード面の観点に加え、浸水想定区域図、住民避難等のソフト面や、地域毎の特性（背後地の人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況）等の周辺環境と組み合わせた適応策を実施することとする。「環境」、「利用」の面から砂浜の保全が重要な区域に対しては、定期的なモニタリングや養浜等の順応的な砂浜管理を視野に入れた整備を進めることとする。

なお、人口減少が進んでおり、将来において背後地の資産状況が大きく変化することが想定される。そのため、将来の背後地の資産状況等を踏まえ、施設整備の優先度を考慮し検討していく。

福井県の総人口の推移



福井県の推計人口データをもとに作成（2025年9月時点）

3.1.1 海岸保全施設を整備しようとする区域

高潮・高波浪、侵食、地震・津波等に対して海岸保全施設を整備しようとする整備対象区域は、防護面における背後地の重要度、緊急性、現在の整備状況等を踏まえた上で抽出する。詳細な施設設計の際は、それぞれ次表の評価項目について検討し、海岸保全施設の整備を行う。

整備対象区域の設定に関する評価項目

現状把握事項	海岸保全の問題点・課題点		評価項目
海岸線の現状 ・ 砂浜海岸における汀線変化 ・ 海岸の地形・生成過程 ・ 沿岸の風・波・流れ	○海岸侵食への対応	・ 砂浜の保全・回復 ・ 総合的な土砂管理との連携 ・ 沿岸漂砂の連続性の確保	・ 汀線の侵食堆積状況 ・ 現況の平均的な浜幅 ・ 海岸地形等 ・ 漂砂移動の特性 ・ 将来の地形変化予測
高潮・高波浪の防護状況 ・ 海岸保全施設の整備状況 ・ 背後地の状況	○高潮・高波浪への対応	・ 海岸保全施設による防護効果の確保 ・ 砂浜の防災機能の活用 ・ 防災および避難体制の確立	・ 平均的な海底勾配(水深 0～20m) ・ 局所的な波高の増大 ・ 現況の平均的な浜幅 ・ 背後地の地盤高および低平地の広さ ・ 海岸保全施設整備の進捗状況 ・ 海岸保全施設の被災状況 ・ 健全度評価 ・ 将来の潮位・波高予測
津波の防護状況 ・ 海岸保全施設の整備状況 ・ 背後地の状況	○設計津波水位への対応	・ 海岸保全施設による防護効果の確保 ・ 津波到達時間の把握 ・ 防災および避難体制の確立	・ 局所的な津波水位の増大 ・ 津波到達時間 ・ 背後地の地盤高および低平地の広さ ・ 海岸保全施設(護岸等)の被災状況 ・ 健全度評価 ・ 将来の海面水位上昇予測
背後地の土地利用	—	—	・ 背後地の人口の変化予測 ・ 社会インフラの整備状況 ・ 土地の利用状況

3.1.2 海岸保全施設の種類・規模・配置

海岸保全施設の種類・規模・配置については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、防護・環境・利用の整備の方向性を踏まえて適切に設定する。

3.1.3 海岸保全施設による受益の地域とその状況

海岸保全施設を整備しようとする区域については、背後の土地利用状況およびその受益地域を示す。

3.2 海岸保全施設の整備内容

整備を必要とする地区海岸における海岸保全施設の整備内容（整備の方向性、施設の種類、規模、受益地域の状況、位置など）を示す。

3.2.1 気候変動の影響度が高い地区海岸

気候変動を踏まえた必要天端高に対して、気候変動の影響度が高い地区海岸を次表に整理した。整備に当たっては、現在の施設整備の状況、施設の耐用年数、地域毎の特性等を踏まえ段階的に整備を進めるものとする。

なお、影響度が低いとした地区海岸においても、今後の新たな知見により、高潮・高波浪、侵食、地震・津波等の対策が必要となった場合は、本計画に基づき、適切に検討を行うものとする。

地区海岸位置図(加越沿岸)



気候変動の影響度が高い地区海岸一覧

No	ゾーン名	地区海岸名	海岸管理者(所管)	海岸保全区域延長(m)	影響度
1	芦原・三国海浜	三国海岸浜地地区	福井県(水管理・国土保全局)	1,160	—
2	越前松島・東尋坊	梶漁港海岸	坂井市(水産庁)	275	◎
3		崎漁港海岸	坂井市(水産庁)	473	—
4		三国海岸安島第1地区	福井県(水管理・国土保全局)	500	◎
5		安島漁港海岸	坂井市(水産庁)	200	—
6		三国海岸安島第2地区	福井県(水管理・国土保全局)	395	◎
7		福井港海岸宿・米ヶ脇地区	福井県(港湾局)	1,370	◎
8		テクノポート・三里浜	福井港海岸新保地区	福井県(港湾局)	2,521
9	福井港海岸福井地区		福井県(港湾局)	6,660	—
10	福井海岸浜住地区		福井県(水管理・国土保全局)	1,950	—
11	越前海岸	鷹巣港海岸和布地区	福井県(港湾局)	203	—
12		鷹巣港海岸蓑地区	福井県(港湾局)	362	—
13		鷹巣港海岸松蔭地区	福井県(港湾局)	1,115	◎
14		川西海岸系崎長橋地区	福井市(農村振興局)	700	◎
15		福井海岸長橋地区	福井県(水管理・国土保全局)	668	○
16		菅生漁港海岸	福井市(水産庁)	592	◎
17		福井海岸鮎川地区	福井市(農村振興局)	250	◎
18		鮎川漁港海岸	福井市(水産庁)	390	—
19		福井海岸鮎川地区	福井県(水管理・国土保全局)	586	○
20		白浜(国見)漁港海岸	福井市(水産庁)	148	—
21		大丹生漁港海岸	福井市(水産庁)	489	—
22		福井海岸小丹生地区	福井市(農村振興局)	700	◎
23		越廼海岸大味地区	福井市(農村振興局)	250	◎
24		大味漁港海岸	福井市(水産庁)	390	○
25		茱崎漁港海岸	福井県(水産庁)	762	—
26		越廼海岸蒲生第1地区	福井県(農村振興局)	630	—
27		越廼海岸蒲生第2地区	福井県(農村振興局)	485	◎
28		越廼海岸蒲生第3地区	福井県(農村振興局)	230	◎
29		越廼海岸蒲生第4地区	福井県(農村振興局)	1,183	◎
30		居倉漁港海岸	福井市(水産庁)	446	○
31		越廼海岸居倉地区	福井県(水管理・国土保全局)	200	○
32		越廼海岸居倉赤坂地区	福井県(農村振興局)	675	◎

※国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については 50 年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では 30 年確率波浪を対象とし、将来の必要天端高が、地区海岸の最小天端高を上回っている場合に、気候変動の影響度が高いとした。

影響度の考え方は以下の通りである。

◎:嵩上げ必要(1m以上)、○:嵩上げ必要(1m未満)、—:嵩上げ不要

3.2.2 芦原・三国海浜ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

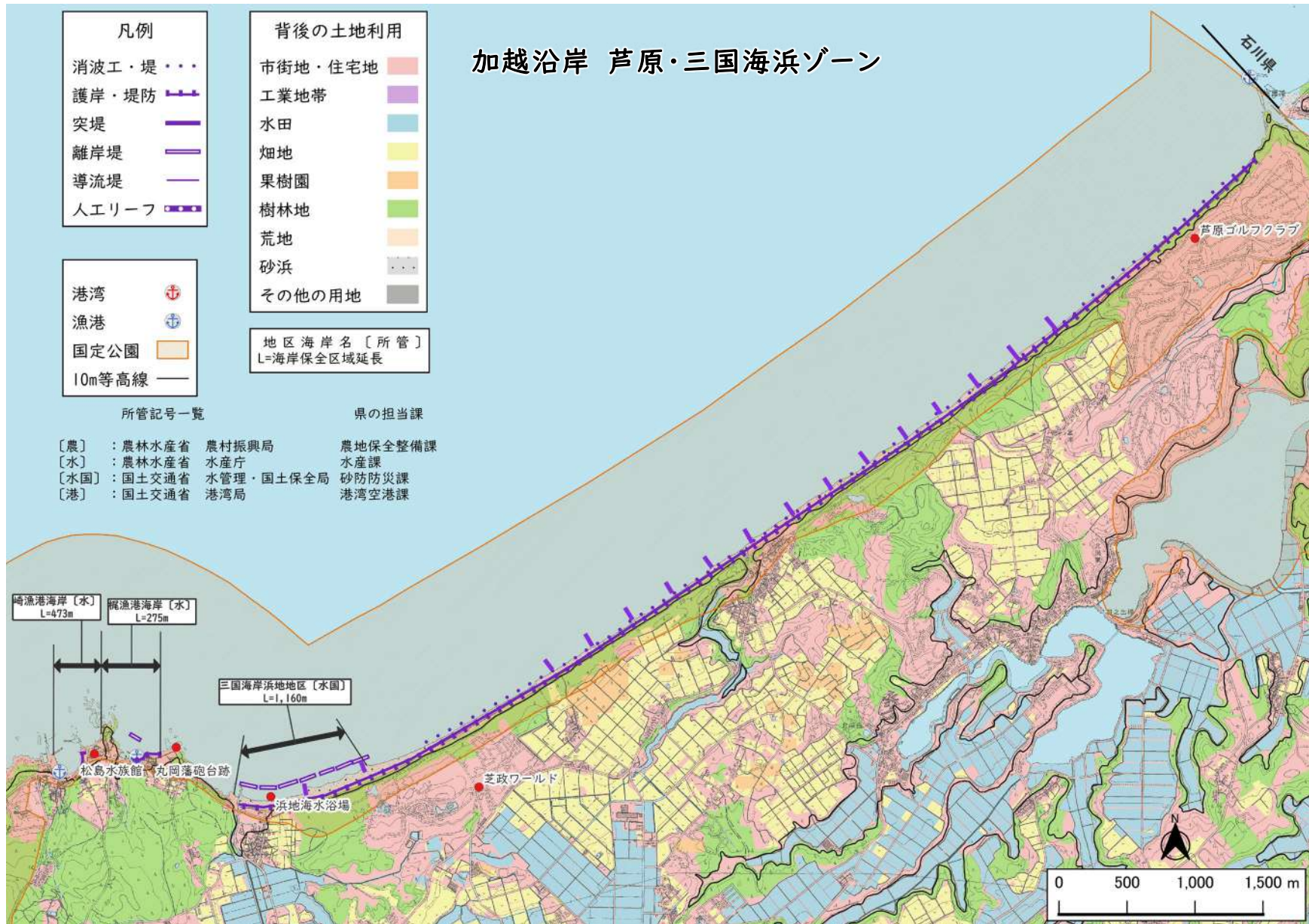
沿岸名	加越沿岸	
ゾーン名	芦原・三国海浜ゾーン（石川県境～浜地海岸） ～森と浜辺のサンセットゾーン～	
背後地の状況	<p>延長約8kmの砂浜である。背後地は厚い砂地盤の台地であり、台地斜面が海に没入しているため坂井市の浜地地区を除き、砂浜背後にはまとまった低地はない。集落（波松地区）は台地の上にある。海岸の砂はきめが細かく、直線的で汀線方向に長い砂浜が良好な景観を構成している。</p> <p>海に面した砂丘斜面は、崩壊が進んでいたが、現在は保安林が植栽され、斜面の崩壊を食いとめる努力がなされている。</p> <p>海岸へのアクセス道路は少ない。海岸沿いには保安林管理専用道路がある。</p>	
整備の必要性および目的	<p>比較的延長の長い砂浜海岸が存在しているため、砂浜の保全・回復が必要である。</p> <p>気候変動により将来に亘って防護水準が上昇していくことが想定されているため、施設供用期間中に施設の要求性能を確保する必要がある。</p>	
施策	防護面	<p>○砂浜の保全・回復を図り、砂浜の持つ消波機能を活用して背後への越波防止を図る。</p> <p>○気候変動への対応策として、ハード・ソフト対策を組み合わせ、越波被害の防止を図る。</p>
	環境面	<p>○海岸線には貴重な動物種や昆虫等が確認されており、これら生物の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。</p> <p>○粒径の小さい砂と、長い海岸線、植生を伴う背後斜面によって構成される、優れた自然景観を保持することに努める。</p>
	利用面	<p>○あわら市や坂井市の振興計画と連携し、海岸保全施設の種類等についても、長期的な海岸を付近の地域利用と整合を図るよう努める。その際、地域住民や町の、保全施設とその周辺の管理面における協力の意向等も計画時に聴取し、望ましい維持・運営が行われるように配慮する。</p>
整備計画の方針	<p>○砂浜の消失を防ぐため、砂浜の保全・回復に努める。</p> <p>○海岸保全施設の計画・設置に当たっては良好な砂浜海岸とその景観に配慮する。</p> <p>○高潮・高波浪、侵食、地震・津波等に対して、気候変動の影響を踏まえた、適切な施設整備の推進を図る。</p>	
関連計画の有無	○なし	

(2) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【芦原・三国海浜ゾーン】

メッシュ*	市町村名	名 称	区 分
538	芦原	弁天岬の水中火砕岩と貝化石	地形地質
539	芦原	ムスジイトトンボ	昆虫
539	芦原	オグマサナエ	昆虫
539	芦原	アオヤンマ	昆虫
539	芦原	トラフトンボ	昆虫
539	芦原	チョウトンボ	昆虫
539	芦原	フクイアナバチ	昆虫
539	芦原	ニッポンハナダカバチ	昆虫
539	芦原	北潟湖のトンボとコウチュウ類	昆虫
539	芦原	北潟湖	地形地質
539	芦原	北潟湖	鳥獣
576	芦原	北潟湖	地形地質
577	芦原	エゾイトトンボ	昆虫
577	芦原	アオモンイトトンボ	昆虫
577	芦原	アオヤンマ	昆虫
577	芦原	チョウトンボ	昆虫
577	芦原	マイコアカネ	昆虫
577	芦原	北潟湖	地形地質
613	芦原	始良火山層	地形地質

*メッシュ番号及び市町村名は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」(令和 8 年 7 月末最新データ)の情報を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

3.2.3 越前松島・東尋坊ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

沿岸名	加越沿岸	
ゾーン名	越前松島・東尋坊ゾーン（坂井市三国町梶～坂井市三国町米ヶ脇） ～断崖と緑の景勝ゾーン～	
背後地の状況	越前松島、東尋坊、雄島といった柱状摂理で有名な海岸が連なり、海浜自然公園も整備されている観光地である。幹線道路から離れ、宿泊施設やレストラン等が散在する木立の中を車で周遊できる。また車を降りて、さらに海側を連続している海浜遊歩道も散策でき、説明用のプレート・歌碑・モニュメントなども配置されている。崖海岸が多いため、海岸へ降りることは大部分で難しくなっているが、北側は標高も低く、遠浅の磯に降りることが可能である。崎、梶地区など漁港が点在しており、その背後には集落がある。このあたりは、周遊観光の拠点地区になっている。	
整備の必要性 および目的	気候変動により将来に亘って防護水準が上昇していくことが想定されているため、施設供用期間中に施設の要求性能を確保する必要がある。	
施策	防護面	○既存の防護施設の点検・管理を適切に行い、安全性を確保する。 ○気候変動への対応策として、ハード・ソフト対策を組み合わせ、越波被害の防止を図る。
	環境面	○海岸線には貴重な動物種や昆虫、特定植物群落等が確認されており、これら生物や植生の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。 ○ほぼ全域に藻場が分布しており、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成・繁殖環境との調和を図る。 ○自然海岸を残し、観光に利用することによって地域振興を図っており、良好な海岸環境が構築されている。漂着ごみへの対応、漁港などの入江の水質確保、および背後地の生物の生育および生息環境の保全について適切に対処する。
	利用面	○観光地の海岸として望ましい状態を維持するために利用マナーの向上の啓発活動や、景観の悪化防止を図る。
整備計画の方針	○越波の発生が確認された区間では、越波被害の防止を目的として整備を行う。 ○海岸線一帯は、国定公園に指定されており、良好な岩礁海岸の景観と生物の生息・繁殖環境を維持し、高質な観光地としての自然海岸を維持していくことに努める。 ○高潮・高波浪、侵食、地震・津波等に対して、気候変動の影響を踏まえた、適切な施設整備の推進を図る。	
関連計画の有無	○なし	

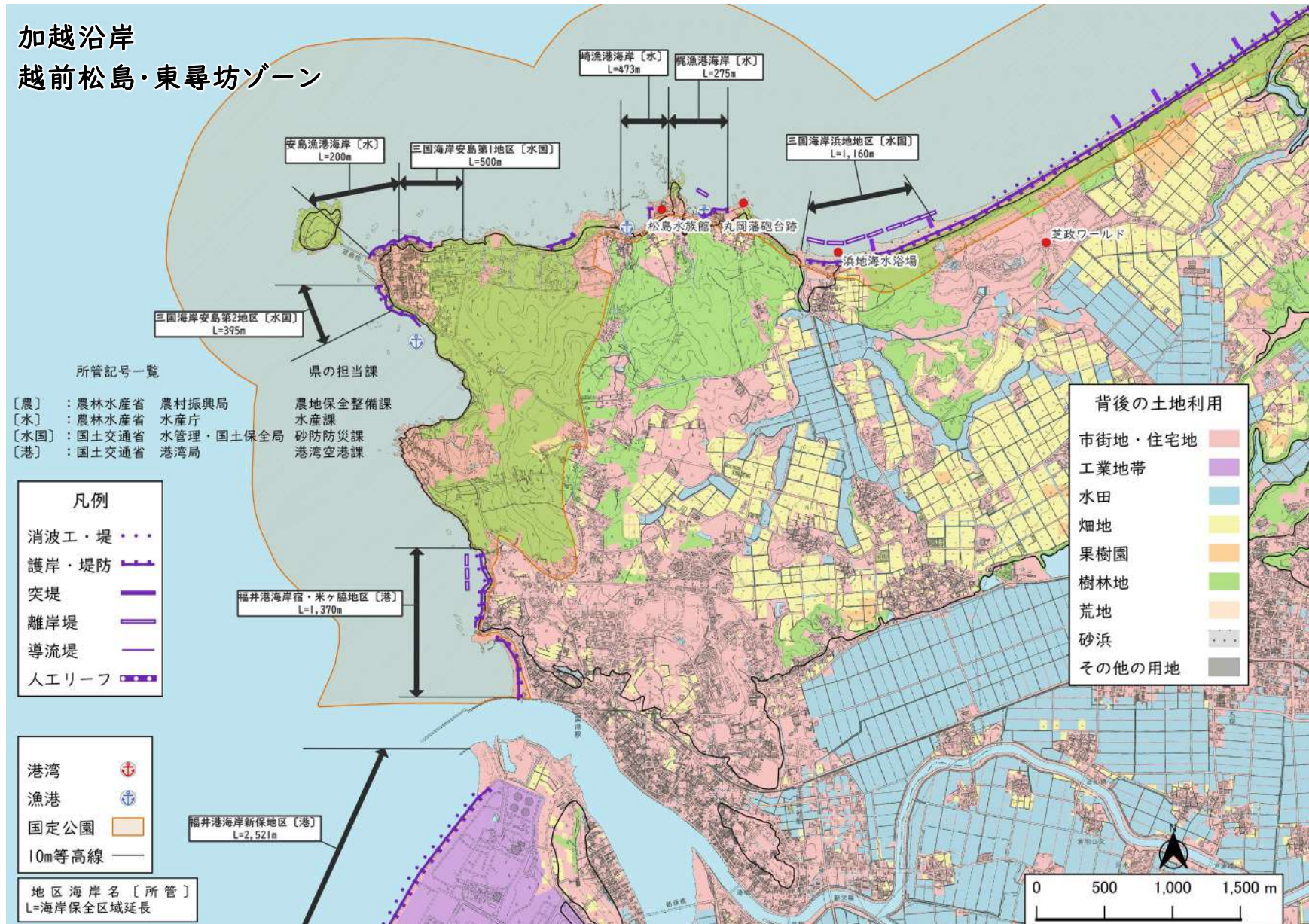
(2) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【越前松島・東尋坊ゾーン】

メッシュ*	市町村名	名 称	区 分
651	三国	安島安山岩の水中火砕流堆積物と安山岩岩脈	地形地質
651	三国	東尋坊地域で観察できる地質構造	地形地質
651	三国	雄島安山岩・安島安山岩と節理	地形地質
651	三国	米ヶ脇累層下部層の堆積岩類および第四紀砂鉄層、三国漂流軽石	地形地質
693	三国	フクイアナバチ	昆虫
693	三国	東尋坊付近の海岸断崖植生	植生
693	三国	松島海岸	地形地質
693	三国	安島安山岩の水中火砕流堆積物と安山岩岩脈	地形地質
693	三国	東尋坊地域で観察できる地質構造	地形地質
693	三国	雄島安山岩・安島安山岩と節理	地形地質
693	三国	米ヶ脇累層下部層の堆積岩類および第四紀砂鉄層、三国漂流軽石	地形地質
693	三国	坂井郡の丘陵地	鳥獣
734	三国	ツノトンボ	昆虫
734	三国	オシマヒメテントウ	昆虫
734	三国	ベーツヒラタカミキリ	昆虫
734	三国	オガサワラチャイロカミキリ	昆虫
734	三国	三国町雄島	昆虫
734	三国	雄島の照葉樹林	植生
694	三国	ヨコゾナツチカメムシ	昆虫
694	三国	滝谷寺のスダジイ林	植生
694	三国	東尋坊付近の海岸断崖植生	植生
694	三国	安島安山岩の水中火砕流堆積物と安山岩岩脈	地形地質
694	三国	東尋坊付近で観察できる地質構造	地形地質
694	三国	雄島安山岩・安島安山岩と節理	地形地質
694	三国	米ヶ脇累層下部層の堆積岩類および第四紀砂鉄層、三国漂流軽石	地形地質
694	三国	坂井郡の丘陵地	鳥獣
695	三国	ヨコゾナツチカメムシ	昆虫

*メッシュ番号及び市町村名は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図1999」(令和8年7月末最新データ)の情報を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。

加越沿岸 越前松島・東尋坊ゾーン



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

3.2.4 テクノポート・三里浜ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

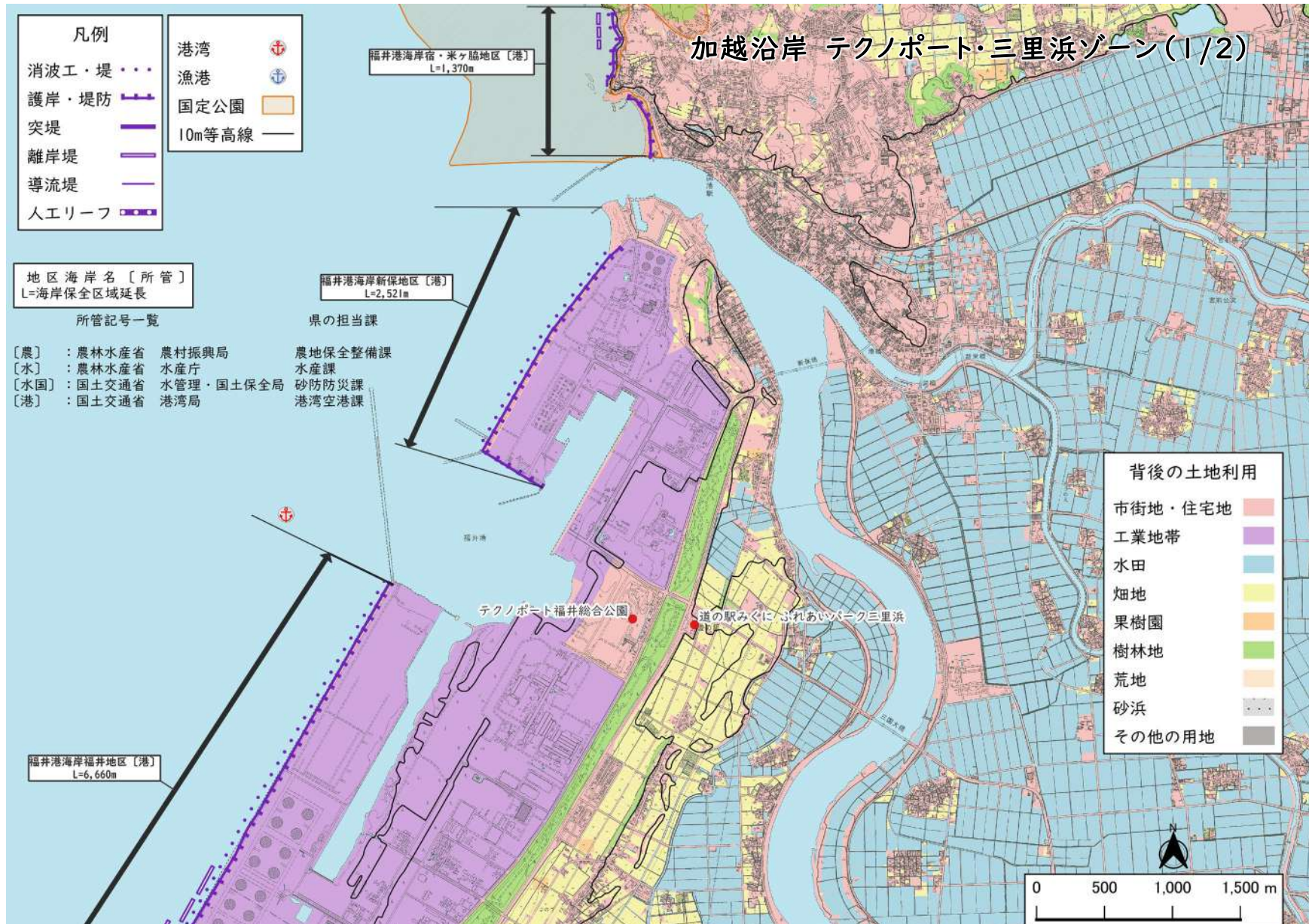
沿岸名	加越沿岸	
ゾーン名	テクノポート・三里浜ゾーン（三国サンセットビーチ～鷹巣海水浴場） ～港と海浜の公園ゾーン～	
背後地の状況	<p>九頭竜川右岸側のサンセットビーチ背後は、かつての北前船による海運拠点であり、現在でも人口密度が高い住宅地となっている。一方、左岸側は長い砂浜（三里浜）を埋立て、福井港・石油備蓄基地等として利用されている。ゾーン西端の浜住海岸には、鷹巣海水浴場があり、背後には民宿等を営む浜住の集落や、飛砂抑制を目的として植えられた広大な防風林がある。</p> <p>〔施設〕三国温泉ゆあぼ～と、みくに文化未来館、坂井市龍翔博物館、テクノポート福井総合公園（坂井市）、臨海中央公園（福井市）</p>	
整備の必要性 および目的	<p>サンセットビーチおよび浜住の背後集落は、標高が低いため、砂浜幅の確保が安全面から重要な課題である。現在は海岸保全施設によって汀線が維持されているため、引き続き砂浜の保全・回復が必要である。</p> <p>気候変動により将来に亘って防護水準が上昇していくことが想定されているため、施設供用期間中に施設の要求性能を確保する必要がある。</p>	
施策	防護面	<p>○浜住海岸では、養浜、サンドリサイクル等を行い、汀線の維持に努める。</p> <p>○気候変動への対応策として、ハード・ソフト対策を組み合わせ、越波被害の防止を図る。</p>
	環境面	<p>○砂丘にはハマボウフウ、ツルナ、トウオオバコなどの植物やキアシマエダテなどの貴重な生物種が生息しており、これら生物の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。</p>
	利用面	<p>○サンセットビーチや、鷹巣海水浴場は、海水浴シーズンには利用者が多く、観光資源としての価値が高いことから、施設の検討に当たっては観光拠点としての利用と景観に配慮する。</p>
整備計画 の方針	<p>○砂浜の消失を防ぐため、砂浜の保全・回復に努める。</p> <p>○三国サンセットビーチや浜住海岸は、集客効果が高く、地域社会にとって貴重な砂浜海岸である。また背後の海岸砂丘は優れた自然景観を呈し、貴重な植物や昆虫の生息・繁殖環境ともなっている。海岸保全施設の整備に当たっては、自然環境と景観を保全するとともに、観光拠点としての海岸環境の整備に配慮する。</p> <p>○高潮・高波浪、侵食、地震・津波等に対して、気候変動の影響を踏まえた、適切な施設整備の推進を図る。</p>	
関連計画 の有無	<p>○福井港港湾計画</p> <p>○福井港港湾振興ビジョン</p>	

(2) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【テクノポート・三里浜ゾーン】

メッシュ*	市町村名	名 称	区 分
695	三国	九頭竜川中～下流域河川敷	昆虫
695	三国	福井新港とその周辺	鳥獣
696	三国	マイコアカネ	昆虫
696	三国	ジャノメチョウ	昆虫
696	三国	九頭竜川中～下流域河川敷	昆虫
696	三国	三里浜砂丘	地形地質
696	三国	福井新港とその周辺	鳥獣
735	三国	三里浜砂丘	地形地質
735	三国	福井新港とその周辺	鳥獣
736	三国	キアシハナダカバチモドキ	昆虫
736	三国	三里浜砂丘	地形地質
736	三国	福井新港とその周辺	鳥獣
737	福井	オキナワシリアゲコバチ	昆虫
737	福井	キアシマエダテ	昆虫
737	福井	コムカシハナバチ	昆虫
737	福井	ノウメンハナバチ	昆虫
737	福井	三里浜砂丘	地形地質
737	福井	福井新港とその周辺	鳥獣
776	福井	エゾエンマコオロギ	昆虫
776	福井	ヤマトバツタ	昆虫
776	福井	三里浜の砂丘植物群落	植生
776	福井	三里浜砂丘	鳥獣
776	福井	福井新港とその周辺	鳥獣
777	福井	アオモンイトトンボ	昆虫
777	福井	ヤマトバツタ	昆虫
777	福井	ノウメンハナバチ	昆虫
777	福井	オオマダラメマトイ	昆虫
777	福井	ジャノメチョウ	昆虫
777	福井	三里浜の砂丘植物群落	植生
777	福井	和布～浜住海岸の火山岩類と第四系	地形地質
777	福井	三里浜砂丘	昆虫

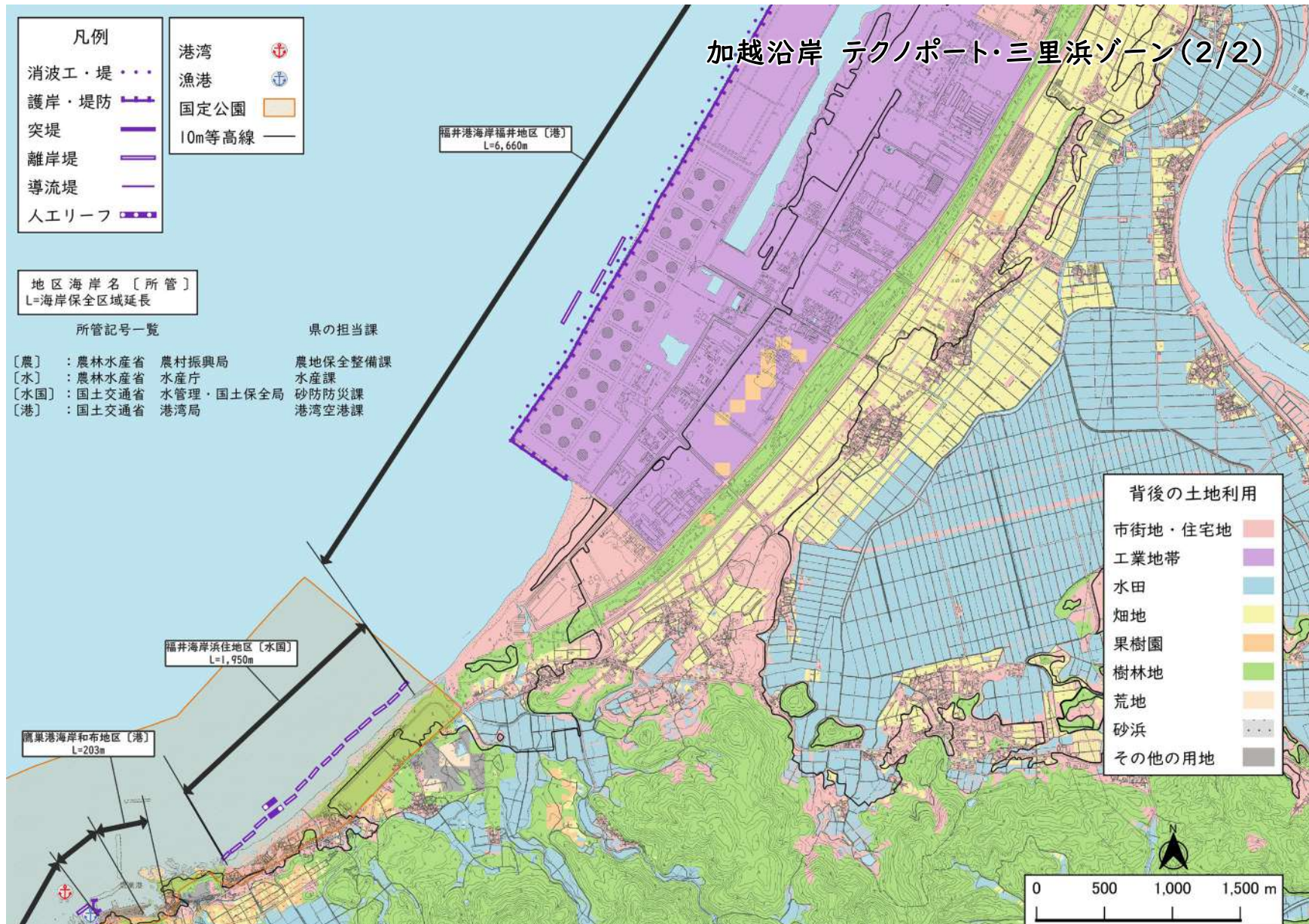
*メッシュ番号及び市町村名は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」(令和 8 年 7 月末最新データ)の情報を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

3.2.5 越前海岸ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

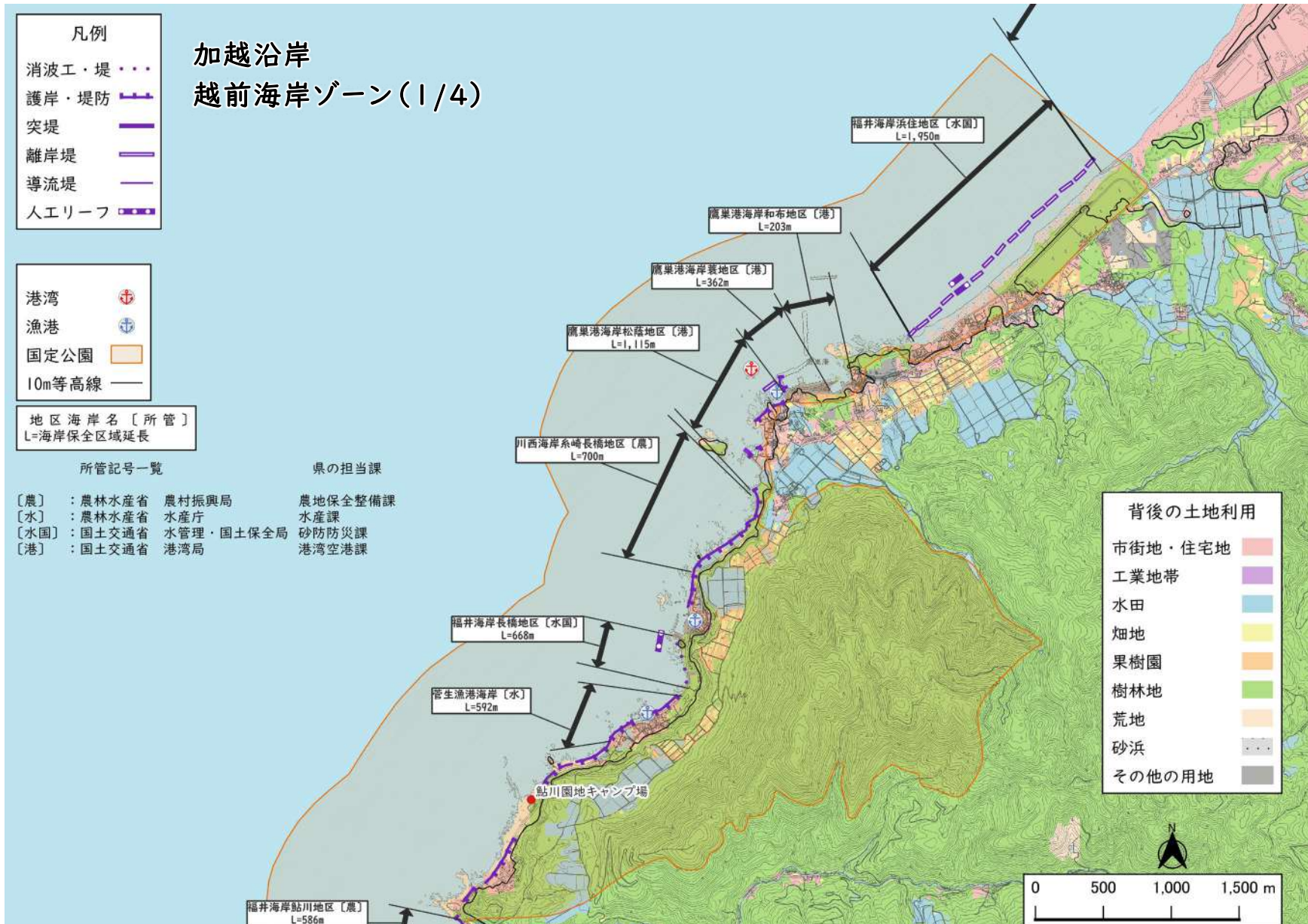
沿岸名	加越沿岸	
ゾーン名	越前海岸ゾーン（鷹巣漁港～越前岬） ～岬と水仙の丘陵ゾーン～	
背後地の状況	<p>鷹巣漁港以西は山が海にせまる直線的な海岸地形が特徴的であり、海岸性状は蒲生と鮎川地区に砂浜があるのを除き岩礁海岸となっている。海岸背後は細い平地が海岸線沿いに続いており、以前は棚田が多かったが現在は著しく減少した。漁港が多く、漁港背後には家屋が密集する漁村となっている。このゾーンでは背後が山地のため、住民の生活空間は、そのほとんどが海と近い位置に限られており、護岸・消波堤等により地域住民の海へのアクセスを分断されている場所も多い。</p> <p>岩礁海岸は、美しい磯や奇岩が多く、「越前海岸」として全国的に有名な景勝地ともなっている。</p> <p>〔施設〕鷹巣遊歩道、国民宿舎鷹巣荘、鮎川園地キャンプ場、鮎川海水浴場、越廼海水浴場、水仙ドーム、越廼ふるさと資料館（福井市）、越前岬水仙ランド（越前町）など</p>	
整備の必要性 および目的	<p>気候変動により将来に亘って防護水準が上昇していくことが想定されているため、施設供用期間中に施設の要求性能を確保する必要がある。</p>	
施策	防護面	<p>○海底勾配が急峻であるため、冬季の高波浪による越波被害の防止に努める。</p> <p>○気候変動への対応策として、ハード・ソフト対策を組み合わせ、越波被害の防止を図る。</p>
	環境面	<p>○浅海の藻場や岩礁では、バフンウニやサザエ、アワビなどの浅海生物が生息しており、これらの生育および生息・繁殖環境との調和を図る。</p> <p>○越前海岸の優れた岩礁が創り出す良好な景観の保全に努める。</p> <p>○自然植生の生育および生息・繁殖環境との調和を図る。</p>
	利用面	<p>○海辺へのアクセス障害の緩和および、人々の生活域における憩いの場所としての機能の確保に努める。</p> <p>○観光資源としての海岸景観の保全に努める。</p>
整備計画 の方針	<p>○越波の発生が確認された区間では、越波被害の防止を目的として整備を行う。</p> <p>○地域社会にとって重要な観光資源としての景観、日常の人々の生活空間、水産資源および生物の生息・繁殖環境との調和を図る。</p> <p>○高潮・高波浪、侵食、地震・津波等に対して、気候変動の影響を踏まえた、適切な施設整備の推進を図る。</p>	
関連計画 の有無	○なし	

(2) 福井県のすぐれた自然 沿岸部所在一覧【越前海岸ゾーン】

メッシュ*	市町村名	名 称	区 分
778	福井	エゾイトトンボ	昆虫
778	福井	和布～住吉海岸の火山岩類と第四系	地形地質
814	福井	ネアカヨシヤンマ	昆虫
814	福井	マルタンヤンマ	昆虫
814	福井	三里浜の砂丘植物群落	植生
814	福井	和布～住吉海岸の火山岩類と第四系	地形地質
815	福井	和布～住吉海岸の火山岩類と第四系	地形地質
842	福井	白浜～鮎川海岸の岩相層序と化石	地形地質
843	福井	ゲンジボタル	昆虫
843	福井	フタイロカミキリモドキ	昆虫
843	福井	御嶽山のスタジイ林	植生
843	福井	白浜～鮎川海岸の岩相層序と化石	地形地質
843	福井	鮎川の活断層露頭	地形地質
843	福井	鮎川の貝化石	地形地質
844	福井	小丹生離水波食棚の差別侵食棚とビーチロック	地形地質
844	福井	白浜～鮎川海岸の岩相層序と化石	地形地質
875	福井、越廼	小丹生南に見られる前浜堆積物と生痕化石	地形地質
876	越廼	越廼村茶崎の地層、生痕化石、炭酸塩団塊	地形地質
877	越廼	福井市ニツ屋町の武周ヶ池	地形地質
878	越廼、織田	武周ヶ池のタチヤナギ林	植生
878	越廼、織田	福井市ニツ屋町の武周ヶ池	地形地質
878	越廼、織田	丹生山地	鳥獣
905	越前	ノウメンハナバチ	昆虫
905	越前	ガラガラ山のヤブニッケイ林	植生
930	越廼、越前	越前海岸のスイセン	植生
930	越廼、越前	越前海岸鳥糞岩と呼鳥門	地形地質
931	越前	フタイロカミキリモドキ	昆虫
931	越前	アメイロオオアリ	昆虫
931	越前	越前海岸のスイセン	植生
931	越前	越前岬	地形地質

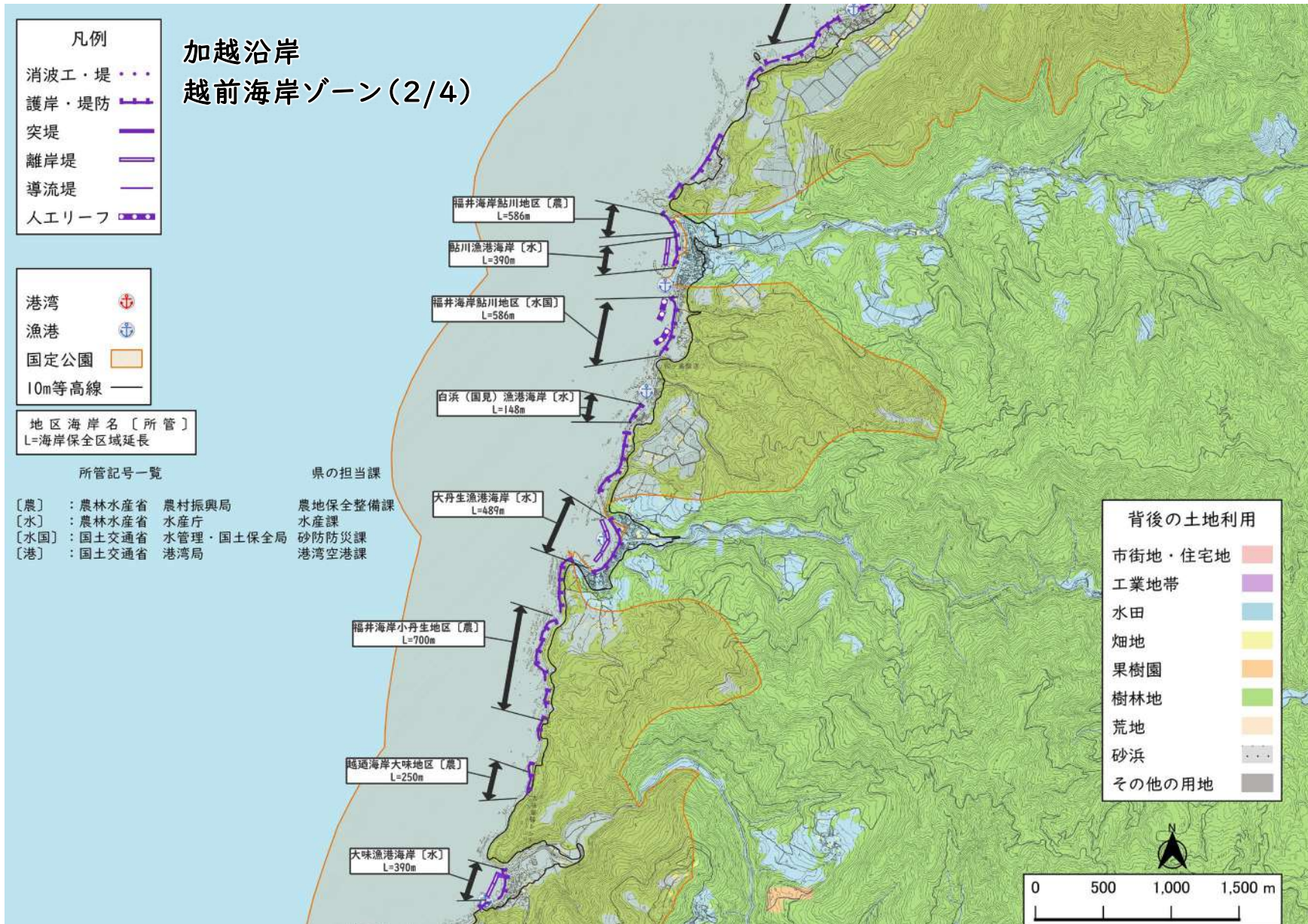
*メッシュ番号及び市町村名は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図1999」(令和8年7月末最新データ)の情報を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



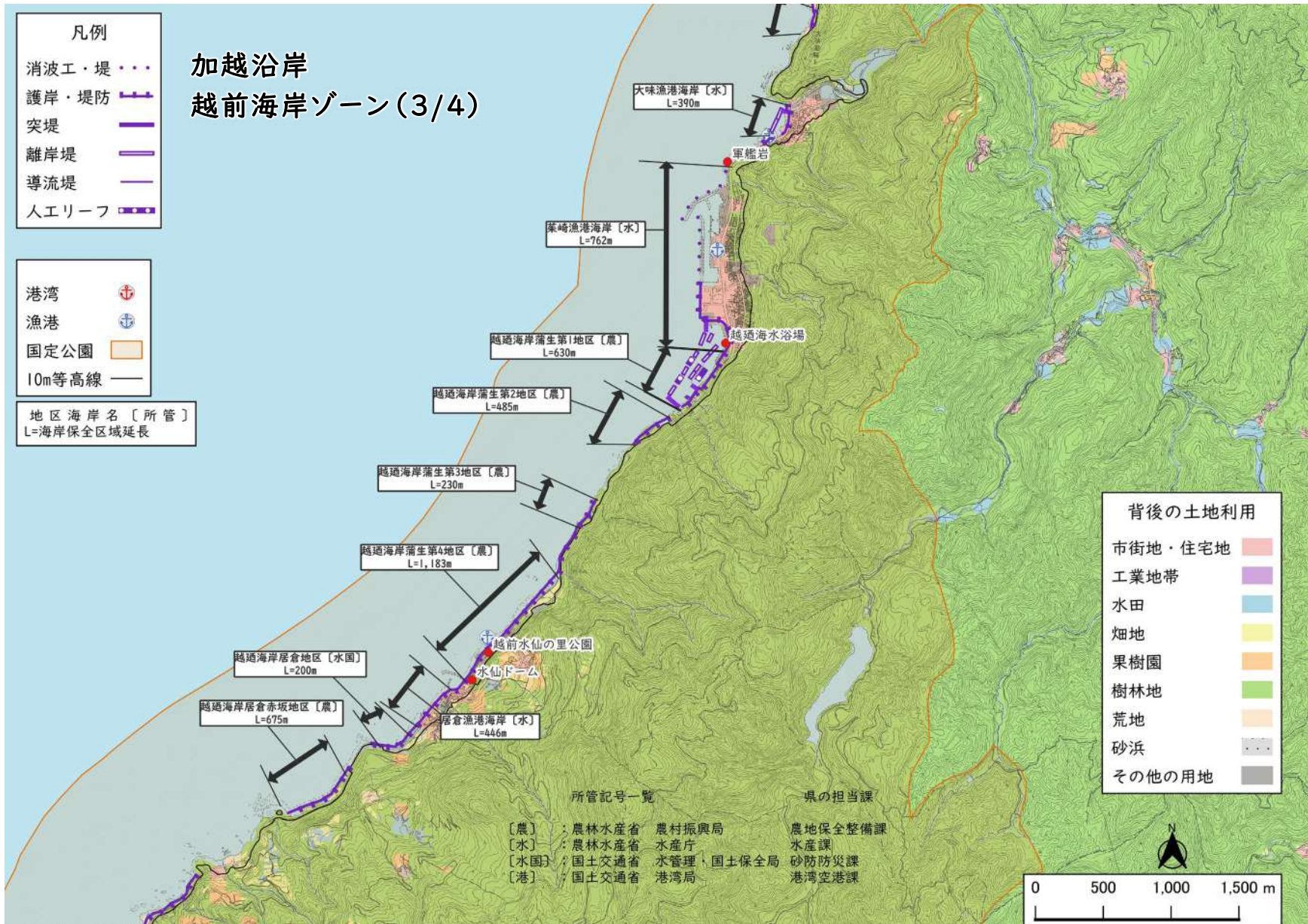
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



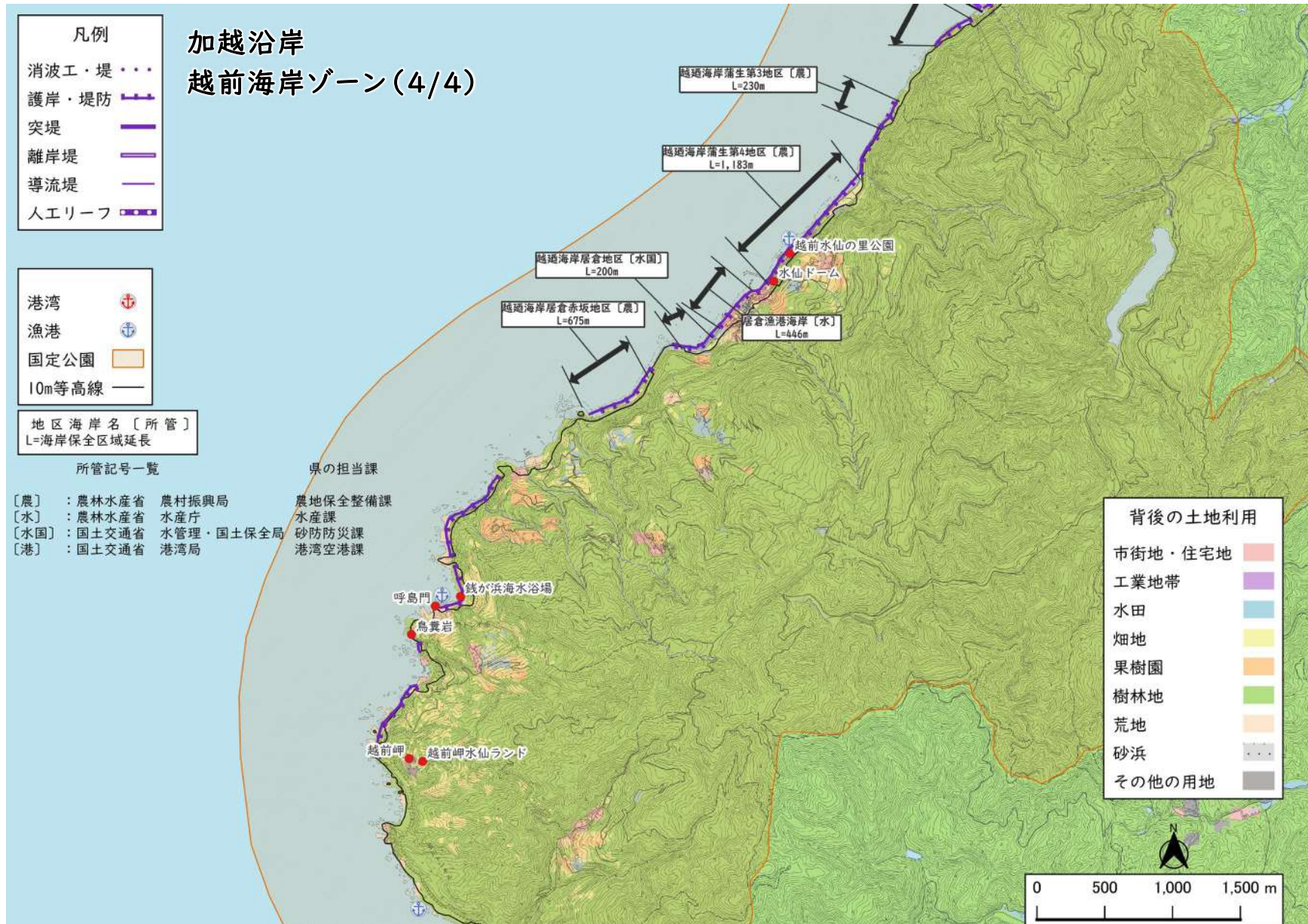
「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

3.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

平成 26 年 12 月 3 日に公布された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成 26 年政令第 383 号)において、都道府県知事が定める海岸保全基本計画に定める事項として、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、これまでの「海岸保全施設の新設または改良に関する事項」に加え、「海岸保全施設の維持または修繕に関する事項」が規定された。

本編では、改正法を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持または修繕に関する事項」を定めたものである。

3.3.1 海岸保全施設の維持又は修繕の考え方

福井県全沿岸において、海岸保全施設設置後に 50 年以上経過している割合は、令和 7 年 3 月時点で 36%である(若狭湾沿岸も含む)。激甚化する自然災害に対して、これら既存の施設を有効活用することは必要不可欠であり、施設が所定の機能を保ち続けるよう管理していく必要がある。

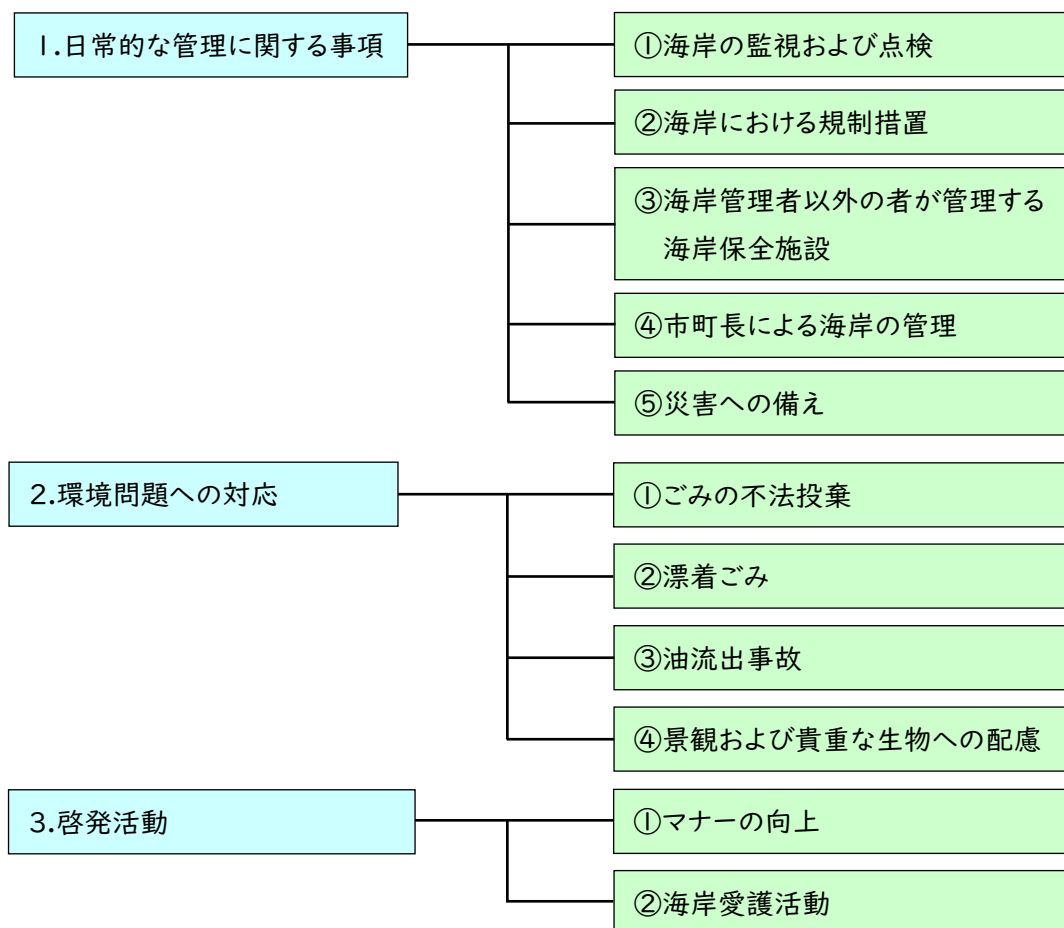
そのため、海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視または点検を実施する。また、長寿命化計画を策定し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持または修繕を行っていく。

3.3.2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置を、参考資料に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設の配置図として示す。

4. 海岸の環境保全など管理に関する事項

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関するハード面での対応のほかに、海岸の管理を適切に実行していくことも重要である。以下に海岸の管理に関するソフト面での対応を示す。



4.1 日常的な管理に関する事項

① 海岸の監視および点検

海岸保全施設や利便施設はもとより、砂浜などについても定期的なパトロールを行うとともに、地域住民などからの情報提供も活用して、施設の汚損や破損等の危険箇所の発見に努め、背後地の安全と快適な海岸利用の確保を図る。

② 海岸における規制措置

海岸の占有については、海岸がすべての人に開放された財産であることから、幅広い海岸利用を阻害しないよう努めるとともに、海岸利用の利便性の向上に資するよう配慮する。

土石の採取については、海岸の侵食傾向が認められる海岸では、原則的には許可しないものとし、その他の行為についても、海岸保全に悪影響を及ぼさないよう慎重に対応することとする。海岸の状況に応じて自動車の乗り入れや土石の投棄等の規制も実施する。

なお、規制措置に違反した者に対しては、原状回復または費用の負担を求め、海岸の保全を図る。

③ 海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設

海岸の保全に当たっては、海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設が適切に管理されることも重要なことであるため、海岸保全施設を管理する海岸管理者以外の者が、適切な管理を行っているかを監督し、必要があれば改善の指導・命令などにより、海岸の保全を確保する。

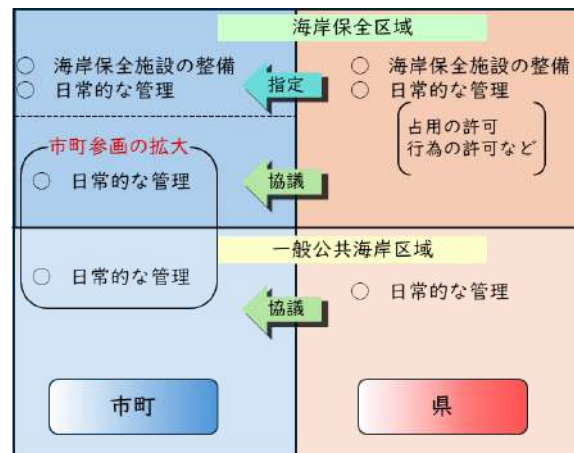
④ 市町による海岸の管理

日常的な海岸の管理は、県よりも地元住民とより密接な関係を有する市町が実施することが望ましいことから、積極的に市町が管理できるようにする。

⑤ 災害への対応

越波や侵食を防止するため、着実な施設整備と適切な管理を行うとともに、高波浪時などにおける避難や監視の体制を関係市町などとともに強化し、海岸背後地の住民の安全を確保する。

また、高波浪などが発生した場合には、速やかに海岸を点検し、海岸保全施設の被災が発見された場合には、速やかな復旧を行い、安全を確保する。



4.2 環境問題への対応

① ごみの不法投棄

ごみの不法投棄による海岸の汚損が目立つことから、関係機関と連携してパトロールなどを行い、不法投棄を防止するとともに、不法投棄を発見した場合には、刑事告発を含め、厳正に対処する。

② 漂着ごみ

異常出水や高波浪などにより、海岸には多量のごみが漂着している。漂着ごみについては、河川管理者や河川流域の市町とも連携して対策を進めるとともに、漂着したごみの処理方法については、福井県海岸漂着物対策推進計画により適切に処理を行う。

河川からの出水や沖合を航行する船舶の荷崩れ等によって発生した大規模漂着流木は、沿岸域における様々な活動に支障を与えることから、関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業などの国の補助事業を活用し、漂着流木等の処理を行う。

③ 油流出事故

本県はナホトカ号の事故により、大量の油が海岸に漂着した経験を持つ。油流出事故は、人々の生活だけでなく、海岸の環境に大きな影響を与えることから、関係機関と連携して、事故の影響を最小限でくい止めるため、迅速な対応を図る。

④ 景観および貴重な生物への配慮

本県の海岸は、大部分が国定公園に指定されているように優れた景観や豊かな生物環境を誇っていることから、関係機関と連携して景観および貴重な生物の生息環境の保全に努める。

4.3 啓発活動

① マナーの向上

ごみ問題をはじめとして、人々のマナーの向上により解決・改善できる問題は数多いことから、マナーの向上を図るための啓発活動などを行うとともに、向上が図られない場合には、規制の強化も検討する。

② 海岸愛護活動

海岸の保全の重要性に鑑み、地域活動や、ボランティア活動を支援し、学校などとも連携して海岸愛護思想の普及に努める。

5. 海岸保全基本計画の実施に当たって

前章までに、あるべき海岸の姿と、その実現のための施策を示したが、これらの施策については、地域住民や利用者、市町および県の関係者が、海岸保全基本計画を十分に理解し、それぞれの立場で協力し一体となって実施することが重要である。ここでは、それぞれの関係者がこの海岸保全基本計画の実施に当たって配慮すべき事項と関係者の役割について述べる。



ナホトカ号重油流出事件発生時は総動員で清掃に当たった(福井新聞社提供)

5.1 計画実施時に配慮すべき事項

① 関連行政機関との連携と調整

海岸保全基本計画を、県として適切かつ効果的に遂行するために、関係機関の連携を強化する必要がある。このために、各海岸管理者等が連絡調整する海岸事業担当者連絡会議を中心に、海岸行政に関係する機関との連携を強化し、海岸保全基本計画の推進を図る。

② 地域住民や利用者、市町との関係

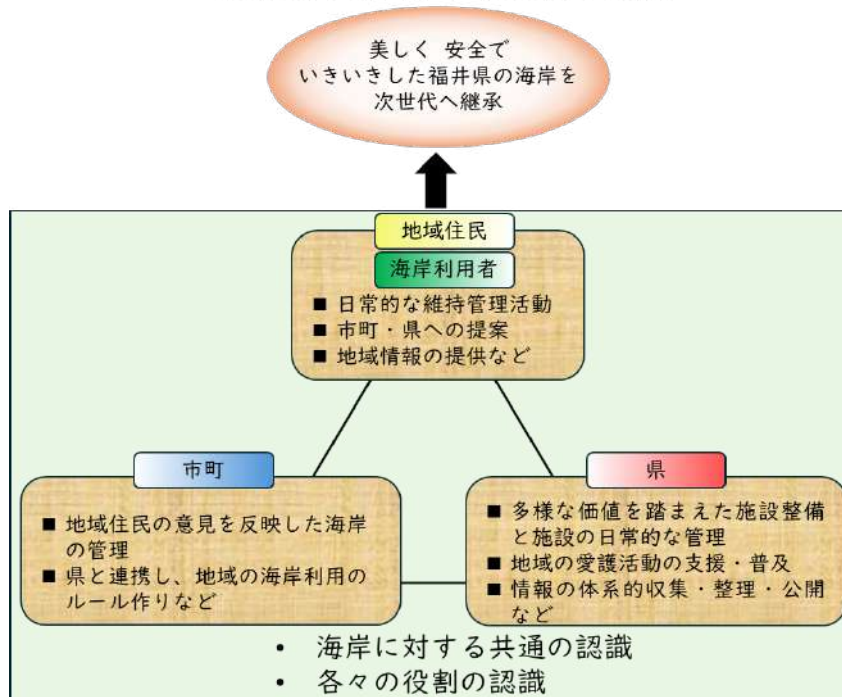
海岸の価値が多様化するなか、海岸に対しての様々な要求があり、行政だけではその要求に対応することが難しくなっている。今後は、地域にふさわしい海岸保全のため、海岸に対する共通認識と各々の役割分担により、地域住民や利用者、市町および県がそれぞれの立場から協力し施策を実施することが重要である。

地域住民や利用者：身近に行われている海岸清掃などのボランティア活動や環境学習会などに参加し、海岸に親しみを持つよう努める。また、地域にふさわしい海岸保全への意見や情報を県や市町に提供する。

市町：地域住民や利用者の活動を支援するとともに、地域住民や利用者からの意見を、海岸利用のルールづくりや地域の整備計画等に反映させる。

県：海岸災害から地域住民を守るため、自然環境や海岸利用に配慮し、地域住民や利用者、市町とともに施設整備や日常的な管理を行う。また、地域での愛護活動の支援、普及や海岸に対する共通の認識づくりのため、海岸に関する情報提供を行っていく。

地域住民や利用者、市町及び県との関係



③ 海岸の情報の蓄積と活用

海岸の漂砂・沖合いの地形変化、汀線変化等防護面の情報、また水質・底質、漂着ごみ等の環境面の情報、海水浴やマリンスポーツなどの利用面の情報等を収集・整理し、海岸の実態の的確な把握に努める。漂砂に関しては、近隣の府県との情報の交換を積極的に行っていく。

これらの情報を踏まえ、より高度な安全性を達成するための技術や自然との調和を目指した技術、新たな利用形態に対応する技術などの活用を図っていくとともに、市町、地域住民および利用者などに対して、幅広く海岸に関する情報を発信する。

④ 海岸環境への影響の把握

海岸保全施設の整備に当たっては、「福井県公共事業環境配慮ガイドライン」に基づき、整備区域および周辺の環境の現状把握を行うとともに、施設の設置による海岸環境への影響を事前に把握することに努め、長期的にみても影響が生じないように整備計画を検討する。

⑤ 事業効果の検討について

海岸保全施設の整備に当たっては、背後の土地利用の状況を踏まえ、事業費と施設整備によって生じる便益を比較し、整備計画が十分な投資効果を有するものであるかどうかを検討する。

⑥ 気候変動による防護水準の見直し

気候変動の影響は不確実性が多く、今後も気候変動に関する報告書（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）や文部科学省・気象庁の報告等）が更新された段階や海象データ（潮位・波浪等）のモニタリング結果等を総合的に踏まえ、必要天端高の見直しの必要性を検討する。その上で、気候変動を踏まえた適応策を検討するとともに、重点的に整備していく海岸を抽出する。詳細検討において具体的な工法や構造、規模等は、必要な調査・検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。

⑦ 計画の見直し

整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の、社会情勢変化に的確に対応するために、必要に応じて、計画を柔軟に見直していくものとする。

なお、本計画に記載した気候変動への対応策（将来の防護水準、施設整備の考え方等）以外の新たな知見が得られた場合は、必要に応じて計画の見直しを検討する。

5.2 計画実施における組織体制および事務分掌

① 海岸事業担当者連絡会議

部局名	課名	事務分掌
農林水産部	水産課	漁港区域内における海岸管理者
	森づくり課	一般公共海岸での治山事業の計画実施
	農地保全整備課	農地に係る海岸保全区域内の海岸管理者
土木部	砂防防災課	水管理・国土保全局所管の海岸保全区域内および一般公共海岸の海岸管理者
	港湾空港課	港湾区域内における海岸管理者

② 海岸管理等に関係のある部局(福井県)

部局名	課名	事務分掌
防災安全部	危機管理課	地域防災計画に関する事
エネルギー環境部	循環社会推進課	資源循環に関する施策の推進に関する事
		廃棄物の処理および清掃に関する法律の施行に関する事
	自然環境課	自然環境の保全に関する事
		自然公園等の施設整備に関する事
土木部	土木管理課	水域部の管理に関する事(国有財産法)
	道路建設課	県管理道路の新設および改良に関する事
	道路保全課	道路の管理、安全施設等の整備、維持・修繕に関する事
	河川課	河川の管理、河川施設等の整備、維持・修繕に関する事
	都市計画課	都市計画に関する事

③ 海岸管理等に関係のある部局(国の機関)

部局名	事務分掌	
農林水産省	林野庁 近畿中国森林管理局 福井森林管理署	海岸部における国有林内の直轄治山事業の計画実施
	水産庁	漁港海岸の補助事業に関する事
	北陸農政局	農地海岸の補助事業に関する事
国土交通省	北陸地方整備局	港湾海岸の補助事業に関する事
	近畿地方整備局	建設海岸の補助事業に関する事
	敦賀海上保安部	海上汚染の防止

□参考資料

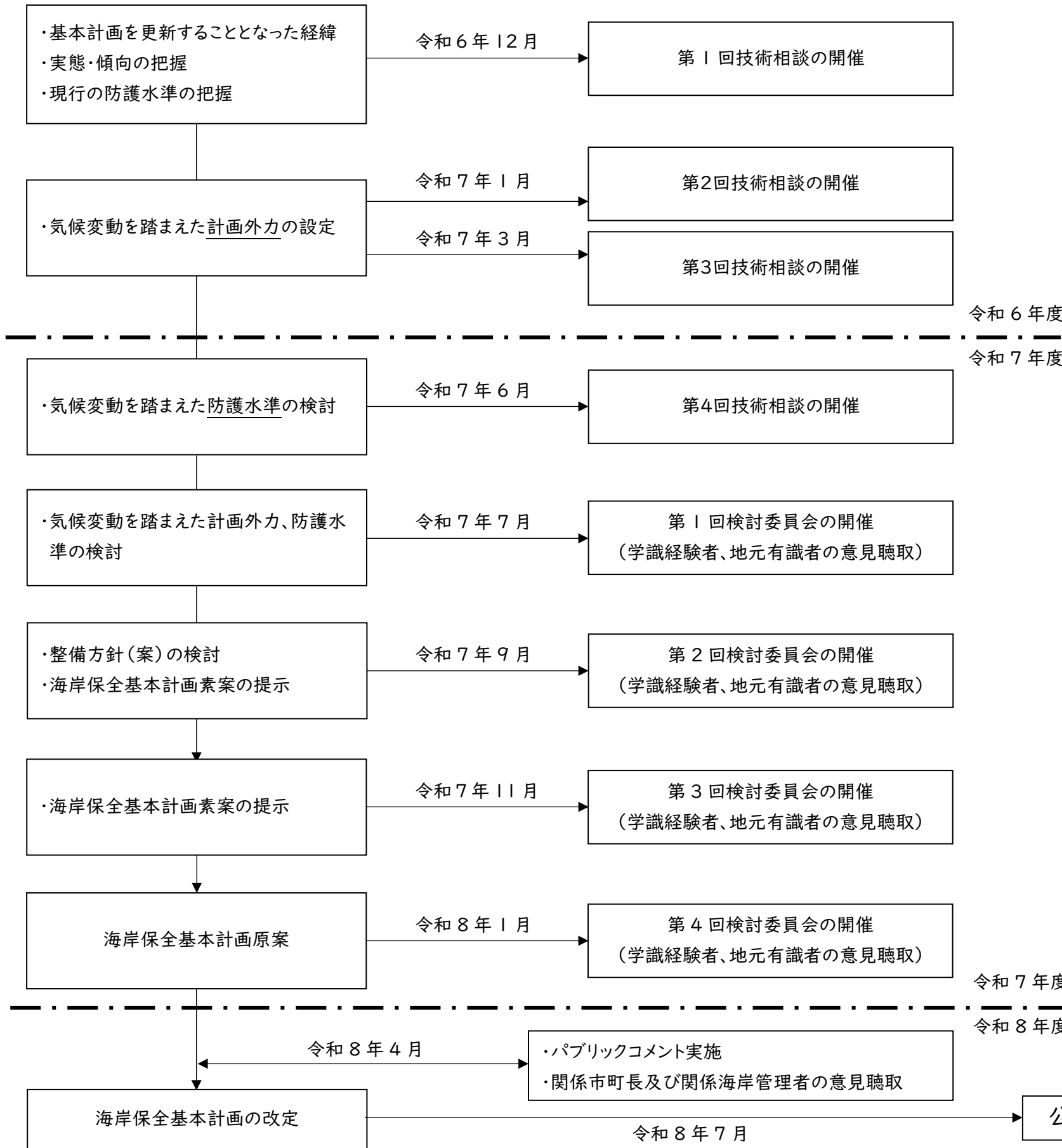
- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1. 加越沿岸海岸保全基本計画改定履歴 ----- | 参考-1 |
| 2. 改定フロー及び委員構成(令和8年7月) ----- | 参考-2 |
| 3. 策定フロー及び委員構成(平成14年6月) ----- | 参考-4 |
| 4. 用語の説明 ----- | 参考-6 |
| 5. 福井県のすぐれた自然情報図1999 ----- | 参考-14 |
| 6. 計画外力に関する事項 ----- | 参考-15 |
| 7. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 ----- | 参考-17 |

加越沿岸海岸保全基本計画改定履歴

■改定履歴

改定年月	策定内容
平成14年6月	計画策定
平成28年3月	一部変更(海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項の追加)
令和8年7月	改定(気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更)

■加越沿岸 海岸保全基本計画 改定フロー（令和8年7月改定時）



	開催日	アドバイザー	主なテーマ
第1回 技術相談	令和6年11月13日 令和6年11月20日 令和6年12月3日	安田氏 田安氏 柴田氏、平山氏	・基本計画改定の経緯 ・実態・傾向の整理 ・気候変動を踏まえた計画外力の検討方針
第2回 技術相談	令和7年1月27日 令和7年1月29日 令和7年1月31日	安田氏 柴田氏、平山氏 田安氏	・気候変動を踏まえた計画外力の検討
第3回 技術相談	令和7年2月28日 令和7年3月4日 令和7年3月5日 令和7年3月11日	柴田氏 田安氏 平山氏 安田氏	・気候変動を踏まえた計画外力の検討
第4回 技術相談	令和7年6月24日 令和7年6月26日 令和7年6月30日	安田氏 柴田氏、平山氏 田安氏	・気候変動を踏まえた計画外力の検討 ・気候変動を踏まえた防護水準の検討

	開催日	主なテーマ
第1回 検討委員会	令和7年7月25日	・検討委員会設置要領について ・委員会の選出について ・気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の変更について
第2回 検討委員会	令和7年9月2日	・第1回検討委員会における主な意見と対応について ・第1回検討委員会説明資料の更新について ・海岸保全基本計画素案について
第3回 検討委員会	令和7年11月17日	・第2回検討委員会における主な意見と対応について ・海岸保全基本計画原案について
第4回 検討委員会	令和8年1月19日	・第3回検討委員会における主な意見と対応について ・設計津波水位を反映した海岸保全基本計画変更原案について

「加越沿岸」海岸保全基本計画 検討委員会
委員構成

(令和8年7月時点)

◎(学識経験者・有識者)

氏名	所属	専門分野
田安 正茂	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 教授	海岸工学
安田 誠宏	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授	海岸工学
東村 玲子	福井県立大学 海洋生物資源学部 海洋生物資源学科 准教授	水産経済学
鈴木 聖子	一般社団法人 福井県漁船リース事業協会 事務局長	水産

◎(国関係行政機関)

氏名	所属	専門分野
柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	海岸工学

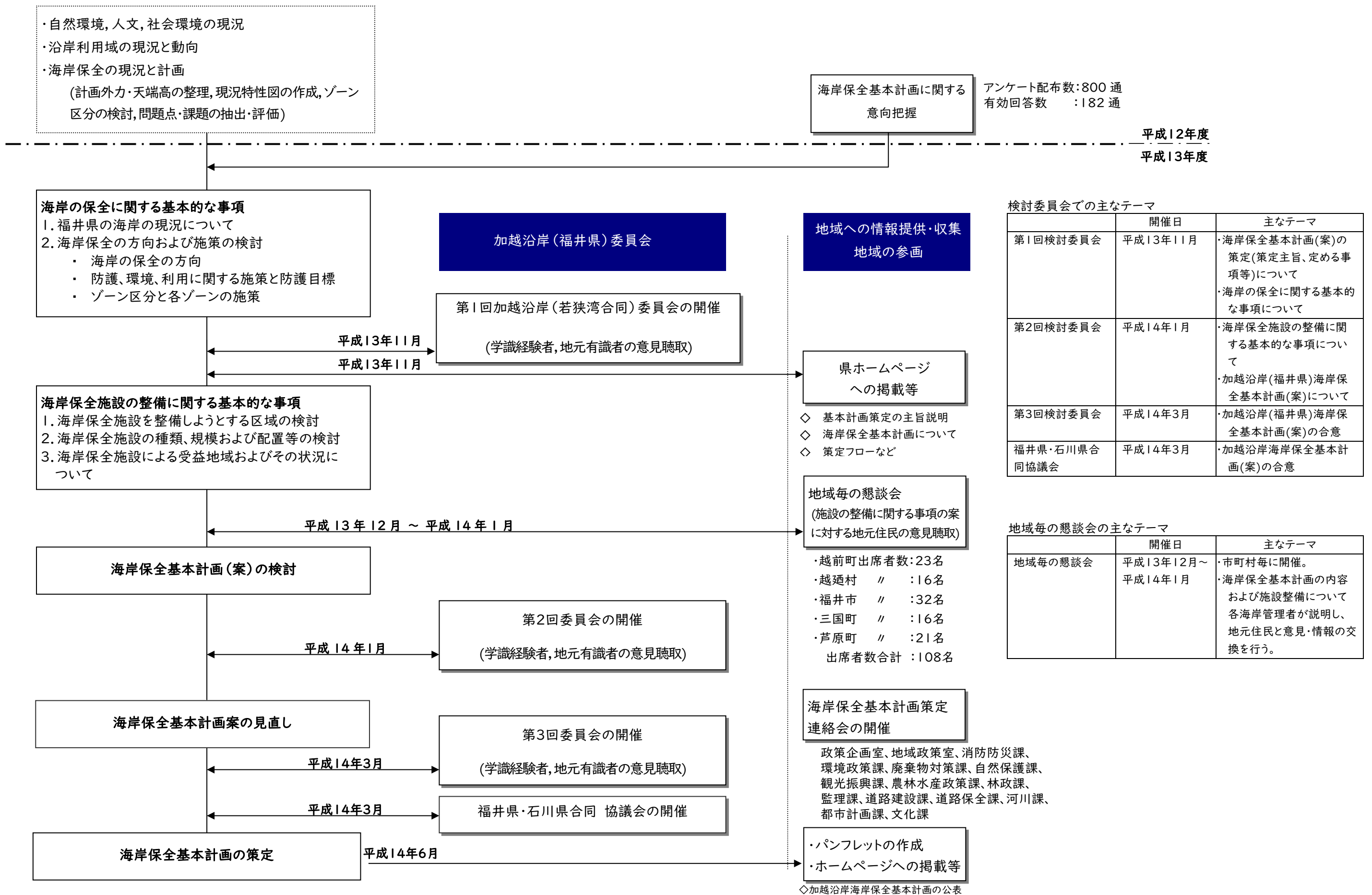
◎事務局

福井県 土木部 砂防防災課
(委託コンサルタント)
株式会社建設技術研究所
いであ株式会社
八千代エンジニアリング株式会社

◎福井県海岸保全基本計画変更に関するアドバイザー(技術相談)

氏名	所属	専門分野
田安 正茂	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 教授	海岸工学
安田 誠宏	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授	海岸工学
柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	海岸工学
平山 克也	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域 領域長	海岸工学

■加越沿岸 海岸保全基本計画 策定フロー（平成14年6月策定時）



「加越沿岸」海岸保全基本計画 検討委員会
委員構成

(平成14年6月計画策定時)

◎(学識経験者・有識者)

- 1 委員長 中村 充 福井県立大学 名誉教授
- 2 委員 佐々木 雅幸 立命館大学 政策科学部教授
- 3 委員 敷田 麻実 金沢工業大学 工学部助教授
- 4 委員 朝日 恵子 福井文化服装学院 校長

◎(国関係行政機関)

- 1 委員 須見 徹太郎 国土交通省 近畿地方整備局 福井工事事務所長
- 2 委員 加藤 悦郎 国土交通省 北陸地方整備局 敦賀港湾工事事務所長

◎(加越沿岸関係市町村長)

- 1 委員 酒井 哲夫 福井市長
- 2 委員 坂本 憲男 三国町長
- 3 委員 奈須田 和彦 芦原町長
- 4 委員 京谷 宗雄 越前町長
- 5 委員 刀禰 麒一 越廼村長

◎(関係海岸管理者等)

- 1 委員 窪 清行 福井県 福祉環境部 環境審議監
- 2 委員 牧野 嘉範 福井県 農林水産部長
- 3 委員 古川 巖水 福井県 土木部長

事務局

- 1 福井県農林水産部 水産課漁港漁村整備室長 萬匠 東亜男
- 2 福井県農林水産部 森林整備課長 塩田 勝栄
- 3 福井県農林水産部 農村計画課長 太田 勝也
- 4 福井県農林水産部 農村整備課長 永谷 藤信
- 5 福井県土木部 港湾課長 佐々木 宏
- 6 福井県土木部 砂防課長 千田 秋廣(事務局長)
- 7 (株)アイ・エヌ・エー 管理技術者 桜本 弘

用語の説明

ア行

◇ 安全度(あんぜんど)

越波・越流等に対して、どの程度背後地を防護するかの度合い。

本計画では、30年確率波浪または50年確率波浪、及び設計津波水位に対して、ハード・ソフト対策により背後地を安全に防護する水準としている。

[確率波浪](かくりつはろう)

30年や50年といった期間に対し、1回の確率で発生する高波浪。

◇ 一般公共海岸(いっぱんこうきょうかいがん)

海岸保全区域以外の公共海岸。

[公共海岸](こうきょうかいがん)

国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地およびこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面。

◇ SSPシナリオ(共通社会経済経路:Shared Socioeconomic Pathways)

気候変動の適応策・緩和策を評価する際に、社会情景(人口動態・経済成長・技術開発・教育・政策等)が将来どのように変化するかについて、複数の「あり得る未来の経路」を描いたもので、5つのシナリオが設定されている。

(SSP1:持続可能、SSP2:中間的、SSP3:地域対立、SSP4:格差、SSP5:化石燃料依存)

[RCPシナリオ](代表的濃度経路:Representative Concentration Pathways)

将来の温室効果ガス濃度の推移を想定した複数のシナリオで、シナリオ名は21世紀末頃の放射強制力(W/m^2)で区別される。一般に、数値が高いほど放射強制力が高く、より温暖化が進行していることを示す。(RCP2.6: $2.6W/m^2$ 、RCP8.5: $8.5W/m^2$)

[放射強制力](ほうしゃきょうせいりよく)

気候変動を引き起こす要因(温室効果ガス等)が変化した時、地球全体のエネルギー収支がどれだけ変わるかを示す指標(W/m^2)。値が正の場合は温暖化に、負の場合は寒冷化に働く。

IPCCの第6次評価報告書では、SSPとRCPを組み合わせることで将来のシナリオを表現している。

(例 SSP1-2.6:SSP1の持続可能社会で放射強制力が $2.6W/m^2$ のシナリオ)

◇ 越波・越流(えっぱ・えつりゅう)

越波:堤防や護岸の高さが波のうちあげ高より低いときに、この打上げられた海水が陸側に侵入する現象。

越流:低気圧や台風の通過等によって海水面が堤防や護岸の高さより高くなり、堤防や護岸を越えて海水が陸側に侵入する現象。

◇ **A類型**（えーるいけい）

類型とは環境基準を、水域または地域の利用目的等によって 2 つ以上に分けて設定した場合、それぞれの基準を当てはめる水域または地域を指定すること。水質および騒音に係る環境基準に設定されている。海域においてはAA類型、A類型、B類型、C類型の 4 つの類型に分けられており、判定基準のCODはAA類型、A類型ともに 2mg/l 以下と最も厳しい値が設定されている。

判 定 基 準

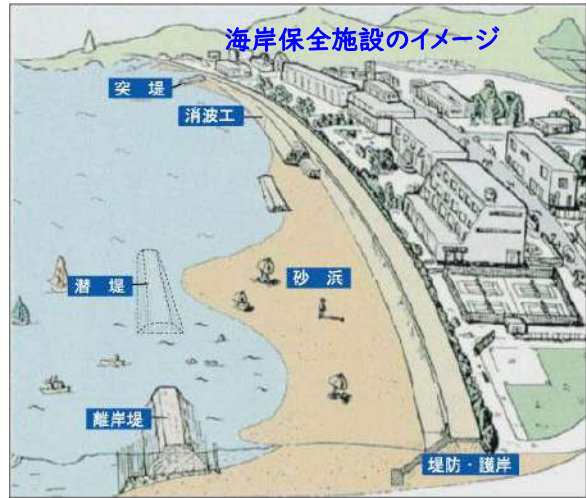
区 分	ふん便性 大腸菌群数	油膜の有無	COD (化学的酸素要求量)	透明度
適	水質 AA (検出限界 2 個/100mL)	油膜が 認められない	2mg/L 以下	全 透 (1m 以上)
	水質 A	油膜が 認められない	2mg/L 以下	全 透 (1m 以上)
可	水質 B	常時は油膜が 認められない	5mg/L 以下	1m 未満～ 50 cm 以上
	水質 C	常時は油膜が 認められない	8mg/L 以下	1m 未満～ 50 cm 以上
不 適	1,000 個/100mL を 超えるもの	常時油膜が 認められる	8mg/L 超	50 cm 未満

出典：「海水浴場の水質調査結果について」 福井県エネルギー環境部環境政策課(令和 7 年 6 月 30 日)

カ行

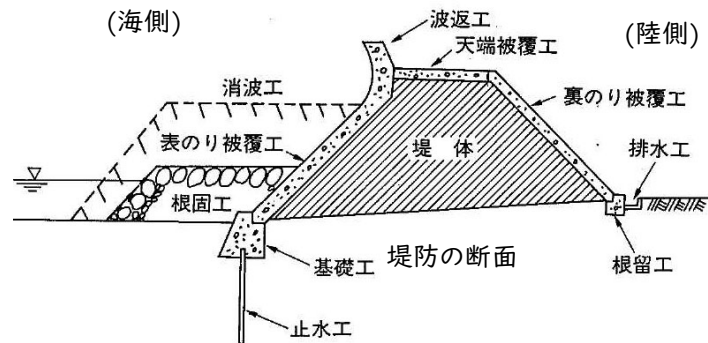
◇ 海岸保全施設 (かいがんほぜんしせつ)

堤防・護岸、突堤、離岸堤、潜堤（人工リーフ）、消波工、砂浜等、海水の侵入又は海水による侵食を防ぐための施設。



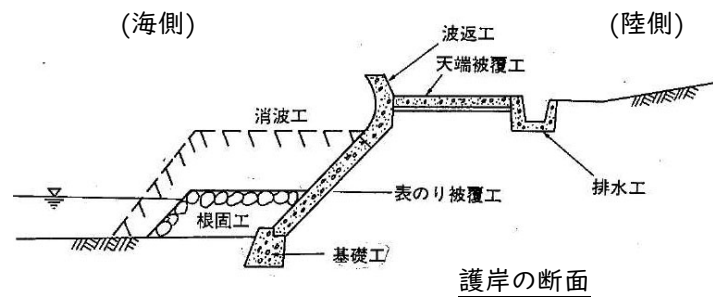
〔堤防〕 (ていぼう)

現地盤を盛土またはコンクリートなどによって高さを増し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や、海岸の侵食を防ぐための施設。



〔護岸〕 (ごがん)

現地盤をコンクリートやコンクリートブロックなどで保護し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や、海岸の侵食を防ぐための施設。



〔消波工〕 (しょうはこう)

波の勢いを弱めて、越波を減少させたり、堤防・護岸を保護する目的で設置されたコンクリートブロックでできた構造物。波打ち際や堤防・護岸のすぐ前面に設置される。



〔突堤〕(とつてい)

沿岸漂砂(海岸線に平行な砂の移動)が著しい海岸において、海岸から細長く突出して設けられるものであり、砂の動きを制御することによって、汀線の維持あるいは前進を図ることを目的とした施設。



〔離岸堤〕(りがんてい)

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、上部が海面上に現れている施設。波の勢いを弱め、越波を減少させたり、離岸堤の背後に砂を貯えて、砂浜の侵食を防ぐことを目的として設置される。



〔潜堤(人工リーフ)〕(せんてい)

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、景観に配慮して堤体を水面下にとどめた施設。上部の幅をかなり広くとることで、離岸堤とほぼ同じ効果を有する。



◇ 海岸保全基本計画 (かいがんほぜんきほんけいかく)

海岸法の一部改正(平成12年施行)によって定められた海岸の新しい計画制度であり、国が定める「海岸保全基本方針」に基づき、沿岸毎に海岸保全の基本的事項や施設の整備に関する事項等について都道府県知事が定める海岸の保全計画。

◇ 海岸保全区域 (かいがんほぜんくいき)

海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認められる時に、都道府県知事が指定する防護すべき海岸の一定の区域。

◇ **国定公園** (こくていこうえん)

1957年に公布された自然公園法に基づき、傑出した自然景観の保護とその利用を図るなどの目的で指定される自然公園のひとつで、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定される公園。

サ行

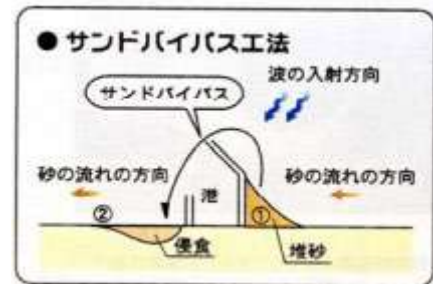
◇ **朔望平均満潮位** (さくぼうへいきんまんちょうい)

朔望の日から前2日後4日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した値。

◇ **サンドバイパス**

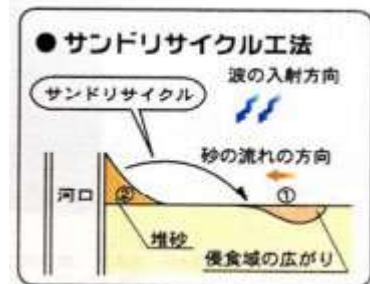
海岸に港などの構造物が作られた場合、砂の流れ(漂砂)が構造物によってせき止められ、海岸は沖に向かって前進する。逆に流れの下手に当たる構造物の反対側の海岸では本来流れてくるはずの砂が来なくなり、流れ出ていくばかりとなる。その結果、海岸線は陸側に後退し侵食を受ける。

そこで、構造物の上手にたまった砂を侵食された港の下手側の海岸に人工的に移動させ、砂浜を復元する。このような工法をサンドバイパス工法と呼ぶ。



◇ **サンドリサイクル**

流れの下手側に砂がたまり、上手側の海岸で侵食を受けている場合に、下手海岸にたまった砂を上手海岸に戻し、砂浜を復元する。この方法をサンドリサイクル工法と呼ぶ。



◇ **COD (化学的酸素要求量)**

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。CODが大きいほど、汚濁が進んでいるといえる。

◇ **受益地域** (じゅえきちいき)

海岸保全施設を設置することによって越波や侵食の被害を防護することができる地域。

◇ **順応的砂浜管理** (じゅんおうてきすなはまかんり)

自然環境の変化に応じて計画を柔軟に見直し、適切な砂浜管理をする手法。従来の砂浜管理は、侵食が発生した箇所を対象に対策を実施する「後追い対策」であったが、現在は健診的なモニタリングにより「予測を重視した順応的砂浜管理」が推進されている。

◇ **侵食** (しんしょく)

波浪により砂浜の砂が流れること。またはある海域から流出する砂の量が流入する量より多くなることによって海浜の汀線が後退する現象。

◇ **スロープ**

高低差がある海岸背後から砂浜や水際まで身障者が近づくことができるように、緩い勾配をもった坂を海岸保全施設に付帯して設けたもの。

◇ **節理(せつり)**

比較的規則正しい岩石の割れ目。火成岩が冷却して固結する際や、岩石の変形や風化によって生じたもので、板状・柱状・方状・玉葱(たまねぎ) 状などの形状がある。

◇ **設計津波水位〔レベル1 津波〕(せつけいつなみすい)**

一定の発生頻度(数十年~百数十年に一度程度)で到達すると想定される津波に対して、海水の侵入を防ぐために防護すべき高さ。地域海岸毎に設定することを基本とするが、施設の都合上局所的に上昇することと判断されれば、分割して設定される。

〔地域海岸〕(ちいきかいがん)

地形条件(湾の形状や山付け等の自然条件)や過去に発生した津波高さ等から、同一の津波外力を設定する必要があると判断される一連の海岸線を分割した領域。

〔レベル2 津波〕

千年に一度程度の発生頻度で到達すると想定される津波。この規模の津波に対しては完全に防ぐ防災ではなく、人命を守ることを第一とした減災に努める。

◇ **ソフト対策(そふとたいさく)**

情報や訓練などの「ソフト(無形の要素)」によって災害対策の効果を得る方法。
(例:浸水想定図の活用、避難訓練、防災教育、土地利用規制等)

夕行

◇ **高潮(たかしお)**

台風により気圧が低くなるため海面が吸い上げられたり、海面が強風で吹き寄せられたりして、湾内の海面が普段より数mも高くなること。このような高潮により海面が上昇して堤防より高くなると、海岸線や河口部に接する低地に浸水被害をもたらす。

◇ **潮位偏差(ちょういへんさ)**

高潮や異常潮の発生によって潮位が天文潮位よりも高く又は低くなることもあり、観測潮位と天文潮位との差の値。

〔異常潮〕(いじょうちょう)

海流の流路の変化等、気象要因ではない要因により、天文潮位から逸脱する現象。

◇ **鳥獣保護区(ちょうじゅうほごく)**

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、環境庁長官または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るため設定する区域。特に必要があると認めるときは鳥獣保護区の区域内に「特別保護地区」を指定することができる。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設が設置される。

◇ **底質**(ていしつ)

海洋などの水底を形成する表層土および岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたもの。

◇ **汀線**(ていせん)

浜あるいは岸と水面が交わった線。

◇ **d4PDF**(将来の気候変動に関する政策決定のためのデータベース)

日本の気象庁気象研究所を中心に開発された、大規模なアンサンブル気候予測データベースである。このデータベースは、地球温暖化による将来の気候変動を詳細に予測し、防災や適応策の立案に役立てることを目的としている。

◇ **島嶼**(とうしょ)

〔「嶼」は小さい島の意〕大きな島や小さな島。

ハ行

◇ **曝気**(ばっき)

空気の吹き込みや攪拌(かくはん) などをして、海水中に酸素を供給すること。

◇ **バリアフリー**

高齢者、障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障害を除去するという考え方。

◇ **ハード対策**(はーどたいさく)

構造物などの「ハード(有形の要素)」によって災害を防止・軽減する対策方法。
(例:海岸保全施設の整備、建物の耐震化等)

◇ **漂砂**(ひょうさ)

波浪、潮流等によって砂が動くこと。また、その移動する現象のことをいう。河口、港湾等を埋積したり海岸を侵食したりする。

◇ **保安林**(ほあんりん)

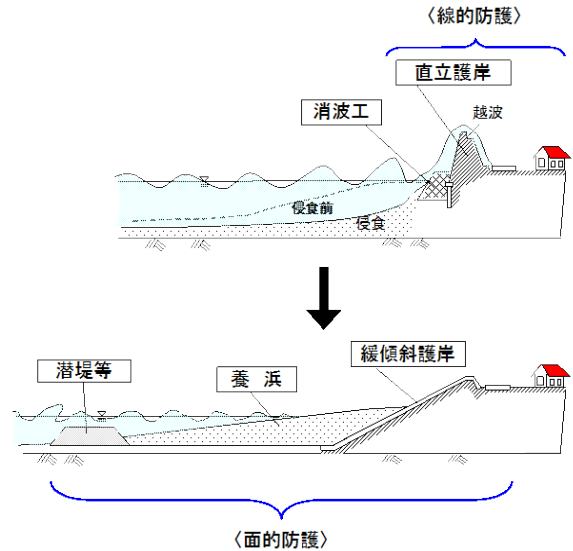
森林法に基づき、水源かん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要がある森林を対象に指定するもの。

◇ **ポケットビーチ**

海岸線の両端を突出した岬などによって囲まれた比較的延長の短い砂浜海岸。

マ行

- ◇ **面的防護方式**（めんてきぼうごほうしき）
 潜堤や養浜、緩傾斜堤防等の複数の施設によって、波の力を分散させて受け止める方式



- ◇ **〔線的防護方式〕**（せんてきぼうごほうしき）
 堤防、護岸や消波工のみで海岸線を防護する方式

- ◇ **藻場**（もば）
 沿岸浅海域で、海藻類が繁茂した場所。また、藻場はその藻場を構成している主要植物種、あるいは生育基盤である底質の種類などによって分類される。

ヤ行

- ◇ **養浜**（ようひん）
 侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成すること。
- ◇ **余裕高**（よゆうだか）
 堤防防天端高の設定における若干の不確実性を考慮した高さ。本基本計画の将来設計外力において平均海面水位上昇量は 2℃上昇シナリオの平均値で設定しているため、平均海面水位上昇量の不確実性を考慮し、余裕高は 4℃上昇シナリオの下限值まで上振れした場合を想定して、0.17m(=0.57m-0.40m)と設定した。

20 世紀末(1986~2005 年平均)を基準とした平均海面水位上昇量の将来予測(m)

時期	1986~2005 年の平均海面水位を基準とした 2081~2100 年平均				
	日本沿岸の平均海面水位の上昇量				
シナリオ	領域 I	領域 II	領域 III	領域 IV	4 海域平均
2℃上昇 (SSP1-2.6)	0.40 (0.30~0.55)	0.40 (0.30~0.56)	0.39 (0.29~0.55)	0.40 (0.31~0.56)	0.40 (0.30~0.55)
4℃上昇 (SSP5-8.5)	0.67 (0.55~0.87)	0.68 (0.56~0.88)	0.67 (0.55~0.87)	0.69 (0.57~0.89)	0.68 (0.56~0.88)

日本の気候変動 2025 をもとに作成、領域の区分は p.参考-15 に掲載

ラ行

- ◇ **リアス式海岸**
 出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。開析された山地が沈水してできたと考えられ、若狭湾や三陸海岸の南半部などに見られる。

福井県のすぐれた自然情報図 1999

凡例

1 メッシュの色区分

各メッシュ(約2km×2km)を4分割した小メッシュ(約1km×1km)単位に植生自然度(植生自然度表参照)を決定し、A~Eの5段階に区分した。

- A** 植生自然度10-9の小メッシュが2個以上
- B** 植生自然度10-9の小メッシュが1個または植生自然度8の小メッシュが2個以上
- C** 植生自然度8の小メッシュが1個または植生自然度7の小メッシュが2個以上
- D** 植生自然度7の小メッシュが1個または植生自然度6-5の小メッシュが2個以上
- E** 植生自然度6-5の小メッシュが1個または全ての小メッシュの植生自然度が4以下

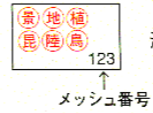
注)

・小メッシュの植生自然度は、第4回自然環境保全基礎調査で改変された1/50,000現存植生図(環境庁 1982,1987)をもとに、小メッシュ内で優占する植物群落の植生自然度で代表させた。

植生自然度表

植生自然度	区分基準
10	風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	ブナ林、スダジイ林等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クレーミズナラ群落、クスギ-コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	スギ林、ヒノキ林、アカマツ林等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
その他	自然裸地、開放水域等

2 メッシュ内の文字



漢字 メッシュ内に存在するすぐれた自然の部門

- 景 → 景観
 - 地 → 地形地質
 - 植 → 植生
 - 昆 → 昆虫
 - 陸 → 陸生生物・両生爬虫類
 - 鳥 → 鳥獣
- → 全国レベルまたは県レベルで特に重要
○ → 県レベルで重要

3 メッシュ別一覧表の見方

6~9	6	景70	7	景70	8	昆76,109,117,121	9	植1
-----	---	-----	---	-----	---	-----------------	---	----

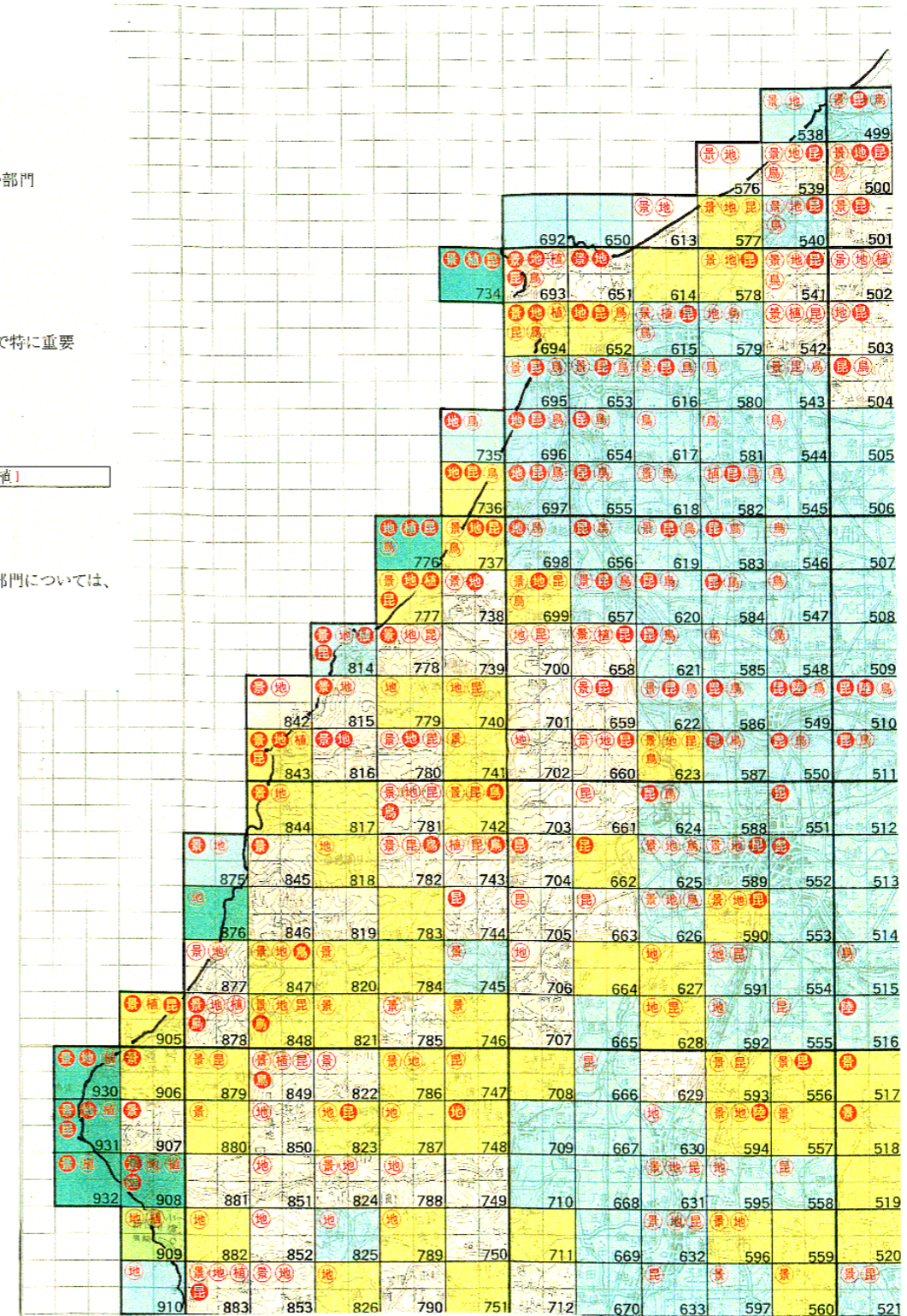
注1 注2 注3

注1: その行にあるメッシュ

注2: メッシュ番号

注3: 部門名と特性の整理番号(解説書に対応)。なお、景観部門については、「すぐれた景観分布図1999」の一覧表に対応。

赤い数字 → 全国レベルまたは県レベルで特に重要
黒い数字 → 県レベルで重要



(令和8年7月末時点最新データ)

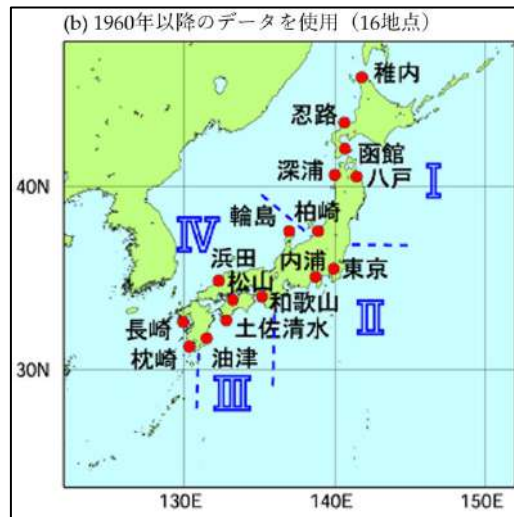
計画外力に関する事項

1. 気候変動による平均海面水位の上昇量

文部科学省と気象庁がとりまとめた「日本の気候変動 2025」では、下図に示す各領域について、気候変動による平均海面水位上昇量の推定値が示されている（下表参照）。これは、気温が産業革命以前の水準と比較して約2℃および約4℃上昇するシナリオにもとづき、20世紀末（1986～2005年平均）から21世紀末（2081～2100年平均）における平均海面水位の上昇量を算出したものである。

福井県を含む領域Ⅳにおいて、21世紀末における平均海面水位の上昇量は、2℃上昇シナリオの場合0.40mであり、2100年時点における平均海面水位上昇量は、この数値を用いて2024年から2100年までの平均海面上昇量を加算することを基本とする。

評価に用いた海面水位観測所地点



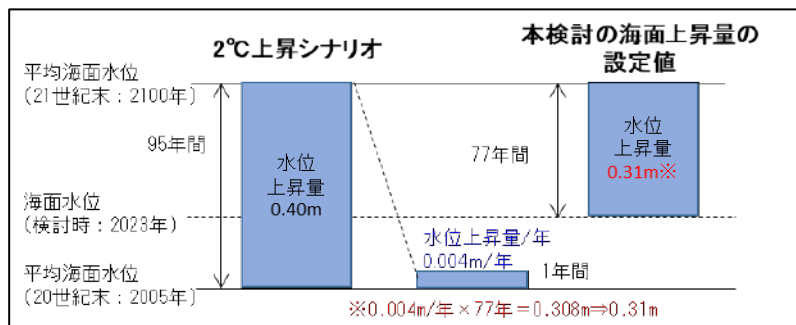
出典：日本の気候変動 2025（詳細編） p.206

20世紀末（1986～2005年平均）を基準とした平均海面水位上昇量の将来予測(m)

時期	1986～2005年の平均海面水位を基準とした2081～2100年平均				
シナリオ	日本沿岸の平均海面水位の上昇量				
	領域Ⅰ	領域Ⅱ	領域Ⅲ	領域Ⅳ	4海域平均
2℃上昇 (SSP1-2.6)	0.40 (0.30～0.55)	0.40 (0.30～0.56)	0.39 (0.29～0.55)	0.40 (0.31～0.56)	0.40 (0.30～0.55)
4℃上昇 (SSP5-8.5)	0.67 (0.55～0.87)	0.68 (0.56～0.88)	0.67 (0.55～0.87)	0.69 (0.57～0.89)	0.68 (0.56～0.88)

日本の気候変動 2025 をもとに作成

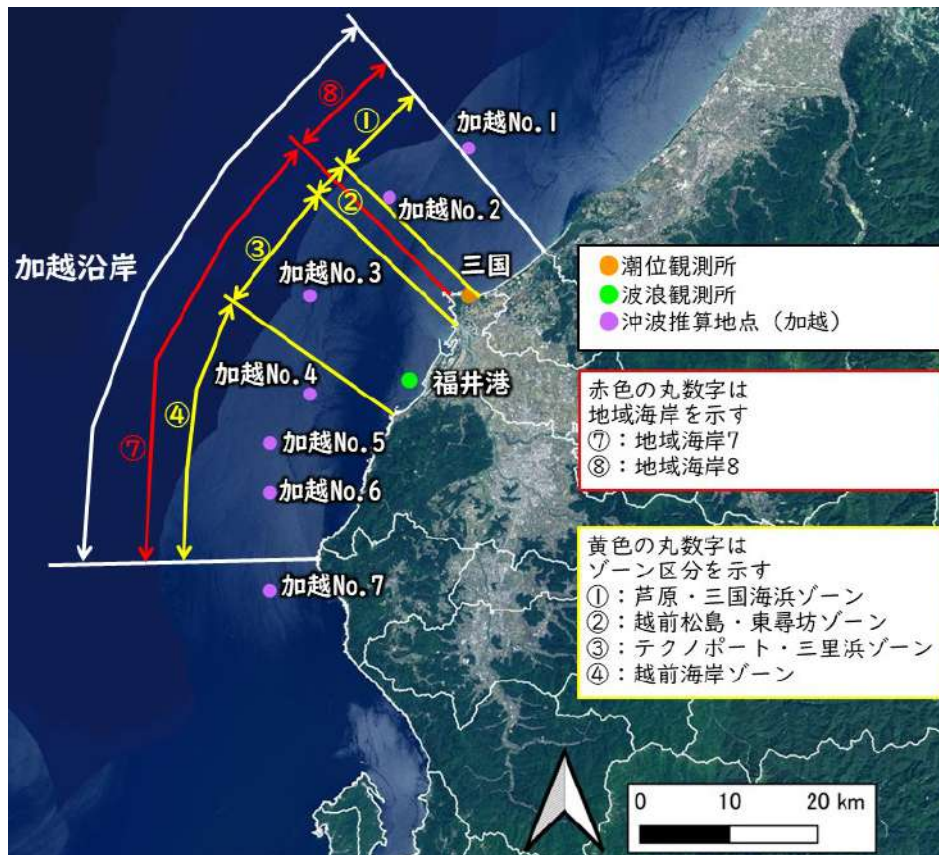
海面水位上昇量算出のイメージ図



2. 高潮・波浪・侵食・津波に対する計画外力

加越沿岸における2100年時点の高潮・波浪・侵食に対する計画外力は、以下の通りである。

将来の潮位偏差、波高はd4PDF 全球モデルの2℃上昇を活用して、風と気圧を目的関数とした推定式を構築し、現在と将来気候との変化倍率を現計画外力に乘じ算出した。



沿岸		加越沿岸					
地域海岸		地域海岸7		地域海岸8			
ゾーン区分		越前海岸	テクノポート・三里浜	越前松島・東尋坊	芦原・三国海浜		
特徴		岩礁海岸	埋立地 砂浜海岸	岩礁海岸	砂浜海岸		
2100年時点	朔望平均満潮位	T.P.+0.91m (T.P.+0.60m + 0.31m) 三国験潮場の5カ年平均朔望平均満潮位(2019-2023年) + 平均海面上昇量					
	潮位偏差	0.75m					
	計画高潮位	T.P.+1.66m (T.P.+0.91m + 0.75m)					
	計画波浪※	30年 確率 波浪	波高 (m)	10.15 ~10.34	10.34	10.13	9.96
			周期 (s)	13.9 ~14.0	14.0	13.9	13.8
			波向	NW	NW	NW	NW
	計画波浪※	50年 確率 波浪	波高 (m)	10.64 ~10.83	10.84	10.61	10.48
			周期 (s)	14.2 ~14.4	14.4	14.2	14.1
波向			NW	NW	NW	NW	
	沖波推算 地点	加越No.4~7	加越No.3	加越No.2	加越No.1		
設計津波水位 (T.P.m)		2.9		3.5			

※2100年時点の計画波浪の波高、周期は16方位の中で波高が最大となる方位の値を記載

海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

以下、第3章で定めた新設又は改良の整備対象区域、維持又は修繕対象区域について、海岸保全施設の存する区域、種類、規模・配置、受益地域を一覧表及び配置図として示す。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(1/6)

区域 番号	市町名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	規模(現況)		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
1	坂井市	福井県 (水管理・国土 保全局)	三国海岸浜地地区 (坂井市三国町梶第28字上浜1 番地西端～浜地第42字太縄13 番地東端)	護岸	230m	5.4 ～6.9	現況の最小天端高	5.4～6.9	坂井市の一部	住宅地 農用地 テーマパーク	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	7基 700m	—	—	—	—	—	
				突堤	3基 350m	—	—	—	—	—	
2	坂井市	坂井市 (水産庁)	梶漁港海岸 (坂井市三国町梶第40字宅地西 下垣内37番地の2)	護岸	177m	5.5	将来の波浪・高潮に よる必要天端高	6.5	坂井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 100m	3.0	—	—	—	—	
3	坂井市	坂井市 (水産庁)	崎漁港海岸 (坂井市三国町崎第19字伊賀松 第番地～崎第4字根保呂第3号2 番地)	護岸	84.4m	4.8	現況の最小天端高	4.8	坂井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
4	坂井市	福井県 (水管理・国土 保全局)	三国海岸安島第1地区 (坂井市三国町安島第26字小浜 16番地東端～第50字ヒジワリ25 番地の3東端)	護岸	315m	3.4 ～5.0	将来の波浪・高潮に よる必要天端高	5.5	坂井市の一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	186m	—	—	—	—	—	
5	坂井市	坂井市 (水産庁)	安島漁港海岸 (坂井市三国町安島25字西垣内 67番)	護岸	200m	5.0	将来の波浪・高潮に よる必要天端高	5.0	坂井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
6	坂井市	福井県 (水管理・国土 保全局)	三国海岸安島第2地区 (坂井市三国町安島第23字道間 瀬垣内20番地西端～第22字若 松67番地西端)	護岸	357m	3.4 ～5.0	将来の波浪・高潮に よる必要天端高	4.5	坂井市の一部	住宅地 森林	日常巡視、異常気象時等の点検およ び長寿命化計画に基づく点検を実施 し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	184m	—	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(2/6)

区域番号	市町名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	規模(現況)		規模(計画2100年時点)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)		延長等	天端高 (T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
7	坂井市	福井県 (港湾局)	福井港海岸宿・米ヶ脇地区 (三国防波堤南西方照射灯(北緯36度13分 東経36度8分3秒)から6度5分方向へ1,090mの点から南へ)	護岸	947m	2.5 ~5.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	4.2	坂井市の一部	住宅地 道路 緑地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	3基 280m	-0.5	—	—	—	—	
				消波工	572m	—	—	—	—	—	
8	坂井市	福井県 (港湾局)	福井港海岸新保地区 (坂井市三国町新保85字7番6から北へ)	護岸	2,244m	2.5 ~6.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	8.0	坂井市の一部	工業用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	2,037m	—	—	—	—	—	
				道路	2,264m	5.0	—	—	—	—	
9	坂井市 福井市	福井県 (港湾局)	福井港海岸福井地区 (南防波堤法線元付(北緯36度11分10.716秒 東経136度7分27.316秒)から299度50分17秒の方向へ719.13mの点から西へ)	護岸	4,845m	9.0	現況の最小天端高	9.0	坂井市および福井市の一部	工業用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	3基 645m	2.5 ~4.0	—	—	—	—	
				離岸堤 (人エリーフ)	5基 1,870m	-1.5 ~-2.5	—	—	—	—	
				消波工	5,245m	—	—	—	—	—	
				道路	4,837m	6.0 ~7.0	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(3/6)

区域番号	市町名	海岸管理者(所管)	区域	種類	規模(現況)		規模(計画2100年時点)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名(地先)		延長等	天端高(T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
10	福井市	福井県(水管理・国土保全局)	福井海岸浜住地区(福井市浜住町5字雲出垣内2番地北端～免鳥町35字浜辺95番地北西端)	背後地盤高	—	5.3	現況背後地盤高	5.3	—	—	—
				離岸堤	14基 1,445m	—	—	—	福井市の一部	住宅地	
				人工リーフ	2基 250m	—	—	—			
11	福井市	福井県(港湾局)	鷹巣港海岸和布地区(鷹巣港平島灯台(北緯36度7分37秒 東経136度3分52秒)から176度20分方向へ257mの点から西へ)	防潮堤	1基 70m	4.7	将来の波浪・高潮による必要天端高	4.7	福井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	1基 70m	1.5	—	—	—	—	
				消波工	144m	—	—	—	—	—	
12	福井市	福井県(港湾局)	鷹巣港海岸蓑地区(鷹巣港平島灯台(北緯36度7分37秒 東経136度3分52秒)から214度40分方向へ459mの点から西へ)	護岸	213m	6.5 ～7.0	現況の最小天端高	6.5～7.0	福井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	180m	—	—	—	—	—	
13	福井市	福井県(港湾局)	鷹巣港海岸松蔭地区(鷹巣港平島灯台(北緯36度7分37秒 東経136度3分52秒)から224度方向へ589mの点から西へ)	護岸	188m	2.5 ～6.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	5.2	福井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				突堤	1基 20m	1.7 ～1.9	—	—	—	—	
				消波工	126m	—	—	—	—	—	
14	福井市	福井市(農村振興局)	川西海岸糸崎長橋地区(福井市糸崎町10号字堂ノ腰12番地～長橋7号字北中玉目1番地の1)	護岸	645m	3.8	将来の波浪・高潮による必要天端高	6.9	福井市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

施設種類が「背後地盤高」の箇所は、影響度評価の根拠として記載しており、海岸保全施設ではないことに留意する。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(4/6)

区域番号	市町名	海岸管理者(所管)	区域	種類	規模(現況)		規模(計画2100年時点)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名(地先)		延長等	天端高(T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
15	福井市	福井県(水管理・国土保全局)	福井海岸長橋地区(福井市長橋町18字48番地北東端～北防堤基部中心)	背後地盤高	—	5.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	5.7	福井市の一部	住宅地 小学校	—
				離岸堤	2基 49m	—	—	—			
				消波工	131m	—	—	—			
16	福井市	福井市(水産庁)	菅生漁港海岸(福井市北菅生町3字最寄1番の2～南菅生町25字新保1番の2) 菅生漁港海岸(福井市北菅生町)	護岸	297.2m	5.5 ～6.6	将来の波浪・高潮による必要天端高	7.3	福井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				護岸	295m	5.5 ～6.6	将来の波浪・高潮による必要天端高	7.3		宅地 道路	
				消波工	3基 93.8m	5.3	—	—		—	
17	福井市	福井市(農村振興局)	福井海岸鮎川地区海岸(福井市鮎川町33号字河尻4番地～94号字浜河尻8番地)	護岸	231m	4.2	将来の波浪・高潮による必要天端高	6.0	福井市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
18	福井市	福井市(水産庁)	鮎川漁港海岸(福井市鮎川町94字浜河尻7番の4)	護岸	101m	4.5	現況の最小天端高	4.5	福井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 127.1m	2.5	—	—		—	
19	福井市	福井県(水管理・国土保全局)	福井海岸鮎川地区(基点1 四等三角点鮎川三角点より347度45分14秒の方向、距離1,839.50の点～基点3 基点2の地点から182度25分41秒の方向、距離12.37の点)	護岸	450m	4.3	将来の波浪・高潮による必要天端高	4.7	福井市の一部	住宅地 小・中学校	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				人エリーフ	4基 267m	—	—	—		—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

施設種類が「背後地盤高」の箇所は、影響度評価の根拠として記載しており、海岸保全施設ではないことに留意する。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(5/6)

区域番号	市町名	海岸管理者(所管)	区域	種類	規模(現況)		規模(計画2100年時点)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名(地先)		延長等	天端高(T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
20	福井市	福井市(水産庁)	白浜(国見)漁港海岸 (福井市白浜町3字釜屋20番の4)	護岸	158m	5.5	現況の最小天端高	5.5	福井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	1基 20.0m	2.5	—	—	—	—	
21	福井市	福井市(水産庁)	大丹生漁港海岸 (福井市大丹生町~小丹生町)	護岸	442m	5.0	現況の最小天端高	5.0	福井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	4基 219.6m	2.5	—	—	—	—	
22	福井市	福井市(農村振興局)	福井海岸小丹生地区 (福井市小丹生町51号字上糞浜1番地~22号字下安蛇2番地の1)	護岸	645m	5.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	9.0	福井市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
23	福井市	福井市(農村振興局)	越廻海岸大味地区 (福井市大味町19号字佐武1番地~20号字上佐武5番地)	護岸	231m	5.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	8.0	福井市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
24	福井市	福井市(水産庁)	大味漁港海岸 (福井市大味町37字下宅地37番)	護岸	113.2m	4.2~4.6	将来の波浪・高潮による必要天端高	4.5	福井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 135m	3.0	—	—	—	—	
				突堤	1基 58m	1.6	—	—	—	—	
25	福井市	福井県(水産庁)	茶崎漁港海岸 (福井市蒲生町14字脇浜24番の2)	護岸	667.5m	7.5	現況の最小天端高	7.5	—	—	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	2基 130m	3.0~3.5	—	—	—	—	
				突堤	2基 65m	4.0~4.6	—	—	—	—	
				防砂堤	28.5m	1.0	—	—	—	—	

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

1. 海岸保全施設の在する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法(6/6)

区域番号	市町名	海岸管理者(所管)	区域	種類	規模(現況)		規模(計画2100年時点)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名(地先)		延長等	天端高(T.P.m)	設定根拠	天端高(T.P.m)	地域	状況	
26	福井市	福井県(農村振興局)	越前海岸蒲生第1地区(福井市蒲生町15号字三大山尻5番地~19号字北城ヶ脇18番地)	護岸	558m	5.5	現況の最小天端高	5.5	福井市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤	3基 287m	—	—	—	—	—	
				人工リーフ	5基 361m	—	—	—	—	—	
				突堤	2基 142m	—	—	—	—	—	
27	福井市	福井県(農村振興局)	越前海岸蒲生第2地区(福井市蒲生町22号字南城ヶ脇4番地~26号字子良1番地)	護岸	492m	5.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	8.3	福井市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
28	福井市	福井県(農村振興局)	越前海岸蒲生第3地区(福井市蒲生町30号字南大良3番地~31号字鎌坂峠2番地)	護岸	232m	5.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	9.0	福井市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
29	福井市	福井県(農村振興局)	越前海岸蒲生第4地区(福井市浜北山1号字樽海2番地~居倉43号字立上23番地)	護岸	1,095m	5.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	6.9	福井市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
30	福井市	福井市(水産庁)	居倉漁港海岸(福井市居倉町43字立上17番)	護岸	490.1m	6.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	6.5	福井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	1基 84.0m	4.5	—	—	—	—	
31	福井市	福井県(水管理・国土保全局)	越前海岸居倉地区(福井市居倉町35字清水川6番地の3北東端~33字大倉7番地の2北端)	護岸	160m	6.0	将来の波浪・高潮による必要天端高	6.5	福井市の一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工	30m	—	—	—	—	—	
32	福井市	福井県(農村振興局)	越前海岸居倉赤坂地区(福井市居倉町27号字下イゴ谷4番地~赤坂町65号字蚊ノ瀬1番地)	護岸	415m	5.5	将来の波浪・高潮による必要天端高	6.5	福井市の一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※将来の気候変動を考慮し、2℃上昇を前提とした2100年時点の必要天端高(平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を考慮)を示す。

なお、規模(計画2100年時点)には、現況の最小天端高、将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高を比較して最も高い値を記載している。

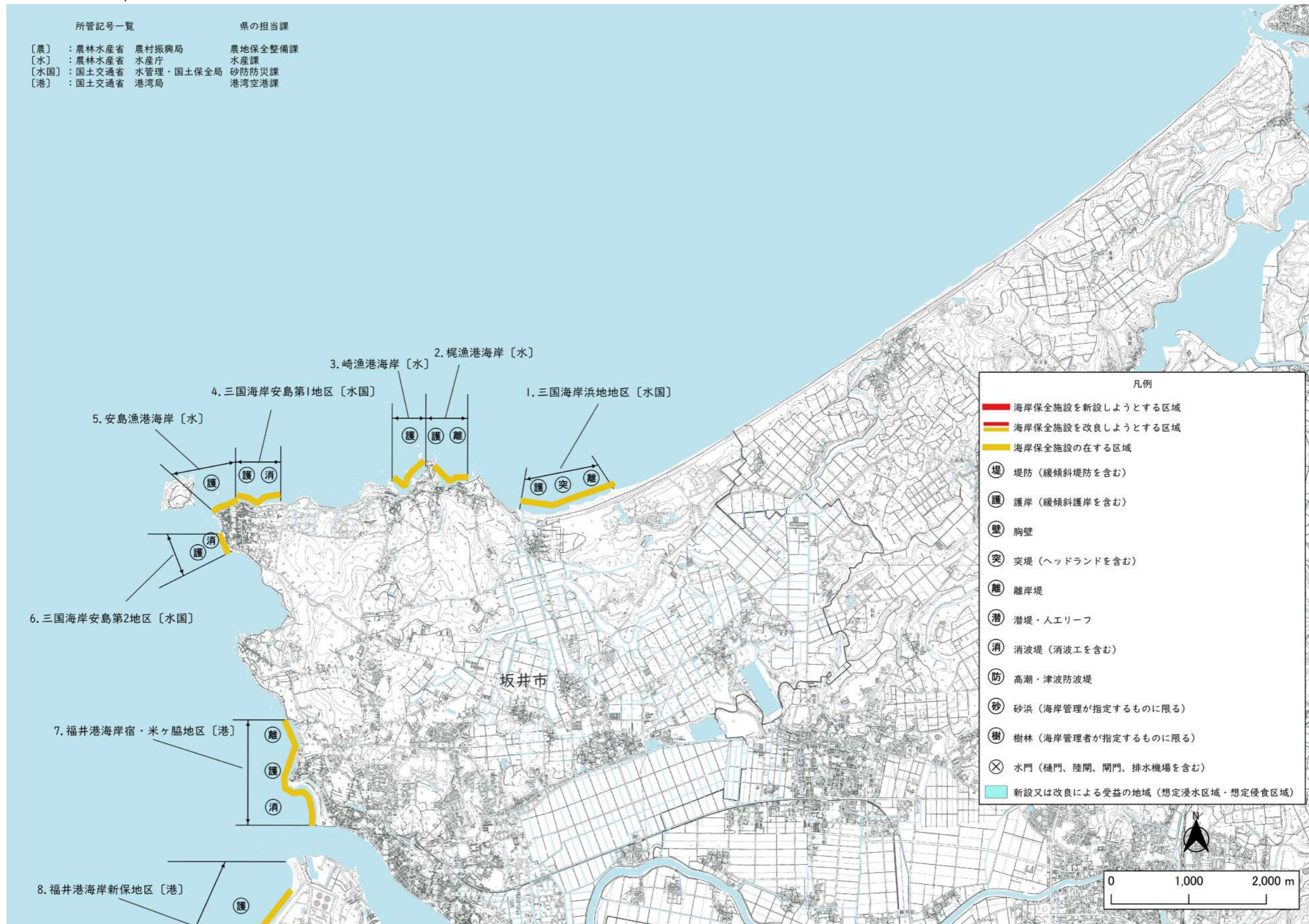
(将来の設計津波水位及び将来の波浪・高潮による必要天端高には余裕高(0.17m)を考慮し、0.1mピッチで切り上げている。)

将来の波浪・高潮による必要天端高は、国土交通省 水管理・国土保全局、国土交通省 港湾局所管の地区海岸については50年確率波浪を、農林水産省 水産庁、農林水産省 農村振興局所管では30年確率波浪を対象としている。

また、必要天端高の算出方法は防護ラインが汀線より陸側であればうちあげ高、海側であれば越波量を用いて算出した。

施設を整備する際は、本必要天端高を参考に、個別に必要な調査、検討を実施して設計するものとする。

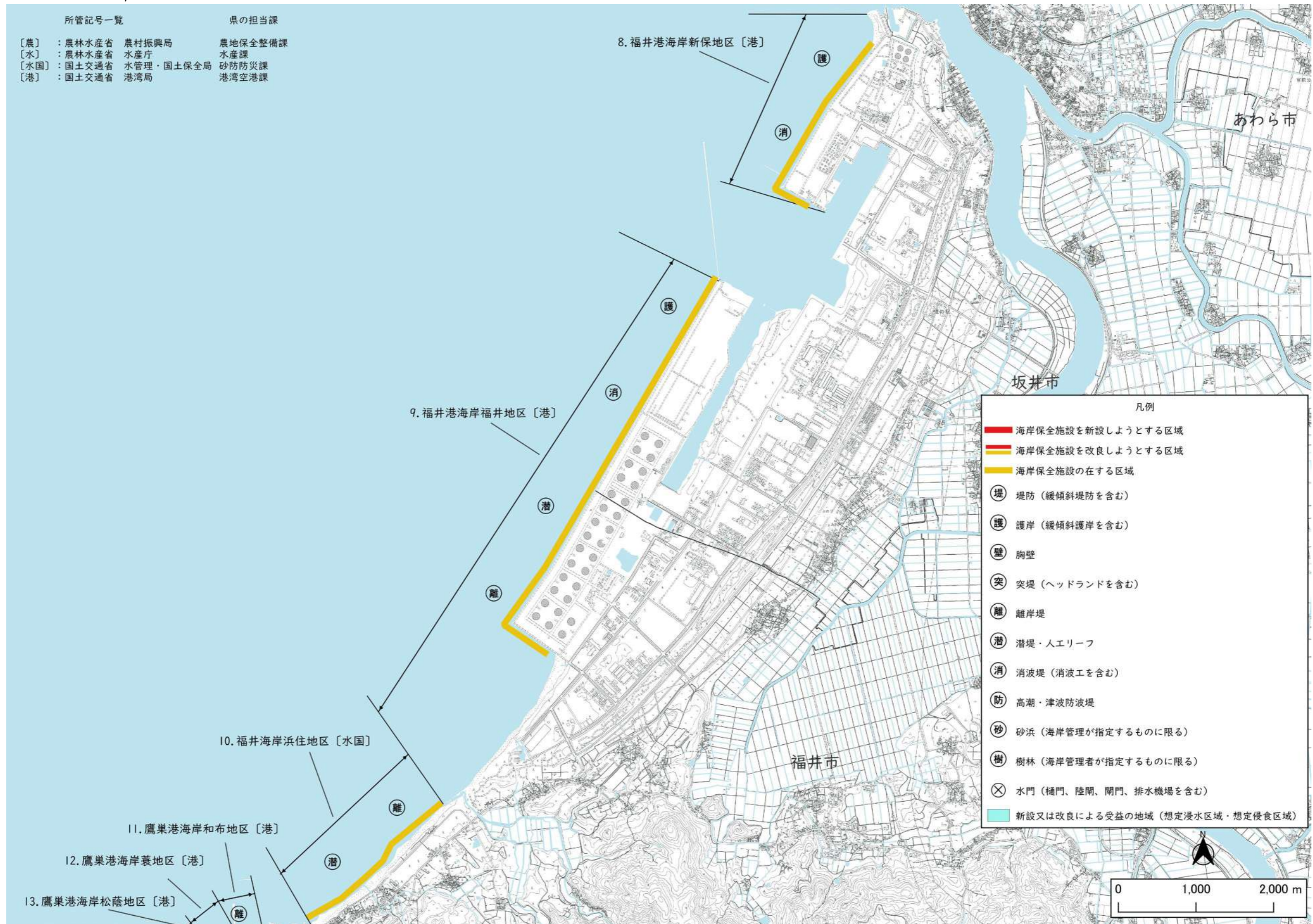
2. 海岸保全施設の配置図(1/4)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

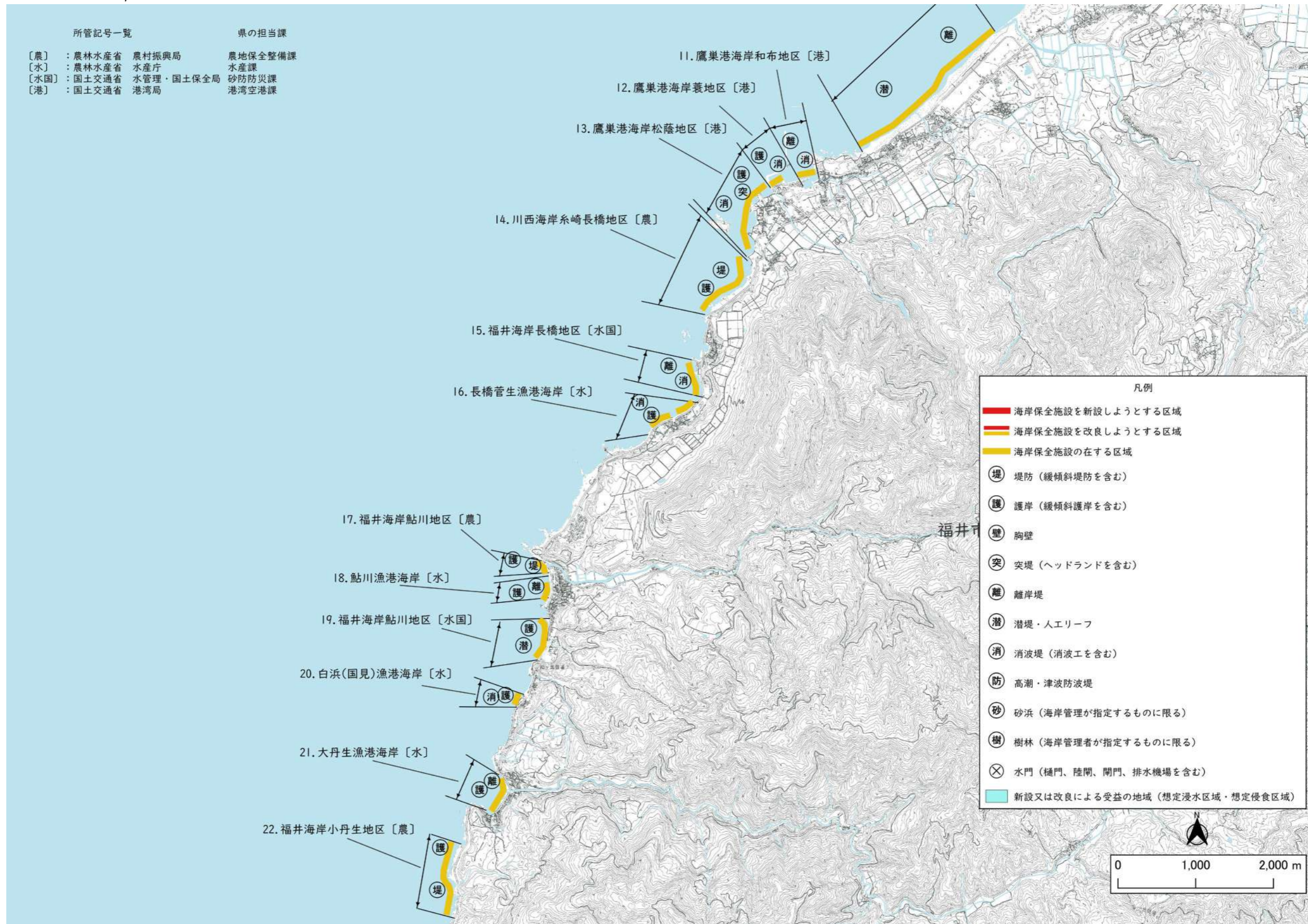
2. 海岸保全施設の配置図(2/4)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

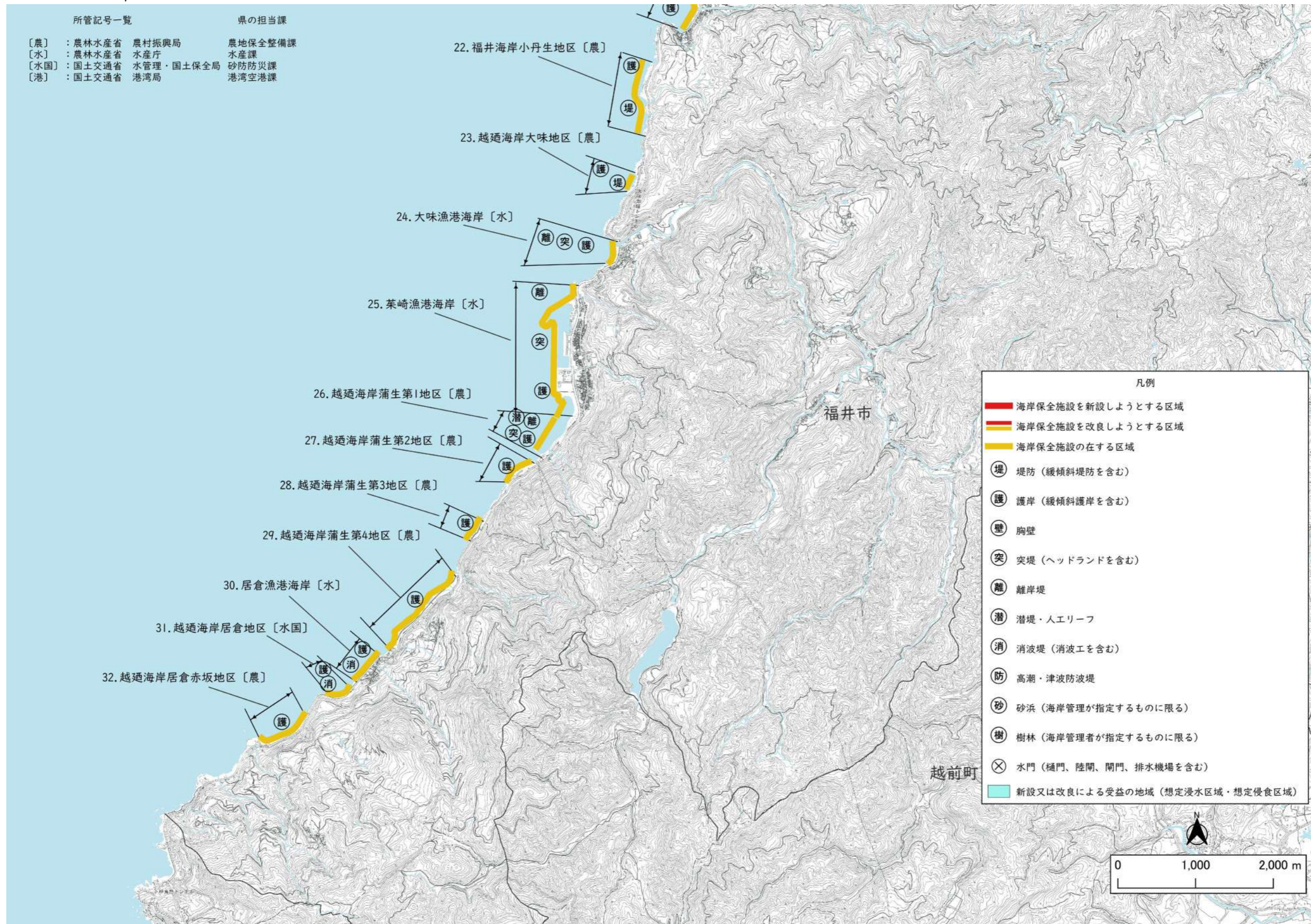
2. 海岸保全施設の配置図(3/4)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2. 海岸保全施設の配置図(4/4)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 68」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」